

第 7 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 19 年 3 月 2 日 開会
平成 19 年 3 月 13 日 閉会

南 部 町 議 会

第 7 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（3月2日）

○ 議事日程	1
○ 本日の会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	2
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○ 職務のため出席した者の職氏名	2
○ 開会及び開議の宣告	3
○ 議会運営委員会委員長の報告	3
○ 会議録署名議員の指名	4
○ 会期の決定	4
○ 諸般の報告	5
○ 提出議案提案理由説明	5
○ 発議第 1 号、発議第 2 号の上程、採決	1 5
○ 請願第 1 号、陳情第 1 号の上程、委員会付託	1 6
○ 散会の宣告	1 6

第 2 号（3月5日）

○ 議事日程	1 7
○ 本日の会議に付した事件	1 8
○ 出席議員	1 8
○ 欠席議員	1 8
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 8
○ 職務のため出席した者の職氏名	1 9
○ 開議の宣告	2 0
○ 一般質問	2 0

長 根 和 夫 君	2 0
佐々木 元 作 君	3 0
工 藤 幸 子 君	4 1
内 村 貞 子 君	5 3
伊 達 一 夫 君	5 9
立 花 寛 子 君	6 1
○散会の宣告	7 4

第 3 号 (3月7日)

○議事日程	7 5
○本日の会議に付した事件	7 5
○出席議員	7 6
○欠席議員	7 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 6
○職務のため出席した者の職氏名	7 7
○開議の宣告	7 8
○一般質問	7 8
西 塚 英 夫 君	7 8
川守田 稔 君	9 0
川 井 健 雄 君	1 0 3
高 橋 隆 博 君	1 0 8
山 口 博 个 君	1 1 3
○散会の宣告	1 2 7

第 4 号 (3月8日)

○議事日程	1 2 9
○本日の会議に付した事件	1 3 0
○出席議員	1 3 1

○ 欠席議員	1 3 1
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 1
○ 職務のため出席した者の職氏名	1 3 2
○ 開議の宣告	1 3 3
○ 議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
○ 議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 6
○ 議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
○ 議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
○ 議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 3
○ 議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○ 議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 8
○ 議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○ 議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 1
○ 議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 3
○ 議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 5
○ 議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 7
○ 議案第 1 3 号から議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 8
○ 議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 2
○ 議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 5
○ 議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 1
○ 議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 3
○ 議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 4
○ 議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 5
○ 議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 6
○ 議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 7
○ 議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 0
○ 議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 1
○ 議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 2
○ 議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 4
○ 議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 9

○ 議案第 31 号から議案第 50 号の上程、委員会付託	190
○ 散会の宣告	191

第 5 号（3月13日）

○ 議事日程	193
○ 本日の会議に付した事件	194
○ 出席議員	194
○ 欠席議員	194
○ 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	195
○ 職務のため出席した者の職氏名	195
○ 開議の宣告	196
○ 議案第 31 号から議案第 50 号の委員長報告、討論、採決	196
○ 請願第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	201
○ 陳情第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	202
○ 発議第 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決	203
○ 議会運営委員会報告	205
○ 総務企画常任委員会報告	205
○ 委員会の閉会中の継続調査の件	206
○ 日程の追加	206
○ 議案第 51 号の上程、質疑、討論、採決	207
○ 議案第 52 号の上程、説明、質疑、討論、採決	208
○ 議案第 53 号の上程、説明、質疑、討論、採決	209
○ 閉会の宣告	210
○ 署名議員	213

第 7 回南部町議会定例会

議事日程（第 1 号）

平成19年 3 月 2 日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 発議第 1 号 南部町議会委員会条例の一部改正について
- 第 5 発議第 2 号 南部町議会会議規則の一部改正について
- 第 6 請願第 1 号 乳幼児医療費国庫負担制度の創設求める請願書
- 第 7 陳情第 1 号 南部町名川りんご集出荷貯蔵センターの設備修理に関する陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（38名）

1番	河門前 正 彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉 松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君
7番	中 村 善 一 君	8番	佐々木 勝 見 君
9番	庭 田 豊 茂 君	10番	夏 坂 清 蔵 君
11番	長 根 和 夫 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	四 戸 清 君	14番	内 村 貞 子 君
15番	工 藤 和 夫 君	17番	佐々木 幹 夫 君
18番	馬 場 又 彦 君	19番	日向端 猛 君
20番	立 花 寛 子 君	22番	大久保 俊 和 君
24番	滝 田 米 作 君	25番	川守田 稔 君
26番	佐々木 金 嘉 君	27番	工 藤 久 夫 君
28番	坂 本 正 紀 君	30番	河 端 幸 蔵 君

31番 相 田 耕 作 君
 33番 沼 畑 繁 君
 35番 佐々木 元 作 君
 37番 金 沢 和 夫 君
 40番 宮 野 正 君
 42番 野 田 清 八 君

32番 山 口 博 个 君
 34番 小笠原 義 弘 君
 36番 伊 達 一 夫 君
 39番 東 寿 一 君
 41番 西 塚 芳 弥 君
 43番 佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	助 役	赤 石 武 城 君
収入役兼掌助役	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不二彦 君	商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	福地総合サービス課長	川 井 和 男 君
名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君	南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君
出 納 室 長	坂 本 與志美 君	名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君
老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君	市 場 長	堀 内 誠 悦 君
総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君	農林課農林推進監	岩 館 茂 好 君
農林課グリーン・ツーリズム推進室長	小笠原 覚 君	教 育 委 員 長	赤 平 實 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君
社会教育課長	工 藤 光 行 君	選挙管理委員会委員長	中 村 喜 雄 君
農業委員会会長	沼 畑 俊 一 君	農業委員会事務局長	後 村 森 夫 君
代表監査委員	松 本 陽 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸		

開会及び開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は38人でございます。定足数に達しておりますので、これより第7回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

議会運営委員会委員長の報告

○議長（工藤久夫君） ここで議会運営委員長から本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 佐々木元作君 登壇）

○議会運営委員会委員長（佐々木元作君） おはようございます。議会運営委員会の報告を行います。

去る2月23日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第7回南部町議会定例会の運営について協議をいたしましたので、決定事項をご報告いたします。本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案が条例の制定等18件、平成18年度補正予算12件、平成19年度予算20件でございます。なお、平成19年度各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し、付託して審議することにいたしました。そのほかの案件といたしましては、議員提出議案が2件、請願1件、陳情1件、委員会の報告等がございます。請願書と陳情書につきましては、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することにいたしました。一般質問は11名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

以上のことを踏まえて、今定例会の会期は本日3月2日から13日までの12日間といたしました。なお、3月3日、4日、10日、11日は休日のため、6日は議案熟考のため、休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、長期間にわたる今定例会でございますが、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

本定例会の地方自治法に基づく出席要求は、町長、選挙管理委員長、教育委員長、農業委員長、代表監査委員であります。

.....

会議録署名議員の指名

○議長（工藤久夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において13番四戸清君、14番内村貞子君を指名いたします。

.....

会期の決定

○議長（工藤久夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日3月2日から3月13日までにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、3月2日から3月13日までの12日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました12日間の会期中、3月3日、4日、10日、11日は休日のため、6日は議案熟考のため、休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの５日間は休会とすることに決定いたしました。

.....

諸般の報告

○議長（工藤久夫君） 日程第３、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

.....

提出議案提案理由説明

○議長（工藤久夫君） ここで本定例会に上程されました町長提出議案50件について町長から提案理由の説明があります。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の平成19年第７回南部町議会定例会を開会するに当たり、議員各位、参与の方々には年度末の何かとご多忙のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、新年１月に開催いたしました平成19年南部町新年互礼会並びに南部町誕生一周年記念式典では、多くの関係者、ご来賓からご出席をいただき、新町のさらなる発展・飛躍に向け誓いを新たにしたところであります。

先般、国が推進する頑張る地方応援プログラムの一環として、地域活性化について、安倍総理大臣との意見交歓会へ出席する機会を得ました。私は、都市と農村の交流などのソフト事業は、補助金のような単発の支援ではなく、継続的な支援を要望してきたところでありますが、安倍総理には「地方の活力なくして国の活力はない、やる気のある地方が独自の施策を展開し、魅力ある地方に生まれ変わるよう、体制の整備・地方分権を進め、知恵と工夫にあふれた地方の実現に向け支援すべく頑張ってもらいたい」とのことでありました。

国においては、昨年暮れの臨時国会において、地方分権改革推進法が成立いたしました。冒頭

の文言には「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とする」とその基本方針がうたわれております。

市町村の役割がますます重要かつ責任が大きなものになる中、さきの三位一体改革では、国から地方への補助金 4 兆円が廃止となり、かわりに 3 兆円が税源移譲されましたが、国の財政再建を理由に地方交付税が削減され、財政的には自治体間の格差が広がり、自主財源率の低い自治体は非常に厳しい状況にあります。我々行政には、厳しい財政難への対応能力に加え、地方分権に耐えられる組織力が求められております。さらなる行政改革を進め、組織強化を図り、また職員の資質向上・人材育成に努めてまいる考えであります。

平成19年度の予算編成に当たっては、職員に対し、前例踏襲的な考えを払拭して、行政の簡素効率化、経常経費の抑制を徹底するとともに、住民各界各層が新南部町のもと、一体感が体现できる予算を編成するよう指示したところであります。

苦しい財政環境の中であって、私の政治姿勢であります町民とのキャッチボール対話をモットーに、合併後の南部町が、さらに飛躍するためのまちづくりを基本方針に、限られた財源の中で、最大の効果を達成できるよう、ハード、ソフトの事務事業を厳選し、予算編成に取り組んだところであり、議員各位のご理解と一層のご支援、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。副町長の定数に関する条例の制定などの条例の制定の案件が12件、規約の変更等が 6 件、平成18年度補正予算案12件、平成19年度一般会計初め、各特別会計当初予算案20件の合わせて50件であります。順にご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第 1 号、南部町副町長の定数に関する条例の制定についてであります。市町村の助役にかえて、市町村に副町村長を置くものとし、その定数を条例で定めることとした地方自治法の改正が、この 4 月から施行されることに伴い、副町長の定数を 2 名とする条例を制定するものであります。

次に、議案第 2 号、南部町表彰条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案第 1 号でご説明申し上げました地方自治法の改正において、助役にかえて副町長を置くとした改正のほかに、収入役を廃止し、一般職の会計管理者を置くこととされたこと、また、吏員制度が廃止され、事務吏員、技術吏員の区別をなくし、町の職員とする改正も同時に行われたことに伴い、南部町表彰条例のほか関連する各条例につきまして、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 3 号、南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定及び議案第 4 号、南部町多目的研修センター条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。公共施設

において、集団的または常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益となる使用を排除する規定を加えるため、関連する条例について所要の改正を行うものであります。また、健康増進センターにつきましては、ふくち屋内プール及びアイスアリーナについて、利用料金を指定管理者の収入として収受させることとした改正であります。

次に、議案第5号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成18年人事院勧告に準じ、町職員に支給される扶養手当のうち、3人目以降の子に対する支給月額を引き上げるとともに、管理職手当について所要の改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第6号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令がこの4月から施行されることに伴い、課税の限度額を「53万円」から「56万円」に改正するものであります。

次に、議案第7号、南部町ふるさと創生基金条例を廃止する条例の制定についてであります。ふるさと創生事業として基金を積み立て、みずから考え、みずから行う地域づくりとして、各事業に充当してきたところでありますが、その目的が達成されたことから、基金を廃止するものであります。

次に、議案第8号、南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第9号、南部町運動公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これらの施設の使用について、集団的または常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益となる使用を排除する規定を加えるものであります。また、中央公民館、剣吉公民館の使用料を整理するとともに、ふるさと運動公園多目的球技場の完成に伴い、この利用に関し必要な事項を定めたものであります。

次に、議案第10号、南部町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市町村に設置が義務づけられた地域包括支援センターをこの4月に設置することに伴い、同センターに全業務が移行することとなる名川在宅介護支援センター及び剣吉在宅介護支援センターを廃止するため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第11号、南部町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、また、結核予防法が廃止され、感染症予防法に統合されたことに伴い、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第12号、南部町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。上名久井地区農業集落排水処理施設が完成し、この4月から共用開始することとな

り、処理施設の名称、位置及び処理区域の規定を加えるものであります。

次に、議案第13号、三戸郡町村会館管理組規約の変更についてから、議案第17号、田子高原広域事務組規約の変更についてまでの5議案につきましては、各管理及び事務組の規約の変更について、地方自治法の改正により収入役、吏員等が廃止され、会計管理者、職員等に改正されたことに伴い、規約の一部を変更するもので、議決を求めるものであります。

次に、議案第18号、青森県新産都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更についてであります。経費節減等により負担金の額を22万9,000円から19万1,000円に変更することについて協議するものであります。

次に、議案第19号、平成18年度南部町一般会計補正予算（第7号）についてであります。予算の総額から歳入歳出それぞれ3,509万7,000円を減額し、予算の総額を101億8,031万4,000円とするものであります。

歳出において追加補正とした主なものは、総務費においては、路線バス維持補助金に658万5,000円、町県民税、固定資産、軽自動車税等を統一する税の総合電算システムの整備費に8,285万8,000円、戸籍の電算化を整備するための経費に9,668万8,000円、民生費では75歳以上の後期高齢者医療制度が平成20年度から始まることに伴い、保険料徴収業務が市町村の業務となるため、その電算化の整備にシステム開発委託料として2,750万円、商工費では、農林漁業体験実習館費に300万円、町営地方卸売市場特別会計繰出金に500万円、それぞれ追加補正するものです。このほか、南部地区消防屯所の用地購入費に890万1,000円、実質公債費の負担改善のため、繰上償還を行う公債費に元金、利子分合わせて3,465万2,000円を追加計上いたしました。

このほか歳出の減額補正につきましては、事業が確定したことに伴い、退職手当組合の負担金や特別会計への繰出金並びに入札残の減額、災害認定の精査により、農林及び土木施設災害復旧事業費の減、新規防災計画を業者委託せず策定したことなどにより、委託料などを減額計上いたしましたものであります。

これに充当する財源として、普通地方交付税が1億3,685万4,000円、後期高齢者医療制度設立準備国庫補助金640万円、国の補正予算により前倒し配分となった合併市町村国庫補助金1億7,020万円、県補助金として市町村合併支援特別交付金477万1,000円などが追加補正の主なもので、このほか、事業が確定したことによる県支出金等を減額し、歳入歳出の総額で減額補正となったものであります。

次に、議案第20号、平成18年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第3号）についてであります。給食管理費、給食材料費など304万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億

2,794万9,000円とするものであります。

次に、議案第21号、平成18年度南部町農林漁業体験実習館特別会計補正予算（第3号）についてであります。使用料と売上収入300万円を減じて、一般会計からの繰入金300万円を追加したもので、歳入歳出の予算の総額は変わらないものであります。

次に、議案第22号、平成18年度南部町ボートピア交付金事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。環境整備協力費、一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を同額追加し、歳入歳出予算の総額は変わらないものであります。

次に、議案第23号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ2,238万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億5,258万円とするもので、補正の主なものは、一般及び退職被保険者等療養給付費に2,238万6,000円を追加し、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金については、一般財源を減額し、それぞれの交付金を追加する財源内訳補正であります。

次に、議案第24号、平成18年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号）から、議案第30号、平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）までの各特別会計補正予算7件につきましては、事業が確定したことにより、歳入歳出をそれぞれ精査し、項目間での調整並びに減額補正、財源内訳補正を行ったものであります。

次に、議案第31号からの平成19年度南部町一般会計予算ほか各特別会計の予算編成についてであります。国全体としては大都市圏における景気の拡大に伴う税収の増といった明るい話題はありますが、当町のような地方の小規模自治体においては、実感に乏しく依然として厳しい経済情勢により、財政状況は年々厳しさを増してきているものと強く懸念されます。

歳入の約半分を占めております地方交付税につきましては、税収増を背景として、地方財政計画により全国平均で4.8%減とされていることから、当町といたしましては、減額率を5.0%と見込み、当初予算に計上しております。

町税につきましては、平成18年度までは、所得譲与税が国からの収入としてありましたが、三位一体改革の税源移譲により、町民税へ編入となり、町税は増となりましたが、譲与税と町税の増減分を差し引きますと、増減はほぼなしという状況であります。

合併して1年が経過したわけではありますが、町財政指標の悪化が懸念されるものであります。平成17年度決算において、経常収支比率は94%となり、今年度中に財政運営計画を策定し、県に提出して承認を得ることとしております。さらに、経常収支比率の悪化の主要因であります公債費の償還額に関連しまして、公債費負担適正化計画の策定対象団体となっており、今後とも地方

債発行を極力抑制するとともに、繰上償還を行い、町債残高を減らしていくことにより、改善を図ってまいりたいと考えております。

年々厳しさの増す財政状況の中での予算編成となり、今後とも国、県の動向を注視しながら主要事業への予算配分にメリハリの効いた施策を展開してまいりたいと考えております。

それでは、提案いたしました平成19年度当初予算について、それぞれの概要をご説明申し上げます。

まず、議案第31号、平成19年度南部町一般会計予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ96億1,000万円で、前年度に比べ、9,900万円の減、率にして1.0%の減となりました。

まず、第1款町税であります。町民税のうち個人所得割が税源移譲により1億3,638万3,000円、固定資産税が法師岡新幹線変電所分として836万4,000円などがふえたのに対し、軽自動車税、たばこ税などが減額となりましたが、全体として11.0%、1億4,626万1,000円増の14億7,235万4,000円となりました。

次に、第2款の地方譲与税につきましては、町民税への税源移譲により所得譲与税が廃止になったことに伴い、地方財政計画により、1億5,321万2,000円減の1億7,968万8,000円となりました。

次に、第3款から第8款までの各種の交付金についてであります。平成18年度の当初予算と同額程度、または減額で見込まざるを得ない状況になっております。

次に、第9款地方交付税であります。当初比で1億5,000万円余りが増となっております。これは平成18年度当初予算時に、普通交付税、特別交付税とも過少計上していたため増となったもので、平成18年度交付額に対して、5.0%減を見込んで、46億2,209万9,000円を計上いたしました。

次に、第11款分担金及び負担金であります。保育所保護者負担金など9,425万6,000円を計上いたしました。

次に、第12款使用料及び手数料であります。あかね及び東あかね団地の排水施設使用料ほか町営住宅、幼稚園などの使用料が主なもので、1億737万9,000円を計上いたしました。

次に、第13款国庫支出金であります。第2 苫米地駅前団地住宅整備に係る補助金4,718万8,000円ほか、地方道路整備臨時交付金3,300万円、史跡聖寿寺館跡公有化事業の補助金として1,332万4,000円、合併市町村補助金3,870万円など、3億8,426万5,000円を計上いたしました。

次に、第14款県支出金であります。町振興計画、議場改修事業などに使われる市町村合併支援特別交付金5,640万円、内水面漁業振興対策事業補助金3,150万円、中山間地域直接支払事業補

助金1,841万7,000円、農業集落排水事業補助金4,180万円などのほか、国保保険基盤安定事業負担金9,038万円、選挙委託金5,258万3,000円、畑地帯総合整備事業委託金1,150万円など、合わせて5億9,462万1,000円を計上いたしました。

次に、第15款財産収入であります。土地、建物の貸し付け及び宅地分譲の売り払い収入など、6,741万6,000円を計上いたしました。

次に、第17款繰入金であります。財政調整基金2億991万1,000円、減債基金、公共施設整備基金などの繰り入れなど、4億6,709万5,000円となり、前年度に比べ1億442万円の抑制を図りました。

次に、第19款諸収入であります。主なものは一部事務組合からの交付税再配分として1億690万円、原子燃料サイクル事業推進特別対策事業に1,310万円、むつ小川原地域・産業振興支援助成金250万円など、2億1,906万9,000円の計上であります。

次に、第20款町債であります。臨時財政対策債、合併特例債として、地域振興基金に積み立てるための合併振興基金事業債、農業施設及び道路橋梁整備債、体育施設整備事業債など、前年度に比べ7,130万円減の10億2,170万円を計上いたしました。

以上が歳入の主なものでありますが、続いて、歳出についてご説明いたします。

まず、第1款議会費であります。1億5,322万4,000円を計上しております。

次に、第2款総務費であります。議場改修工事費として2,300万円、総合振興計画策定費に315万9,000円、多目的バス運行費及び町内循環バスの運行調査を行う実験運行費として4,020万円、住民情報システムなどの情報化推進費に2,833万1,000円、県議会議員一般選挙などの選挙費として8,698万5,000円、路線価を統一するための固定資産土地評価替事業費として3,872万4,000円を計上いたしました。

次に、第3款民生費であります。高齢者等外出支援サービス事業などを実施する老人福祉費に3億8,135万1,000円、知的障害者施設訓練等事業などを行う障害者福祉費に3億3,769万7,000円、保育所費に3億6,690万7,000円、学童保育費に2,689万3,000円を計上したほか、高齢者温泉保養館利用助成につきましては、全町へ拡充いたしました。

次に、第4款衛生費であります。町民の健康保持、病気の早期発見、早期治療を図るため、住民健診などの老人保健対策費に8,050万2,000円、名川病院への負担金として1億1,932万円、塵芥及び環境整備事務組合への負担金など、清掃費に5億5,633万7,000円を計上したほか、新規事業として、医療センター整備に向け、マスタープランの作成業務費に466万2,000円を計上いたしました。

次に、第5款労働費であります。高等職業訓練校の指定管理委託料など66万3,000円の計上となっております。

次に、第6款農林水産業費であります。ふ化場整備の内水面漁業振興対策事業に3,150万円、新規事業といたしまして、農地や水を守る共同事業や環境にやさしい農業活動を地域ぐるみで取り組む農地・水・環境保全向上対策交付金に1,026万2,000円、新規に農業に就業する農業就業者に助成する事業に210万円などを含む農業振興費に5,045万5,000円、果樹振興支援事業を行う果樹振興費に1,346万7,000円、福地ホワイト6片種の耕地面積の拡大を図るため、ニンニク種子購入助成費やおおもり園芸産地育成総合整備事業を新たに盛り込んだ畑作振興費に876万2,000円、農業観光振興費に290万7,000円、達者村事業としては、団塊の世代などを受け入れ、交流人口をふやし、長期滞在者を拡充していくため、予算の計上はありませんが、空家バンクを開設いたします。このほか、花いっぱい運動を新たに全町に拡大するなど、達者村モデル事業費に1,181万2,000円、青森県営畑地帯総合整備事業などを行う農村整備費に5,306万6,000円などのほか、農業集落排水事業特別会計への繰出金1億6,747万2,000円、福地地区地籍調査数値情報化事業として692万2,000円を計上いたしました。

次に、第7款商工費であります。南部町商工会補助金880万円、フルーツバスの運行や各まつりへの補助金などの観光費に2,377万9,000円、チェリリン村などの観光施設費に5,423万2,000円などのほか、町営地方卸売市場特別会計への繰出金3,306万8,000円を計上いたしました。

次に、第8款土木費であります。町道維持補修費として5,564万3,000円、新設改良費に一部新規路線も含まれておりますが、継続事業を最優先として1億9,186万9,000円、公園管理費に1,172万4,000円、公共下水道事業特別会計への繰出金1,249万2,000円、公営住宅建設費に1億2,485万円を計上いたしました。

次に、第9款消防費であります。常備消防費に3億2,662万4,000円、消防ポンプ自動車更新などを行う非常備消防費に7,777万2,000円、防災マップなどを作成する防災費に1,485万2,000円を計上いたしました。

次に、第10款教育費であります。南部町の将来を担う子供たちのための奨学資金貸付金として3,912万円、町内小・中学校への特色ある学校づくりのために、独自の支援策として、特色ある学校経営事業として363万7,000円、クラブ活動の活性化を目的に、クラブ活動推進事業に150万円を計上いたしました。事業内容を拘束しない学校独自の事業を展開していただき、南部町の将来を担う子供たちを育てていただく一助になればと思っております。このほか、史跡聖寿寺館跡公有化事業、平良ヶ崎城跡発掘調査事業等を実施する文化財保護費に3,030万5,000円、名川中に

隣接するふるさと運動公園整備費に 1 億3,053万9,000円、新規事業として平成20年度に建設を予定している総合給食センターの用地買収費、実施設計費として4,811万1,000円を計上いたしました。

次に、第12款公債費であります。地方債の元利償還金等に、前年度比8,786万円増の20億3,053万4,000円の計上となりました。

以上が平成19年度南部町一般会計予算の歳入歳出についての概要であります。

次に、平成19年度南部町学校給食センター特別会計予算から、平成19年度大平財産区特別会計予算までの各特別会計予算19件の概要についてご説明申し上げます。

まず、議案第32号、平成19年度南部町学校給食センター特別会計予算については、歳入歳出それぞれ 2 億2,378万2,000円となっており、歳入としては、給食費負担金、一般会計繰入金、歳出の主なものは、給食費及び管理などとなっております。

次に、議案第33号、平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ7,276万6,000円となっており、歳入としては使用料、物品売払収入、歳出は管理運営費が主なものであります。

次に、議案第34号、平成19年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ700万1,000円となっており、歳入としては、ポートピア交付金700万円、歳出は町道清掃、側溝環境維持などに510万1,000円、新規事業としては、住民みずからの地域の環境整備などを推進する町内、団体に事業の一部として30万円を助成する地域づくり事業に180万円を計上しております。

次に、議案第35号、平成19年度南部町国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出それぞれ28億7,519万円となっており、歳入としては、国保税が 6 億8,825万4,000円、国庫支出金が 8 億7,799万4,000円、療養給付費交付金が 3 億6,480万6,000円、県支出金 1 億5,253万4,000円、共同事業交付金 3 億3,456万9,000円、繰入金 4 億5,499万3,000円などが主なもので、歳出としては、保険給付費17億822万円、老人保健拠出金 4 億8,006万5,000円、介護納付金 2 億926万3,000円、共同事業拠出金 3 億6,962万円、保健事業費1,954万8,000円が主なものであります。

次に、議案第36号、平成19年度南部町老人保健特別会計予算については、歳入歳出それぞれ24億9,095万4,000円となっており、歳入としては支払基金交付金12億5,130万2,000円、国庫負担金 8 億2,623万4,000円、県負担金 2 億655万9,000円、繰入金 2 億685万3,000円などで、歳出の主なものは医療諸費に24億9,065万1,000円となっております。

次に、議案第37号、平成19年度南部町介護保険特別会計予算については、歳入歳出それぞれ19億

7,766万1,000円となっており、歳入としては、介護保険料 3 億2,491万7,000円、国庫支出金 4 億6,452万6,000円、支払基金交付金 5 億9,150万3,000円、県支出金 2 億7,584万1,000円、繰入金 3 億2,074万4,000円が主なもので、歳出の主なものは総務費に4,456万8,000円、保険給付費に18億9,402万円、地域包括支援センターを設置した地域支援事業費に2,378万1,000円、財政安定化基金償還金などの公債費に1,248万円となっております。

次に、議案第38号、平成19年度南部町介護サービス事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ819万3,000円となっており、歳入の主なものは介護支援計画費などのサービス収入で、総務管理費の歳出に充当されております。

次に、議案第39号、平成19年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算については、1 日の平均患者数を入院64人、外来192人と見込み、収益的収支として、収入支出それぞれ10億760万円を計上し、資本的収支として、収入に9,118万5,000円を、支出に 1 億860万2,000円を計上いたしました。

次に、議案第40号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ 2 億7,249万4,000円となっており、歳入として、国庫補助金 1 億3,000万円、繰入金1,249万2,000円、町債 1 億3,000万円を下水道建設費に充てるものであります。

次に、議案第41号、平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ 9 億9,390万5,000円となっており、歳入としては受益者の分担金、使用料が1,883万1,000円、県補助金 3 億8,380万円、一般会計繰入金 1 億6,747万2,000円、町債 4 億2,380万円などが主なもので、歳出は施設の管理などを行う総務費に3,588万5,000円、上名久井と福田地区の処理場及び管路整備を行う施設建設費に 8 億2,812万5,000円、公債費に 1 億2,979万5,000円となっております。

次に、議案第42号、平成19年度南部町簡易水道事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ124万1,000円となっており、歳入としては使用料、一般会計からの繰入金、歳出は総務費が主なものとなっております。

次に、議案第43号、平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計予算については、歳入歳出それぞれ30億4,206万8,000円となっており、歳入歳出とも、事業勘定の受託費が主なものとなっております。

市場特別会計の 9 割以上を占める受託販売については、前年度と同額の28億円を見込んでおりますが、これまで以上に農家訪問を行い、市況などの情報提供に努め、出荷を促進して、販売額の増につなげてまいりたいと考えております。

次に、議案第44号、平成19年度南部町工業団地造成事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ20万円となっております。

次に、議案第45号、平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計予算については、歳入歳出それぞれ3億8,823万1,000円となっており、歳入としては、介護給付費2億4,828万円、入所利用料等6,294万8,000円、一般会計からの繰入金6,878万8,000円などで、歳出の主なものは療養費に5,824万9,000円、管理費として2億6,756万2,000円、公債費に6,236万8,000円となっております。

次に、議案第46号から、議案第50号までの平成19年度各財産区特別会計予算についてであります。それぞれの財産区の財産運用収入や繰越金などを主な財源とし、管理運営費に充てた予算となっております。

以上、ご提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、またご質問に応じまして本職初め助役、教育長、担当課長より詳細にご説明をいたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご議決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、会期中に教育委員会委員の任命、大平財産区管理委員会委員の選任及び、人権擁護委員の候補者の推薦についての案件を追加提案させていただきたいと思いますので、つけ加えさせていただき、提案理由のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 町長の提出議案提案理由の説明が終わりました。

発議第1号、発議第2号の上程、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。この際、日程第4、発議第1号と、日程第5、発議第2号を会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号、南部町議会委員会条例の一部改正について及び発議第2号、南部町議会会議規則の一部改正についてを一括議題といたします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定により、提出者の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに

採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

発議第1号及び発議第2号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号及び発議第2号は原案のとおり可決されました。

請願第1号、陳情第1号の上程、委員会付託

○議長(工藤久夫君) 日程第6、請願第1号、乳幼児医療費国庫負担制度の創設を求める請願書及び日程第7、陳情第1号、南部町名川りんご集出荷貯蔵センターの設備修理に関する陳情書は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告いたします。

なお、常任委員会は本日本会議終了後開催いたします。

散会の宣告

○議長(工藤久夫君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月3日、4日は休日のため休会とし、3月5日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

(午前10時59分)

第 7 回南部町議会定例会

議事日程（第 2 号）

平成19年 3 月 5 日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

11番 長 根 和 夫

- 1．農業振興について
- 2．自動体外式除細動器（A E D）配備状況について
- 3．総合型地域スポーツクラブ育成について

35番 佐々木 元 作

- 1．バーデハウスふくちの管理運営について
- 2．農地、水の環境保全向上対策について

12番 工 藤 幸 子

- 1．合併して旧町村の存在が新町に生きているのか
- 2．南部町消防団について

14番 内 村 貞 子

- 1．達者村について
- 2．幼稚園の統合について
- 3．里バスについて

36番 伊 達 一 夫

- 1．保育園の管理運営について

20番 立 花 寛 子

- 1．乳幼児医療費給付制度の拡充について
- 2．保育料の見直しについて
- 3．奨学資金貸付条例について
- 4．後期高齢者医療制度について
- 5．産業廃棄物中間処理施設について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（37名）

1番	河門前 正彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君
7番	中 村 善 一 君	8番	佐々木 勝 見 君
10番	夏 坂 清 蔵 君	11番	長 根 和 夫 君
12番	工 藤 幸 子 君	13番	四 戸 清 君
14番	内 村 貞 子 君	15番	工 藤 和 夫 君
17番	佐々木 幹 夫 君	18番	馬 場 又 彦 君
19番	日向端 猛 君	20番	立 花 寛 子 君
22番	大久保 俊 和 君	24番	滝 田 米 作 君
25番	川守田 稔 君	26番	佐々木 金 嘉 君
27番	工 藤 久 夫 君	28番	坂 本 正 紀 君
30番	河 端 幸 蔵 君	31番	相 田 耕 作 君
32番	山 口 博 个 君	33番	沼 畑 繁 君
34番	小笠原 義 弘 君	35番	佐々木 元 作 君
36番	伊 達 一 夫 君	37番	金 沢 和 夫 君
39番	東 寿 一 君	40番	宮 野 正 君
41番	西 塚 芳 弥 君	42番	野 田 清 八 君
43番	佐々木 由 治 君		

欠席議員（1名）

9番 庭 田 豊 茂 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 助 役 赤 石 武 城 君
収入役兼掌助役 馬 場 宏 君 総 務 課 長 坂 本 勝 二 君

企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小 野 寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐 々 木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君
建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君	福 地 総 合 サ ー ビ ス 課 長	川 井 和 男 君
名 川 総 合 サ ー ビ ス 課 長	田 村 淑 延 君	南 部 総 合 サ ー ビ ス 課 長	山 口 裕 貢 君
出 納 室 長	坂 本 與 志 美 君	名 川 病 院 事 務 長	堀 合 悦 夫 君
老 健 な ん ぶ 事 務 長	佐 々 木 利 文 君	市 場 長	堀 内 誠 悦 君
総 務 課 総 務 推 進 監	小 萩 沢 孝 一 君	農 林 課 農 林 推 進 監	岩 舘 茂 好 君
農 林 課 グ リ ー ン ・ ツ ー り ン 推 進 室 長	小 笠 原 覚 君	教 育 委 員 長	赤 平 實 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	佐 々 木 秀 雄 君
社 会 教 育 課 長	工 藤 光 行 君	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	中 村 喜 雄 君
農 業 委 員 会 会 長	沼 畑 俊 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	後 村 森 夫 君
代 表 監 査 委 員	松 本 陽 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は37人でございます。議員定足数に達しておりますので、これより第7回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（工藤久夫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁合わせて60分以内といたしますので、制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

通告順に順次発言を許します。

11番長根和夫君の質問を許します。長根和夫君。

（11番 長根和夫君 登壇）

○11番（長根和夫君） まず最初に、農業振興についてであります。

WTOの新ラウンド交渉の中で、高関税等による農産物価格を下支えする政策は、自由貿易から本来の発展を阻害するとして排除する方向にあり、我が国に対し世界各国からさらなる関税引き下げ要求が突きつけられるものと思われます。貿易自由化強化に備え、国では、小農切捨てではないが、大同団結による日本農業の総合力を高めるとして、専業農業者の育成、さらには共同化、組織化を進め、認定農業者以外も含めた地域営農活動を支援する新農業助成金制度がスタートします。そこで、その新制度について伺います。

新制度の対象となるものは、認定農業者となること、または集落営農組織を立ち上げ、そのメ

ンバーになることが条件とされていますが、本町の場合どのような状況になっているのか、対象となる認定農業者の育成や組織化が進められているのかお伺いをいたします。

米については、今回の新しい対策で導入される収入減少影響緩和交付金が生産調整に取り組み、担い手以外の農家も対象となりますが、平成21年までの当面の措置であり、しかも3年の期間中に漸減することになっています。この間に対応が必要になってきます。さらに、平成20年度から野菜、果樹、畜産の品目別対策も控えております。認定農業者の掘り起こしが急がれます。米価の低下、農家の高齢化、兼業化の中で、地域営農組織を立ち上げる環境ができているのか、一定の農地を集約して、認定農業者として生産基盤を確保している専業農家が地域営農組織にかかわること、いわゆるリーダーとなることに理解を示してくれるでしょうか。

国が、新年度から品目横断的経営安定対策や米政策改革推進対策等、土地利用型農業における担い手の育成や構造改革を打ち出しました。米の需給調整については品目横断的経営安定対策の導入とあわせて、19年産から農業者、農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することになり、みずからの販売戦略に即した生産調整を実行することになります。その推進に当たっては、販売事業、購買事業等を通して、組合員農家の利益を守る組織ＪＡの役割が大きくなるものと思われれます。そこで、行政と農協との連携について伺います。

農業を基幹産業とするわが町において、国が打ち出す農政改革に対応すべく農地の集約化、担い手の育成、共同化、組織化の育成強化も課題ではありますが、果樹、野菜等、多品目にわたる農産物の適正な流通を目指して、消費地へ向けた市場流通の拡大、地域の食育を通し、地産地消拡大の一翼を担う産地直売の拡大、さらには地方卸売市場の集荷を拡大するためにも、農協の力に頼るところが大きいだろうと思います。今、農協は市町村の枠を越え広域合併が進められています。農業の共同化や組織化においても、行政区域の範囲を越えた動きが出てくることが予想されます。行政との連携が複雑化することが心配されます。果樹を中心とした観光農業の推進、達者村の活動は目覚ましいものがありますが、貿易自由化の波にさらされている水田農業を中心とした土地利用型農業の将来もしっかりと支えていかなければなりません。町長は、町の総合的な農業振興を考えると、農協との連携、支援をどのように考え、どう対処しようとしているのかお伺いします。

次に、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の配備状況についてであります。最近救急車の出動が多くなっているように思われます。自宅での病気や屋外での事故等が主なことだと思いますが、公共施設等で事故が発生すれば行政の責任を問ういろいろな問題が起こります。施設利用者の救命救急の一助として、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の配備が必要だと思えます。救命手当て方

法としてA E Dがすべてではありませんが、心臓マッサージや人工呼吸等と一連の対応の中で効果を発揮するものだと伺っております。隣接する自治体では、人の多く集まる施設や中学校まで配備し、職員等が有事に即応できるよう研修、講習を重ね、万全を期しているということでございます。本町での現状と将来計画についてどのようなになっているのかお伺いをします。

次に、総合型地域スポーツクラブ育成についてであります。今、地域社会をめぐる現状は生活環境の利便化に伴う体力、運動能力の低下、子供、大人を問わず運動不足から来る生活習慣病の多発、地域住民のコミュニティ感情の希薄化が問題化しています。また、少子化に伴う学校部活動の制約、学校週5日制に伴う地域での子供たちの受け皿不足、スポーツをする子供、しない子供の二極化等、地域、学校ともに課題を抱えております。学校では、競技スポーツと言われる部活動、地域では、高齢者を中心に生活習慣病予防を期待し、心身の健康のために、生涯スポーツを楽しんでいますが、学校にはやりたい部活がないとか、気軽に楽しめる種目がないといった悩み、地域では、スポーツをやりたいけれども仲間がいない。いろいろな種目に挑戦してみたいという多種目志向、地域における他世代交流志向にこたえるため支援する窓口が必要だと思えます。

また、逆に自分が体験してきたスポーツを地域で役立てたいという方も多くいるだろうと思います。このような課題を解決するため、だれでも気軽にスポーツが楽しめる環境づくり、地域コミュニティの形成が有効であると考えられ、総合型スポーツクラブの活動が全国各地で動き出しております。クラブに期待できる効果は青少年の健全育成、地域における親子や家族、世代間の交流が広がり、地域の教育力向上、学校の枠を越えた一貫指導体制を構築することによって、将来有望な選手の排出の道も開かれ、また、高齢者の生きがいづくりは生活習慣病の予防や機能回復のためのリハビリにもつながり、医療費の軽減も期待できます。クラブを立ち上げるには、指導者の養成確保が必要ですが、合併による新しい町には、多種多様な技術、技能を持つ人材が豊富になったと思われます。また、クラブの強化事業として指導者の要請もできます。クラブ運営については、まちづくりは自分たちの力だという考えに基づいて、地域のボランティアの協力を得ることが大事であります。まず立ち上げるためには行政の支援が必要であります。取り組む考えがないかお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） それでは、答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、長根議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、最初の農業振興についての中の新農業助成制度についてでございますけれども、国では、意欲と能力のある担い手を対象に平成19年度より品目横断的経営安定対策事業をスタートさせることになっております。この事業は水稻のほか、諸外国との生産条件格差があると判断されている麦と大豆が対象品目であり、内容は、収入の減少影響緩和のための補てん、そして諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための補てん、この二つの事業で構成をされております。対象となる農業者でございますけれども、水田と普通畑を合わせた経営面積が借地や作業受託を含め4ヘクタール以上の認定農業者及び20ヘクタール以上の集落営農組織に限定をされております。そこで、町では昨年のお米生産計画受け付けの際により、対象となり得る農業者に対し、その説明を行ってまいりました。既に、青森農政事務所で受け付けがスタートしている秋まきの麦については、南部町からは5名の方が受け付けを済まされたと聞いております。

また、4月より受け付けが開始される水稻についてであります。現在当町水田台帳上では、水田経営面積が4ヘクタール以上の農業者は南部地区ゼロ名、名川地区2名、福地地区6名の計8名であります。この4ヘクタール換算面積には果樹園が除かれておりますので、どうしても人数的には少なくなるということでございますが、水田プラス普通畑をしても、南部町全体で該当するものは約25名程度ではないかと予想しております。

ご質問の認定農業者の数でございますけれども、平成17年度末は86名でございました。啓蒙、勧誘に努力した結果、現在154名、約倍となっております。なお、三八では、五戸町に次ぐ数字でありますけれども、年度内においては恐らく三八ではトップになるのではないだろうかという今見込みを立てております。

集落営農組織でございますけれども、その組織化の最大のまずネックになっている部分は、経理、そして作業の一元化、あるいは法人化の部分が原因となって、県全体においてもなかなか進んでいないのが現状であります。三八で見ますと、五戸町と八戸市、計2カ所動きがあるという情報を得ておりますが、当町の場合、雑果樹栽培が盛んな地でもあり、集落営農にはなかなか困難性があるのかなというふうに感じております。今後、ＪＡ、また国、県、関係機関と連携をとりながら、組織化に向けた情報発信は常にしていまいりたいと考えております。

次に、2点目のＪＡとの連携についてでございますけれども、議員がおっしゃいます町の農業振興には農協と行政との連携が不可欠であると、私自身もこれは全く同じ考えであるわけでございまして、我々行政、そしてまた農協さんにも組合員のことを真摯に考えながらしっかり取り組

みをお願いしたいなと、こう思っております。まず、農家の代表機関であります農協でありますので、まずは農家の所得向上、1円でも2円でも、10円でも20円でも高く売れる、そういう考えを事業政策に期待をしていきたいと、こう思っております。南部町におきましては、現在八戸広域農協とまべち農協の2農協があるわけですが、独自に事業を展開していますが、議員がおっしゃいますように農産物販売につきましても食育や地産地消をとりましても、農協と行政が一体となって事業の推進を図っていくことが必要であるわけです。最良の効果を上げるためには、まず二つの農協よりは、一つの農協で統一した事業を展開していくことが、まずは本来の姿でないのかなと思っております。八戸広域農協、まべち農協、しんせい五戸農協、田子町農協の4農協で組織する三八JA合併促進協議会においては、平成21年4月1日の合併に向けて協議が進んでいるとのことでございます。広域合併が進めば、行政との連携が複雑化するという懸念もなされるのではないかと考えもありますけれども、農産物販売、米の生産調整やポジティブリスト等の農業問題、食育、地産地消等、農政を取り巻く諸問題は山積しており、どれをとりましても農協抜きには語れないわけですから、仮に農協合併が進んでいったとしても、今まで以上に行政と農協が一体となって協議、検討を重ねながら、南部町の農業の活性化、振興に努めてまいりたいと、このように考えております。やはり、農協さんの場合は、農業、いわゆる組合員の方々、その一つの目的、そういう組織でございますから、我々行政は農政もあり、福祉もあり、教育もあり、いろいろな部分があるわけですが、農協というのは農業という一つに絞られた中で活動を展開していく組織でありますから、農協さんがさらに組合員の思い、それをしっかり受けとめながら、そしてまた行政と連携をとりながらやっていかなければならないと、こう思っております。

次に、自動体外式除細動器、いわゆるAEDの配備状況についてのご質問でございますけれども、皆さんもご存じのように、AEDとは、心停止を起こした傷病者の心臓に電気ショックを与え、正常な状態に戻す医療機器であるわけでございます。平成16年7月から、医師、救急救命士などの医療従事者だけでなく、一般の方にもAEDの使用が認められるようになりました。当町における配備の状況についてでございますが、現在のところ、中学校全4校、海洋センターにAEDを配備して緊急時に備えております。使用に際しましては救急救命処置における議員もおっしゃっていらっしゃいますいわゆる気道の確保、人工呼吸、心臓マッサージ等、一連の手順を施した上で、使用するものであり、実技を伴った講習を終了させておくこととなっております。あくまでも一番効果が出るのは気道の確保、人工呼吸、心臓マッサージ、この一連をやって初めてこのAEDが効果をさらに発揮するということでございまして、この講習につきましても、配備した施

設の教職員初め、社会教育課、健康増進課、社会福祉協議会職員、それに移動消防学校では、消防団員に対して消防署による講習会を実施しており、これからも救急法の一環として多くの方々が技術習得できるように努めてまいりたいと思っております。

今後の配備計画につきましては、来年度は介護老人保健施設老健なんぶに配備する計画としております。今あるAEDを町内マラソン大会などにも備えて活用するとともに、今後とも医療機関との連携を図りながらAEDの適切な配備を検討してまいりたいと。1台の金額にしても30万円前後するわけでございます。大きな、一気にともなると負担にもなりますが、状況を勘案しながら、適宜配備するように努めてまいりたいと、こう思っております。

次に、総合型地域スポーツクラブでございますが、教育委員会の方から答弁をさせたいと思いますけれども、まさに、スポーツ、特に合併してまだ1年、2年、いかに一体感を、交流を図れるものというのは、私はスポーツが一番身近なものかなと、このように感じております。ヨーロッパにおいては、この地域スポーツクラブというのは盛んなわけでございますが、どちらかというと、日本はまだその地域スポーツクラブというのが欧米等々に比べますと、比較的少ない。いわゆる学校クラブ単位が主なわけでございますが、今後、学校単位だけではなく、いわゆる地域スポーツ型ということがふえてくるだろうと、こう思っておりますし、特に、首都圏よりも農村部の方においては、なかなか地域スポーツクラブという立ち上げが難しい部分もあるとは思います。そして、諸外国と日本の考え方の違いというのは私も2年ほどB & G財団の研修で評議員の1人としていわゆるドイツのスポーツクラブの視察をしてまいりました。やはり、まだまだ日本が一つおくらしている考えは、スポーツをするときにみずからスポーツ施設なりのお金を出して、自分の体を鍛える。ここが諸外国に比べるとまだ日本はおくらしているなど。スポーツするのに施設を借りるのに、どちらかというと、当然ただなんだという考えが日本はまだあるのではないかなと。諸外国の方は自分の体を鍛える。そこに自分が使用料、お金を出すというのは当然なんだという、この辺がちょっと私どもの地域との違いもあるかと思いますが、そこが行政で支援できる部分というのは一つのスポーツ育成の中で必要だと、私は思っておりますし、ただ、すべてがすべて行政負担ということも、これも難しいと思いますが、そういう部分を含めながら、どういう形で地域スポーツクラブを立ち上げていけばいいのか検討していきたいと思っておりますし、この後、教育委員会の方からの考えも答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） それでは、長根議員さんにお答え申し上げます。

総合型地域スポーツクラブというのは、これは、地域住民がいつでも気軽にスポーツを楽しむことができる場ということで、青少年の健全育成、地域教育力の向上、先ほども議員もおっしゃっていましたが、その受け皿になることも期待されているわけでございます。県では、平成11年度からスポーツ振興の柱として関連事業を展開しているところでございます。当教育委員会では、昨年7月に県の教育委員会から職員を招いて町の体育協会、それから町の体育指導員の代表者、それから社会教育の担当者のレベルでの勉強会を開催したところでございます。

今後の取り組みとしては、地域スポーツ、地域のスポーツの関係者の意見を聞きながら、その現状を把握し、状況を調査した上で、その結果において課題があり、その解決策としてクラブ設立の必要があれば、南部町スポーツ振興の方策として取り上げて考えていきたいと、こう思っております。具体的に進めていくには、県の教育委員会、それから県の体育協会の指導を受けながら、南部町に必要とされる総合型地域スポーツクラブ設立、それから育成に向けて取り組んでいきたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。11番長根和夫君。

○11番（長根和夫君） 認定農業者が現在154名というふうに伺いましたが、作目ごとにはどのような形になっているのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 農林課推進監。

○農林課農林推進監（岩館茂好君） お答えいたします。

認定農業者でございますけれども、さまざまな形で今認定を受けられてございます。そして、それぞれによってまた経営形態が変わってございます。現在は中身につきましては、数字は持ってきておりませんけれども、今後ともこれは許可ではありませんので、町が認定するという形になってございますので、たくさんの方々に認定をしていただいて、そして今後のさまざまな事業に取り組むためには、認定農業者でなければこれからは事業の補助を受けられないという状況になりますので、これからも認定農業者の数をふやしていくよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 11番。

○11番（長根和夫君） 野菜とか果樹については別としても、今これから問題になるのが稲作を中心とした水田農業だろうと思うわけです。水田農業については、特に今兼業化が進行して、高齢化も進んでいるわけですが、そういった農家の農業所得はまず一番が農外収入だと、次が年金だと、その次に農業収入だという言い方をしている人もいます。そういった現状の中で、今国でもいろいろな政策を講じているわけですが、このままだと水田農業の先行きに非常に不安を感じるわけです。もちろん農家の方々はそうだろうと思いますけれども、そういう状況の中でどうやってその国の方策に対応していけるのか、さっきからも答弁の中にもありますが、地域での組織化、これもなかなか難しい状況にあるだろうと思います。しかし先を考えた場合に、そういう形での対応が当然求められるわけですが、そういう基本的な考え方について、もう少し詳しくお知らせをいただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 水稻の部分、津軽地方とまた県南の十和田地域等々、そういう水稻地帯とこの地域は比較的面積の量からいって違うわけですし、私も1点引っかけているのは、いわゆる集落営農の場合に20ヘクタール以上と、この数字になってくると、これは水田を主体としている地域であればまだ該当する集落がいっぱい出てくるかも知れませんが、比較的3地区の中でも福地地区の場合は水稻に力を入れている地域でございます。そうした中でも20ヘクタールに該当するのは非常に少なくなってくるんじゃないのかなと。先般、農水省の方に4名の町長が呼ばれて、それぞれ意見発表をしたときにも、やはり1人の町長さんから、「この20と、この面積は自分のところではもう不可能な数字だと、いわゆる平地での水田が全くないところで、数字も同じというのは、出してきても、うちの町ではもう該当者ないですよ」と。「何とか、こういう部分を10ヘクタールに地域によって認めるとか、そういうことも考えてもらえないか」と、その町長さんがおっしゃっていましたが、私も全く同感でございまして、なかなかこうそこに達する面積がそんなにないだろうと、こう思っております。ただ、そういう中で、水稻の場合、やはり消費者からすると、安全で安心な米ということが一番信頼感を得てくるといいますので、そういう中では、認定農業者のほかに、いわゆるエコファーマー、農薬を下げつくと、または有

機栽培で米をつくると、そういう部分を町としても今後強化していかなければならないんじゃないのかなと。やはり消費者に求められている米生産、そして、できるだけ高く売れる米、そういうのをつくっていく必要があるかと、こう思っておりますので、町としてもそういう部分を今後エコファーマーの皆さん、または有機栽培等を進める方々を今後育成するように努めていきたいと、こう思っております。

○議長（工藤久夫君） 11番。

○11番（長根和夫君） 津軽とか上北のような水田地帯とは違うということなんですが、確かに南部地区とか名川地区では、野菜、果樹が主体で、水稻、米は飯米農家が多いというふうには伺っておりますけれども、町全体で18年の作付が水稻の場合に744ヘクタール、収穫量が4,461トン、7万4,000俵余りがもう生産をされているわけです。そういう米の生産が歴史的なものもありますけれども、続いているわけですので、今後もしっかりとやはり支援をする体制が必要だろうというふうに思います。

そういう意味で、特に農協との連携、農協から頑張ってもらわなければならない面がたくさんあるだろうと思います。米だけではなくて、我が町は特に果樹がいろいろな種類があります。それらの流通についてももちろん今も農協でも季節的な市場を開設したり、町営市場を利用しているわけですが、生産者の中には同じ品目でも仕向き先とか、そういったものを考慮して、農協の市場なり、町営市場なりを使い分けしていると言え、ちょっとあれですが、そういう選択をしている。そういうふうにも伺っておりますけれども、それらの問題を市場がもちろん農協もですが、お互いそういった情報を共有しながら対策を講じているのか、農協の広域合併の話も出ましたが、実際に農協がもちろん消費地、大消費地への市場への流通もあるでしょうけれども、地元市場への流通なり、そういった形がどういう形になっているのか、もし、わかればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 農協と市場の連携についてというお尋ねでございます。

最初に農協さんの販売状況について若干触れてみたいと思います。

平成17年度の状況でございますけれども、まべち農協さんの場合はトマトとか米、それからナ

ガイモ、花卉、そういったものを中心に15億円程度を販売しているようでございます。

それから、まべち農協の名川青果市場の場合はサクランボ、ウメ、リンゴ、そういったものを中心に1億円程度というふうに伺っています。それから、田子町農協さんもあるわけですが、田子町農協さんの場合は、ニンニク、トマト、エダマメ、そういったものを中心に10億円程度というふうに伺っています。それから、八戸広域農協さんですが、ナガイモ、ニンニク、ピーマン、そういったものを中心におよそ22億円程度ということです。それからしんせい五戸ですが、こちらの方もナガイモ、ニンニク、米、畜産、そういったものを中心に50数億円というふうに伺っております。

それで、農協とそういう過去の流通の実態でございますけれども、実は町営市場には数年前に農協を経由しまして、シュンギク、それからナガイモ、そういったものが若干出荷されたことがあります。ただ、継続的に農産物が長い間継続して出荷されているという実績はほとんどないというのが実状でございます。それで、今課内でも話していましたが、農協のものをうちの方で扱う場合の問題点、そういったものを内輪で話しておりましたが、農産物を農協経由で販売する場合は需用と供給のバランス、それから市況の価格動向、あるいは販売する時期、それから期間、そういったものによって値段が相当違ってくるとというのが現状でございます。それで、今後仲買人の方々の意見、あるいは農協さんの要望、例えばこういった荷姿で出荷したいか、数量はどれくらい出せるのか、価格はどの程度で希望しているのか、そういったものを詰めていく必要がある。それからもし、うちの方で取り扱う場合に、うちの方の場合はほとんどがせり売りになっているわけです。そうすれば、農協さんで希望する価格というのが合わない場合も出てきますので、できれば相対の取引、ある程度値段を決めてとって、それを販売できる方法が今後検討していく必要があるのかなというふうに考えて、今後検討課題にしております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 済みません。これで質問の回数から行きますと……。

○11番（長根和夫君） 項目ごとじゃないの。

○議長（工藤久夫君） ちょっと暫時休憩します。

（午前10時41分）

○議長（工藤久夫君） 要望だけ受けるということで再開したいと思います。

（午前10時42分）

○議長（工藤久夫君） 11番。

○11番（長根和夫君） A E Dの配備の件なんですが、この間、東京マラソンがありました。あいにくの雨、非常に寒い中でのマラソンでしたが、2名の参加者が心肺停止状態になって、コース内に1キロ間隔でたしか置いたA E Dが威力を発揮して事なきを得たというふうなことも報道されておりました。我が町でも中学校とか、B & Gにも配備ということなんですが、バーデパークの場合もプールがあります。それからアイスアリーナ、激しいスポーツ、アイスホッケー等が行われています。それから、銭湯部分にも高齢者の方々もたくさん毎日訪れている状況です。やはりこういう場所にも急いで配備が必要だろうと思います。要望をしておきます。

それから、スポーツクラブについてであります。学校、さらには地域、それぞれ問題を抱えているわけですが、やはり子供たちのことも考え、地域の協働、お互いに働くという協働体制をつくっていくためにも、そういう組織が大事だろうと思います。また、そういった組織の中で指導をしていただく指導者についてもきちんとした組織があれば、身分等も確立してやれることだというふうに思いますので、ぜひそういう方向で検討を進めていただきたいと要望して終わります。

○議長（工藤久夫君） 以上で長根和夫君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

（午前10時44分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時59分）

○議長（工藤久夫君） 35番佐々木元作君の質問を許します。佐々木元作君。

（35番 佐々木元作君 登壇）

○35番（佐々木元作君） 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

時間内での質問を終えたいと思いますので、町長は手短にご答弁くださるようお願いしてご質問いたします。私も要点のみで質問いたします。

通告の順に従って、バーデハウスについてであります。

公社運営ということは知っておりますが、このたびの指定管理者方式の中で、どのような業務内容で経営全体がなされているのかをまずお伺いいたします。

入浴、プール、何度か入浴をしながら見学はしたことがあります。アヴァンセ、宴会、あるいは議会の打ち上げ等で利用した機会もありました。スケートリンクは、スケートは多少はやりますが、中で滑ったことはありません。聞きますと、それぞれの建物の施設があるわけで、どのように業務内容が契約されておりますかお伺いいたします。

二つ目ですが、この入浴には南部町になりましてから親近感がありまして、65歳になったからではありませんが、入浴が趣味になっておりまして、南部地区一番館を初め、古町温泉、チェリウス、そしてバーデと、数回ぐらいずつ訪れたわけですが、暖冬とはいえ、ことしの原油高の影響によって、灯油、重油等の値上がりで大変なのかなと思っているわけであります。私は、福地地区にある歴史ある福田湯と、今は名称を変えましたが新築営業しているのを身内の者がしておりますので、この辺がちょっと心配をして質問しているものです。その影響についてお聞かせください。

二つ目の農地、水環境保全向上対策事業であります。

町長は、過日の新年度予算において、この事業に取り組む予算も計上、説明を申し上げておりました。平成19年度の発足事業が展開するわけですが、これは自助努力する地域には国も県も町も手助けをしながら、自分たちの地域づくりを続けなさいよと、こういう事業であるかと思っております。従来、それぞれの地域にはそれぞれの管理団体と申しますか、水利組合、あるいは農事改良組合、あるいは共同防除組合、あるいはナガイモ生産組合、いろいろな生産団体があって、それぞれの分野での産業活動はしておったわけですが、これらを総括しながら、地域の連携の中で、さらなる取り組みをすることが大事だ、そこに助成的な補助があるわけであります。現在、南部町においての取り組みを望んでいるグループと申しますか、地域と申しますか、その内容をお知らせください。

当然ながら、この補助事業は書類と記録、その会計の明朗性が望まれるわけであります。私が申し上げたいのは、従来の水利組合とか、土地改良組合とか、いろいろな管理団体のその調整が求められて、総合的な事業の展開がその地域に活動されるのがこの事業の大きな役目だと思って

おります。その団体の調整や考え方の意思の疎通にその地域の中には一体感をつくっていかねなければならない役目もあります。ですから、それぞれの地域によっては、構成の仕方が変わっている場合もあるかと思いますが、そういう事業展開する折に、町当局の助言やら、あるいは記帳等のアドバイスをできるのではないかなと、こう思っているわけですが、それらの取り組みについてお伺いするものであります。今回、19年度予算について対策予算は計上されておりますが、この事業は従来の中山間事業との展開とあわせて事業がなされることにおいては、この町の財政厳しい中、いろいろな分野に例えば、農道への砕石等とか、あるいは農道等の草刈りと泥あげ等、それらへの活動が町の予算にも反映されるものと思いますが、それらについての見通しをお伺いいたします。

あとは、自席にて質問申し上げたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、佐々木元作議員さんのご質問でございますが、できるだけ簡潔にということでございます。どうしても性格上詳しく説明しないと失礼かなという部分が性格なもので、ただ、しっかりと再質問時間に間に合う範囲で答弁をさせていただきたいと、こう思います。

まず、バーデふくちの管理運営についての中での指定管理者の業務内容ということのご質問だと思います。

公社は現在南部町健康増進センター及び南部町総合交流ターミナルの指定管理者として温泉保養館、いわゆるバーデハウス、そしてふくち屋外プール、ふくちアイスアリーナ並びにアヴァンセふくち、この四つの管理運営業務を行っております。その中で、公社では、いわゆる収益事業と公益事業、この二つに分けております。

公益事業としては、いわゆる健康づくりなどで町内の幼稚園、保育園、小学生水泳教室、一般対象の水泳教室、運動指導などをまず開催をしております。また、さらに、里山歩き、アイスホッケー大会、親子スケート教室、水上綱引き大会、長靴アイスホッケー大会などをまず開催をしているものでございます。

もう1点の収益事業といたしましては、バーデハウスの銭湯事業、お風呂の部分でございますし、会合、宴会事業、そしてまたアヴァンセふくちの宿泊、その中の会合、宴会事業。アイスア

リーナでございますが、リンクの一般個人利用、貸切利用事業、スケート靴等の貸し出し事業等と、大きく分けてそのようなわけ方になるわけでございます。

一つの管理の部分でございますが、資料的には少し多目にもらっていますが、要約して答弁をいたします。施設の管理については、町が負担するものと指定管理者が負担するものを取り組みをしております。町が負担するというものは何かといいますと、建物の修繕料でございます。指定管理者が負担するものは人件費、事業の経費、電気水道料、燃料費、そして通信運搬費、施設設備の点検、検査、保険料など、いわゆる運営費を管理者が負担するということになっております。これらの指定管理者が負担する運営費は、収益事業による収入見込み額等を町から管理委託料でお支払いを町からして行うということでございます。

昨今、重油の件も出ておりました。この高騰によって社会経済状況等により、指定管理者が負担することとされている経費の中に含まれているわけでございまして、そういう場合、指定管理者が困難になった場合には、町と指定管理者の中で協議を行いながら決定をしていくということになってございますので、当然議会の方には、その都度大きな変化があれば情報を、予算も当然伴ってくることでありますので、当然ながら議会の方にもしっかりと説明をしていくことになると、こう思っております。

燃料高による影響という部分、非常に大きなまず影響が既に出ております。参考に申し上げますけれども、バーデハウスふくちの維持管理費運営に係る光熱の主燃料でありましたいわゆる A 重油、原油の高騰により平成16年4月のリッター29円台から高騰を続け、平成18年4月にはリッター57円、いわゆる2年の間に倍以上、約倍となっております。また、同年の8月から11月にかけてはさらに高騰しまして、リッター66円と、最高値となっていました。ことしに入って19年でございますが、リッター57円から約リッター60円を推移し、現在は58円59銭となっておりますけれども、バーデハウス並びにアヴァンセふくちの平成18年度の A 重油使用量は約75万4,000リッターと見込んでおりますので、重油高騰による年間の差額はおおむね500万円の増という見込みでございます。

また、平成5年9月に、A重油を燃料とする自家発電装置を2台リース契約をしておりましたが、自家発電装置リース企業者から、いわゆる原油価格の高騰により影響を受け、A重油単価リッター22円で行っていましたが、その燃料の供給は難しく、契約の継続は困難であるということから、事業撤退の理由がありまして、平成18年10月をもって自家発電装置リース契約の解除を余儀なくされました。よって、自家発電装置を撤去したことから、その分の熱量をいわゆる代替として東北電力に切りかえざるを得なくなり、それに伴う出費がまたこの300万円ほどの増とな

る見込みでございます。指定管理者であります公社では、4カ月ごとに単価契約に係る入札を執行するとともに、月ごとに大きく変動のあるときは変更契約を行いながら、安価な燃料を納入するよう努めるなど、あらゆることに對し、できるだけ節減して、この難局を乗り切っていきたいと、こう考えております。いずれにしても倍以上の、当初から比べると価格の高騰ということで、非常に今後も懸念される部分でございますし、今までリースで行っていた会社がもう事業からその事業を撤退するというので、これはもうお願いの余地がない状況になりましたので、今後、しっかりとこれからの対策等を検討していかなければならないと、このように思っております。

次に、農地、水環境保全向上対策についてという中で、3点ご質問になっております。

農林水産省におきましては、平成17年度に経営所得安定対策等大綱を公表した中で、農業の構造改革を推進するため、19年度より、農地・水・環境保全向上対策を講じることといたしました。地域の農地は食料の安定供給の基盤となるばかりではなく、当然国土保全、地下水の涵養、景観といった多目的機能を備えておりますが、近年地域の高齢化や都市化が進み、これらの農地や用排水路等の維持管理が難しくなっていると言われております。その中で、農地や水を守る共同活動、そして環境に優しい農業活動を地域ぐるみで取り組んだ場合に、水田10アール当たり4,400円、畑10アール当たり2,800円を平成19年度から平成23年度までの5カ年にわたり助成金を交付するというのが新たな農地・水・環境保全向上対策の事業の内容であります。当町では、制度実施に先駆け、昨年の1月下旬に各農家へチラシを毎戸配布し、2月号の広報なんぶに掲載するなど、町民へ周知後、2月には3地域において3日間にわたり県職員の協力を得ながら、農業関係機関の代表者、その方々、農事改良組合、農業委員、共同防除組合、土地改良区、農業組合等々や地区行政委員への説明を行い、事業実施希望の取りまとめを行いました。また、昨年10月には実施見込み地域代表者に、再度説明会を行ったほか、先月は5会場において実施地域の役員等を対象に、地域組織準備説明会を開催して、制度内容の周知徹底に努めてまいりました。

議員のご質問の活動組織の状況についてでございますが、現在、申し込み地区は23地区、農地面積1,130ヘクタール、総事業費4,104万8,000円、これは国2分の1、県4分の1、町4分の1と、うち交付税算入が85%となっておりまして、この地区数、面積、事業費等々、三八においては、一番多い数字となっております。

次に、事務処理の指導及び手助け等についてでございますけれども、この事業はあくまでも自主的な地域活動をねらいとするものでございます。実施希望地域では現在19年度の事業実施に向けて皆さんで話し合い、組織の設立や具体的な活動内容、あるいは役割分担、交付金の使途等の計画づくりを進めている最中でございます。町では、それに伴う労力軽減や効率を図るために、

当然活動計画作成のための参考資料の提供並びに計画作成助言を行い、要望に応じては、地域相談会へ出向いての実務的な相談、指導を行っているところであります。

次に、事業制度の効果の見直し等々という部分も含まれていると思いますが、活動組織が地域ぐるみで共同活動に取り組むことによって、農村に必要な農地、農道、水路等の良好な環境が保全されることはもちろんのこと、達者村にふさわしい田園風景の形成、あるいは地域住民の活動交流により、人々が忘れかけている地域コミュニティ、この復活など、はかり知れない効果も生まれることだと思っております。先ほど長根議員さんから水田の収穫量、収穫高等のお話もありましたが、この事業等を有効に活用していただきながら、水田においても良好な水の管理、または環境、そういうことをしていくことによって、また南部町のお米は安全で新鮮であると、こういう部分も事業に取り組んでいくことによってPR発信できるのではないかなと、こう思っております。達者村を進めている当町におきましては、当然町負担分というのがあるわけですが、基幹産業を農業とするこの南部町、達者村においては、この基幹事業をしっかりと取り組み、厳しい財政状況であるわけでございますけれども、必要な事業、そしてまた南部町として取り組まなければならない、そういう主事業については、しっかりと予算を確保しながら取り組みをしていかなければならないと、このように思っておりますので、議員のさらなるまたご助言等、ご指導をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。35番。

○35番（佐々木元作君） 大変こうバーデの場合でも人の利用はやっぱりさすがだなと、こう何回かお邪魔している中で駐車場は満杯であるし、入浴のみならず、2階の方の施設でも老若男女はわかりませんが、大変健康づくりをしているなど、こう思って、実はスケート場の方をちょっとこのぞいてみましたら、ふいに行って、ふいにこう滑れるのではないと。もう既にいろいろな団体予約も入っているやにも伺ってきて、ああ、なるほどこれは予想以上に利用されているなというのは感じてきたわけですが……。たまたまお邪魔している間に、入浴風呂の方へ行って、露天風呂に入っていると、すっと通り過ぎて、今度中の方へ行く方があったり、「何があるんですか」と言ったら、「往来は自由です」と、入浴利用されている方から伺って、またまたそちらの方にもお邪魔したんですが、やはりこの温度を一定に保つということのサービスは、今町長の答弁がありましたように、自動管理された重油であり、灯油でありの熱源が自動作用して温度

を四十二、三度ですか、管理されているんだなということで、あれだけの大きなシステムの燃料高の影響は大変だろうなと、こういうものが今回の質問になったわけです。

大変こう開設者としての町側としても、4カ月に一遍の見直しとか、契約の協議をされているという答弁ですが、例えば私の経験からなんですが、かつて引き合いの福田温泉の場合は、タイヤボイラーを利用してあったことがありました。なかなか塵芥組合の理事をしていたときに感じたんですが、熱と水、相反する物体が一方では1,200度、1,000度の高温で行く、一方は水を温める、そういうのに耐えられなくて、そんなに長いメリットもあるようには感じなかったんですが、それでも無尽にあるタイヤの燃料は、そういう点ではよかったなというようなことで経験上感じたことがあるんですが、そういう代替的なものへのもちろん資本投資も改造であったり、炉の全面的にそれに換えなくても、補助的な60度なり、70度なりというような補助的なお湯をボイラーに補充することにおいて、その重油、あるいは灯油のボイラー本体への燃料の減少につながるのではないかなと。例えば、各家庭においてはソーラーシステムの屋根に太陽熱を利用した施設をつくっているわけですが、聞きますと、ほとんどそのお湯で夕方のシャワーは家庭では済むよというふうな声も聞いていたわけですが、そういう代替的なものも今後のことがあるわけですが、そういう考えの導入についてないのかな。

また、二戸市の私の友人が言うわけですがけれども、二戸市の場合、公的な施設を全くもう民間サイドに民間会社の方へ指定管理をしたと。何か前よりはイベントの仕方というか、人も利用されているというふうなことを聞いて、いろいろやっぱりただうちの方のふくちバーデの場合は、今町長の答弁にありましたように、いろいろな施設を複合的に組み合わせた施設、公益的な事業、さらに関連的な事業とこう大ざっぱにでも分かれている事業も絡んでいるものですから、健康づくりとか、いろいろなものが絡んでいるものですから、なかなか簡単には難しいのかなと、こう思うこともあります。そういう将来的なこのバーデ、あるいはチェリウス等にも町の直接管理のものが公社ですから、多少は違うかも知れませんが、公社そのものは全額出資会社だと聞いておるものですから、直接的な管理施設とこう理解していいのかなと思っています。そういうところの見直しが将来的に求められてくるのではないかと思うんですが、この点について再度伺います。

それから、水保全のことですが、先般、浅虫で青森県国保連合会の総会がありまして出席した折に、田子町の昨年18年度、17年度から発足したのかな、モデルケースの実践された地区の会長さんとお会いしました。そのときの会話の中に、「野辺には花が咲き、道端のあぜの水路はきれいになったしと。子供たちの学校と取り組んだ水生動物の見学を学校の方でも積極的に参画して

くれたと。こういうふうなことで、大変地域でのコミュニケーションが図られたと。ぜひあなたの地域でも取り組んだ方がいいと、積極的に参加した方がいい」というふうなことを言われまして、何かしらこううちの地域の関係者の方々が我が地域でも19年度はやりたいと、やるというふうなことで、今目下その準備をしているわけですが、やはりいろいろな団体との調整というか、意見の作業はそれぞれこの事業にかかわった作業、事業の分担はそれぞれがこうやって、そしてそれを連携的に持っていくところの価値がこの事業だろうと、こう思っているわけで、そのところに意見の集約にややもすれば、難しさというものを感じているのかなというのを自分で感じるんですが、その中で、書類的なもの、それぞれの地域によっては、多少ニュアンスの違う参画団体が伴うと思いますので、ぜひ担当の農林課の方々にもさらなるアドバイス、助言、それらをぜひ積極的に入り込んで、ご指導をいただきたいと、こう思います。町長はそれはもう十分対応したいと、こういうふうなことを言うておりますが、そのところをまた課長さんからでもお伺い申し上げます。

それが展開することにおいて、事業の中の一部をお聞きしましたら、事業予算の中で農道の碎石とか、あるいは機械リースのリース料とか、そういうものが利用というか、事業決算の中で処理できるというふうなことも伺っておりますので、それが各この指定の23の団体でしたか、がなされれば、きっと町の財政の方にもさらなるプラスになるのではないかと思いますので、その辺をまた再度お伺いしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 佐々木議員のご質問にお答えしたいと思います。

バーデパーク等の空調整備等へ大変経費がかかるということで、タイヤボイラー等への代替的な設備というご意見がございました。以前、町長の答弁にございましたけれども、自家発電装置を2基設置しておりましたが、これを撤退したおかげで、今まではこの自家発電機の余熱で温水を温めていたという部分もできなくなりまして、確かに経費等は増大しておりました。太陽熱等の設備も考えるところではないのかというご意見でございますが、バーデパークを建築しましてから大分長年傷んでいるところがございまして、今修繕期に入ってきているというのが現状でございます。ですから、修繕する部分は修繕しないと使用に耐えられない部分もございまして、新たな設備の投資というのは今後の検討課題かと思っております。

それから、指定管理者の件に関してですけれども、民間会社へ指定したということは、当町は

指定管理者をするときに、公募しないで指定管理者を設定したという経緯がございます。これらは人材確保と急な9月指定管理者への移行ということですので、現在の公社がそのまま実施した方がスムーズに行くだろうということでいったわけです。民間会社等に行きまして、経営が成り立ちませんということで、急な撤退等も危惧されるところから、公社の方が安全であろうというところも大きな原因でした。

バーデハウス等でも芸能ショー等は定期的を実施し、集客、町民へのサービス等を行っているという部分でございます。今後も民間会社等の事業、それから近隣でやっているような事業等を視察、研修等をしながらも、今後も経営努力に努めさせるように指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） バーデに関しては担当課長の方からも言ったとおりでございまして、既に燃料が高騰しているということで、さまざまな検討もいたしました。太陽熱への変更とかということも考えましたが、非常に1枚が想像を絶するような金額で、これは採算が到底今途中からだ合わないということでございました。それからタイヤ等の部分ですが、これは煙突の関係、ダイオキシン等の関係、さまざま出てくるでしょうし、修繕して採算が今度合ってくるのかということも検討もしておりますが、いずれにしても常に我々もそういう部分は調査研究をしながら、削減に努めてまいりたいと、こう思っております。

それから、民間委託、このことも実は指定管理者制度導入のときも検討もしました。ただ、一気に民間へという部分においては、まだこちらの方の準備も整っていない。または現在いる職員の方々がどういう形態になるかと、細部の部分がいっぱい詰めていかなければならない部分があると思っています。ただ、私はバーデに限らず、チェリウスの件も出ておりました。今後指定管理者の期間が終了した後をどうしていくのか、こういう部分は今からまたしっかりと検討していかなければならないなど。完全な民間へ移行という部分も将来的にはこれはあり得ることだろうと、こう思っております。まず、そういう部分にしっかりと気をつけないといけないのは今課長も言いました民間に完全に行ったときに、突然やめるということが可能になるわけです。そういう部分が、契約上きちんとどういう契約でやって、相手方がそういう部分をきちり守ってもらえるのかどうか、その辺もきちんとしておかないと、チェリウスにしる、バーデにしる、突然

やめますよと、こういうことになれば、これもまた大変なことになりますので、そういう部分、十分に注意をしながら検討をしてまいりたいと、こう思っております。

それから、農地・水・環境事業についてでございますが、やはり意見の集約というのが難しい部分が当然あるだろうと思っています。今までは自分の思いで、考えで、例えばきょう水を入れたい、きょう代をまきたい、自分の日程調整で作業というのがやれるわけですが、集団になりますとそうは行かない。どこかに合わせていかなければならない。合併も同じなわけです。それぞれの地区が今までやっていたやり方を一つのやり方に変えていく、そうなったときには変化が出ると、どうしても前の方がよかったかと、こういう話も出てきますし、この集落においても当然今まで自分のペースでやれるのが、相手のペース、みんなのペースに合わせなければなりません。そういう問題が当然出てくると思っております。そういう部分をきっちりとコミュニティ集落内で話し合って取り組んでいく、そういう部分に対して町としては当然助言が必要なときは担当課の方は出向いていきますし、そして、一つはそういう方々にもお願いをしたいのは、毎回、ずっとその職員から指導を仰ぐというのではなくて、１年後には同じ記帳をするにしても助言をもらわなくても、自分たちでもう２年目はできる、３年目はできると、いわゆる自立をしていくために、職員の指導は全然惜しまない、そう思っております。できるだけ、この事業を有効に活用すべきだと思っておりますので、そういう部分では行政もしっかりと支援をしていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 農林課推進監。

○農林課農林推進監（岩館茂好君） 佐々木議員の質問にお答えいたします。

資金でございますが、交付金の使用についてでございますけれども、活動に要する経費とそれから活動組織の運営に要する経費がございます。それで、その内訳でございますけれども、活動に参加した構成員に対して支払った日当とか、それから機械使用に対する謝礼、これは使用料として支払うことができます。それから、視察の際とか、さまざまな会議に出席した場合の旅費も対象となります。それから、機械の購入費、これは草刈機などが作業の内容となっておりますので、そちらの機械の購入費、それから先ほどご質問のありました砕石ですね、それにつかましても物財費ということで使用の対象となっております。それから役員の報酬、旅費、委託費、例えば外部に委託した場合の委託費なども費用の対象となっております。いずれにいたしまして

も、交付金の使用につきましては、実施団体との直接の相談によりましてこれからお知らせしていきたいと考えております。

それから、先ほど農林課ということで、相談の体制でございましたけれども、まず、農地・水・環境保全向上対策の制度でございますけれども、これは地域ぐるみで共同活動に取り組むという原則となっております。事業の実施に当たりましては、それぞれの地域において、地域性や特性がございますので、農林課といたしましても実施団体のそれぞれの方々に対して説明、それから相談を受けながら事業の実施に向けた支援、協力を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 35番。

○35番（佐々木元作君） 大変町長の説明、あるいは答弁、本当にあすには道端に花が咲き、水潤むころにはメダカは出るかどうかわかりませんが、アオガエルが鳴く時期が来るだろうと、こう思っております。

きのう、前回町長の提案説明の中でもちょっとありましたが、各地域に花をまた植えると。花いっぱい運動を展開するというふうなこともありました。今回の事業を展開しない地域と、町の今度行政予算の方での地域の花づくり等がタイアップになれば、南部町野良にヤギがメイメイというだけではなく、心の潤いのある花が咲き乱れることが目に見えてくるようですので、大変今の課長さんの答弁にもありましたが、それぞれの違う形態の中に相談に行った折には、私どもの地域ばかりではなく、他の機関の方々にも適切な3年目、2年目になったらやっぱりもう初子を産むときは苦しいのであって、2人、3人となればもうそれなりの自信がついてきますので、見守っていただきたいと思います。

先ほどのバーデの件ですが、一つの提案としてのたしか私ども議員の方も運営理事に入っているやにしているわけですが、その運営アドバイスの委員の中に民間的な経営、民間サイドの感覚を持った方々も入っておられるのか、その辺の対応が今後今町長が言った将来的な民間委託的なものに移行するまでの間、あるいはそれが健全な運営が伴うのであれば、あえて必要がないわけですが、そういう点での運営委員の見直し等も考えていないのかなということをお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、農地・水・環境につきましては、この事業を活用していただき、美しい環境、そしてまた花いっぱい運動の事業もあります。そのほかに、19年度予算計上しております地域づくり支援事業、こういうのもありますので、有効に活用した町内はいろいろな事業も展開できるのではないのかなと、こう思っておりますので、さまざまな事業を有効に活用していただければなと、こう思っております。

最後にバーデ理事の件でございますが、現在は旧福地村のいわゆる課長級の職員と議員さんの中で構成をされておまして、ことし5月までがちょうど任期になってございます。この任期時に、当然私は前から就任したときから考えていたんですが、ほとんどが役場職員が理事ということで、それはそれぞれ今まで連携を保っていく事業を推進していく上で必要であって、課長級が理事になっていたと思います。今回の満了期には、当然そういう直結する担当課長も事業の中で入っていく必要があると思っておりますし、いわゆる民間的な方々も私は入ってくるべきだと、入れるべきだと、こう思っておりますので、今現在、5月までのときに検討して進めてまいりたいと、こう思っております。

○35番（佐々木元作君） ありがとうございます。

○議長（工藤久夫君） 以上で佐々木元作君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分）

○議長（工藤久夫君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（工藤久夫君） 12番工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） さきに通告しておりました2点について町長にお伺いいたします。

まず、1点目でございますが、3町村合併して旧町村各地区の存在が新南部町に生きているのか、合併して優に1年が過ぎました。町民もそろそろ新南部町の動きが気になってまいります。

人はだれでも自分が生まれ育った町には愛着を持っています。これは自然な感情であります。その町には特有の歴史があり、そこに住んできた人たちはそうした歴史を大切にしています。幾ら国際化が進んでも日本人にとって日本を忘れることができないと同じように、自分が生まれ育った地域に愛着を持つのは自然な感情です。自分の町の歴史や慣習はただ古いものを懐かしむという懐古趣味からだけではなく、古いよいものを現代にどう生かしていくかこそが大切なのであります。その意味でもふるさとに愛着を感じ、自分の育った地域や地域の遺産をその名称とともに、次の世代に伝えていきたいという住民の素朴な感情は合併に当たっても尊重し、考慮されなければならないことであります。

そこで、まず、広報及び宣伝の仕方であります。均衡を欠いてはいないでしょうか。例えば、一つ大きな例を挙げますと、本庁舎及び分庁舎に掲げられている大きな看板や垂れ幕であります。気のせいでしょうか、活気のなくなった各庁舎のメインスペースに1行文字の看板が1点のみ、各地区庁舎には誇りに思い、なれ親しんだ文字があるはずであります。私はこの状況を見て、地区住民を無視した配慮のなさに仰天しました。例えば、福地地区はふくちこがねという福地米、愛嬌たっぷりのナマズ、さらには量では田子、大玉では六戸町の日本一には及ばずとも、日本一を誇る味のホワイト六片があり、また、南部地区は800年の歴史を誇る国指定の南部藩発祥の地の里があります。今もなお、その足跡は不来方、盛岡で、脈々と生き続き、桜山神社やその境内では四季折々の人々の心休める場所として、また、36代藩主南部利敬も防災の神として憧憬され、訪れる人も数知れません。このような地区の住民の思いを無頓着、土足で上がり込むも同然ではないのか。もう少し優しさに目を向けて、全町一丸を語る必要があります。なぜなら、市町村合併の条項にもあるように、地域の実情に応じ、自然的、地理的条件、また、歴史的、文化的条件、市町村や住民の意識の主観的要素についても十分勘案するものとあります。そこで、町長はどのような意識のもとで、均衡でよりよい一体性のある町政を展開していくおつもりなのか問うものであります。

次に、2点目でございますが、南部町消防団についてであります。消防団が効果的活動をしていくための組織とその内容についてと、消防団員の活動環境と行政支援についてであります。

消防団は、火消しだけではありません。今やその活動は多岐にわたっています。指令業務、消火業務、水害、震災等の災害対応業務、救助業務等その責務の重さと活躍に頭が下がる思いであります。昭和23年に消防組織法が施行され、自治体消防が発足してから57年が経過しました。この間、関係者のたゆまぬ努力と熱意により我が国の消防体制は着実強化されてまいりました。しかし、一方では、社会経済情勢の変化により、災害や事故の対応は複雑多様化し、国民の防災意

識はますます高まっています。また、消防防災施設の整備に対する国庫補助制度も市町村における消防力の強化推進及び防火施設の整備に重要な役割を果たすことができるようにと、国においても、社会経済情勢の変化に即した必要な予算の確保と補助対象施設等の拡充が図られてきたのでありますが、平成17年、平成18年において、三位一体の改革に伴い、設備補助金も一般財源化されるなど、大きな変化を来し、緊急消防援助隊設備費補助金も効果的かつ重点的に活用し、計画的に推進していく必要があること。また、これからは、大規模災害に際しても、被災地の市町村ごとの対応にとどまらず、広域的対応が必要であり、特殊災害では、知識、能力、経験に基づく対応と被害を最小限にとどめるために、機能を的確に担っていかなければならない、その機能が問われる時代になりました。

そこで、少子高齢化社会にまさしく直面している我が南部町は、昨年後期から火災が多発しております。したがって、消防団員の出勤回数も多く、日常多忙な生活団員の組織が円滑に機能しているのか、例えば、有事における消火の際、団員全員すべてが、全操作をすることができるのか、特に、ホースに管鎗とりや1番手、2番手は決められた特定団員のみ操作することになっているのか。また、新規入団員の教育研修はどのように行われているのか。現場に急行したのに、戸惑うことはないのか。また、行政の消防団員活動に対し、我が町は3方を川に囲まれているにもかかわらず、スムーズな消火ができないとの環境悪はないのか。消防の任務はこれらすべて政令で定められております。消防組織法においても、施設及び人員を活用し、国民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、水・火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とするとあります。このような大変厳しい状況の中で、町行政も積極的な支援や対応を町長は考えておられるのか、ご答弁をお願いするものであります。

以上、ご答弁をお願い申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思いますが、まず、1点目の方、合併して旧町村の存在が新町に生きているかというご質問の中で、広報、宣伝等でございますが、私も常日ごろ、まず3地区の歴史、また特産物、そういう部分をあいさつの中で公平になるように入れているつもりでございます。特に、南部地区800年の歴史、またゼネラルレクラーク、福地地区のホワイト六片種、またナマズ、そして名川地区はサクランボの町

としていろいろな事業をしてきたわけですが、本来、名川地区のサクランボ、20数年の経営のもとで、県内外からかなりサクランボの町として浸透してきておりました。立場的に一番先に言いたいところもあるんですけども、いつも名川地区を最後に私は言っております。まず、他地区の方々の取り組んできた部分、そこをきっちりと継承しながらしなければならないという思いで取り組んできているつもりでございます。

また、広報についても、それぞれの地区の情報を一番の発信になる広報誌でございます。ここについても公平に均等になるように取材を、そしてまた掲載をしてほしいと、こういうことを担当職員にも指示をしております。ただ、広報というのは、私も職員時代広報を担当しましたが、やはりその担当者の思い、そういう部分も広報の担当者は必ず持つんです。自分がこういう記事を書きたい、こういうところにも興味があると、一部そういう私的な部分は出てきます。しかし、一番大事なのがどの記事が住民にとって求められるところなんだろうと、ここを重点にまず広報をつくるわけございまして、その中においては、月によっては、その地区が大きな掲載記事があるときもあるでしょう。これを全部公平に同じ量で、これは不可能なわけですし、やはりどれだけの地区がどれだけ魅力のある、いわゆる地域活動、そういうことをしているか、これも大事なわけございまして、決して不公平感のもとでそういう掲載をしているつもりは全くございませんし、逆に1年たった後に、議員さんの立場としてもいつまでも我が地区、我が町、我が村では、私はいけないのではないかなと。早く南部町という一体感、そういうものを醸成していくためには、まず議員さん方からもそういうお考えをお願いをしたいし、我々職員は特に、旧町村単位、早くなくしていかなければならない。そういうもとで1年間取り組んできたつもりでございます。今月の広報を見ても、質問がございましたから目を通しました。幸子議員の出身の南部地区の記事もかなり載っております。それはやはり月々にその状況というのが違うというのもご理解をいただいて、今後、そういうふうにもたまた誤解を招かないようにしっかりと宣伝、または広報誌、この発信をしていきたいと、こう思っております。

また、合併につきましたの事務調整でございますが、これについても約2,500項目があったわけでございます。合併協議会で協議して承認されたものは約その中で450項目、ほかの部分については事務方で調整できる事項については事務方で調整し、調整済となっておりますが、中には調整がつかないで合併後に検討するというのもたくさんございます。そういう部分を昨年も一つ一つ調整を図り、また、19年度もまだあるでしょうし、20年度にも入っていく部分があると思います。何せ2,500項目、そういう中で調整をしていかなければならない。そして、大事な調整の項目については、早目にやっぱり調整をしていかなければならないということで取り組みをして

ございます。いろいろな部分でサービスの高いところに合わせれば、これはもう簡単に済むことでしょう。しかし、それをしてしまったら、まさに財政危機、それでなくても非常な今私どもの南部町も財政的には決してゆとりがある財政状況ではありません。一つ一つだけをとらえられれば、サービスが若干低下するのもありますし、しかし、逆に地区によっては、今までなかったサービスが提供されると、こういうのもあるわけでございます。トータル的に私どもは不公平感が生じないように、早く調整、そういうものをしていかなければならないと、このように考えてございます。

それから、広報の部分で、最初議員から分庁舎の一行だけで出ているというような垂れ幕のことでしょうか。もし、再質問がございましたでしょうか、そこをもう少しお話いただければ、また詳しく具体的に私もその理由を答弁いたしたいと思います。

次に、まず、新町の計画ですけれども、合併協議会で策定いたしましたいわゆる新町建設計画、これは平成27年度までのおよそ10年間を計画期間としております。その中で、町の将来像を「自然の恵みが町を育み、誇りに満ち、夢が広がる暮らしの拠点づくり」という部分を将来像としていただいております。現在この計画に沿って町の基本構想、基本計画を内容とするいわゆる総合振興計画の策定作業を進めております。その中にはアンケート調査、そしてまちづくり委員会で寄せられた町民の皆さんのご意見、ご要望を参考にしながら、計画に反映できるように進めていくこととしております。3地区のそれぞれ地域の伝統、または特色ある資源、最大限に生かしながら、この将来像を目的としたまちづくりのために財政状況も当然考慮しながらでございますけれども、計画的に予算執行をできるように努めてまいりたいと、このように思っております。

次に、消防団等についてでございますけれども、私自身、消防団に対する思いというのは自分では他の方々に負けないぐらいの思いを持っている1人であると勝手にそう思っているんですが、従来から消防に対する支援事業、さまざま取り組んでまいりました。その中で、私も就任し、消防施設状況はどうなっているのか、全分団、すべて見て回りました。そのときに、地区によっては消防整備がおこなわれている地区、これを実感いたしました。そういうこともあって、18年度当初計画では名川地区の消防車両の購入が当初は予定をされていたわけですが、その予算をこれから早く整備していかなければならないという地区に予算を変更し、そして現在今駅前の屯所が整備されているわけでございます。

そしてまた、19年度においても何とかそのほかの地区の消防整備も進めながら、さらにまた現在整備がおこなわれていると思われる地区、ここに19年度も何とか予算を計上して、早く他地区と同じになるような整備をしていきたいと、こう考えているわけでございます。そのためには、特に

屯所整備の場合は、いわゆる用地、ここは一番問題になってくるわけでございまして、用地交渉に当たって、地元の方々のご理解をいただければ、19年度もまた整備をしていきたいと、こう考えております。

また、消防団、非常に減少傾向でございます。私は名川町長時代職員採用あるわけでございます。これは強制は法律的にできないわけでございます。しかし、必ず面接のときに消防団というものについてどういう考えを持っていますかという、このことを私は必ず聞きます。そして「もし採用になった場合に、みずからその地域の方々が一生懸命取り組んでいる消防団員に入団する考えはありますか」と聞きます。当然、面接でしょうから、受ける方も「入りません」とは言えないのかも知れません。「採用されれば、私も地域のために頑張って入団したいと思います」と、こういうことを言うわけです。その中から、まず採用される方々があらわれます。強制はできませんから、ただ、「面接のときにこういうことを言っていたな」と、私も当然言うわけでございます。そういうことで、私が就任してからの男子職員は全員消防団に入団をしております。ただ、職務上、ほかの消防団員と違って、火災になったときにすぐに行けない、そういう場合も職員の場合はあるわけでございますけれども、何とかそういうできることをしながら、団の確保にもつなげてまいりたいと。現在も多くの職員が消防団に入団をしております。

ちなみに、合併しまして32分団になりました。南部消防団11分団、名川消防団11分団、福地消防団10分団と、こうありまして、消防団の定数とすると741人でございます。南部消防団が245名に対して現在209名、名川消防団の定員が283名に対して実際257名、福地消防団の定員が213名の定員で実際196名と、率からいくと、ちょっと南部消防団の率が低くなっております。そういう部分を含めながら、非常に団に入団する若い人たちが少ないという現状があるわけでございまして、そういう部分、できるだけ団員の確保、または団のいわゆる再編成、こういうのも今後は考えていかなければならない時期にも来ているのかなと、こう思っております。消防につきましては、当然、南部町消防団のご意見を十分に尊重して、一緒になってこれは取り組まなければならないと、このように思っております。

いろいろな活動を消防団の方々されております。細部につきましては、担当課長の方から必要であれば答弁をさせたいと思っておりますし、19年度以降においては消防団の方々と検討していただいて、いわゆる消防計画、そういう部分をつくって、その計画どおりにできる限り進行できるように努めてまいりたいと、こう思います。私自身も合併して2年目、早く一体感を持つように、私自身がまず行動しなければならない、そういう思いで、昨年1年間365日、ほぼ休みがない中で、それぞれの地区に出向きました。そして思いも伝えてまいりました。これを続けていき

たいと思いますし、そういう部分で早く南部町としてのまちづくり、南部町をどうしていくかと、こういう気持ちになって今後も進めてまいりたいと思っておりますので、そこは工藤幸子議員にもご理解を賜りたいと思いますし、いいところはしっかり伸ばしていきたいなど。そして、達者村、これは決して旧名川の事業ではなくて、取り組んでいたのは名川時代に取り組んでいたものでございますけれども、これを全町に拡大をして、それぞれの地区の方々からも委員になっていただき、いろいろな方々が今3地区から出て取り組みをしていただいております。南部町の達者村というふうにぜひ議員さんにもご理解をいただいて、その達者村事業を行ってきた、そういう中で総理大臣からもお呼びがかかったと思っております。南部町の達者村をぜひ皆さんで盛り上げていただきたいと、このことをお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 消防団の方の活動につきましてご説明を申し上げます。

まず、年間の定期的な活動でありますけれども、3消防団での合同幹部研修会の開催、町内の夜間巡回、火災防御訓練、水難搜索訓練、消防団として資質を高めるための移動消防学校の開催、これにつきましては、先般2月4日、休みの日でありましたけれども、中央公民館で開催いたしました、団員になってから5年ぐらいまでの間の方を対象にした基礎研修、それから幹部研修、救急救命の研修、三つの部会に分かれて研修を行っております。それで、当然室内では理論の研修も行いましたけれども、さらに、新団員の方につきましては、表の方に出て、消防自動車を配置し、現場の操作のやり方を消防署の方から指導をいただいておりますので、議員さんが心配しておられます現場での消火活動というのは私の方では心配ないと感じております。これは毎年研修を行っておりますので、それぞれ全団員がかわるがわる出席しておりますので、指導は行き届いているものと思っております。

そのほかに、火災予防啓発のための防火パレード、防火駅伝、春、夏、秋、年末年始の火災予防の巡視を行っております。また、防火診断、消防に関する絵画展の開催、これは小中学生の子供たちから火事を出さないようにするにはどうするのかという意識を持っていただきながら、絵をかいていただいて、その優秀な方には商品を差し上げているというようなこともやっておりますので、いろいろな活動を通して消防を理解していただく、また、地域の方々からも知っていただくことをやっておりますので、これからもよろしくご指導をくださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。12番工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） まず、町長さんから気にかけていただいた垂れ幕のことですが、あれはなるほど一目瞭然、周りに余りないところにぼんと垂れてありますので、その宣伝効果は十分あれはあると思って見ています。その反面、やはりそこに、その地区にふさわしいような南部藩発祥の地とか、そういうのも付け加えていただければさらによかったかなって、そんな思いでお話をしました。大きい問題ではないとは思いますが、そういう小さなことが物事の拡大につながっていくかなと、そんな気がして今質問させていただきましたので、今後はやはり町長さん自体にどうのこうのということではありません。新町の我が工藤町長さんは非常に評判がよくて、しかも水害の際には、3日間もほっかぶりをしてその現場で町民のみんなと一緒に住民を案じながら作業に一緒にいたという、そういう情報もある中でありますので、私は町長さんのそういうイメージを少しでも地域の住民にもっと色よい形で感じていただければいいかなということで、そこはちょっと気持ちを鬼にしてきょうは質問させていただきましたので、どうぞ誤解のないようにお願いしたいと思います。

そして、消防ですけれども、先ほどいろいろな初任者といいますか、消防の団員さん、段階があると思うんですけれども、特に初任者はある程度90日以内ぐらいにすべての操作とか研修を終了するようにという項目があるようですので、その辺を少し強調していただいて、有事の際に、中には高齢化している消防団員さんも少しいらっしゃるようで、それよりもやはり若さのせいでしょうか、現場に早目に駆けつけている消防団員さんがなかなか操作ができなくている現状を目の当たりに見たという、そういう情報も得まして、これはせっかくその場所に行っているわけですから、ベテランの消防団員さんがそこに駆けつける前にでも、もしそういう団員さんたちのレベルの段階があって、ここからここまではそのベテランでないと構うとか、そういうことでも決まっていて、ああいうふうには操作ができなくていたのかなって、そんな感じも実情を見て言っていますので、その辺はやはりもう少し強化をしていただいて、さっきおっしゃったように、何回も研修したり、教育したりしていらっしゃるので、確認の意味で、そこはどんな団員さんでもだれもいらないときには、できれば初期消火ぐらいの段階まで少し研究、教育していただいた方がいいのではないかなって、そんな感じがいたしましたので、申し上げました。

それから、消火に関しては、消火栓のあるところはいいいけです。それは民家が密集している

ところにほとんどあるわけですがけれども、さっき言ったように、馬淵川がぐるっと町をめぐらせておりますので、その辺の地区には今核家族が多くなって、大通りですとか、それからある程度の集落には消火栓もあって、そういうふうな機能があるわけですがけれども、核家族になると、地所を持っている、畑を持っている方々の次男、三男さんがぼんぼんとその川辺に家を建てたりして、立派な家がいっぱい建っているにもかかわらず消火できないというのも、これも大変だということで、私は川、特に冬なんかはどこからどういうふうにおりていって、どうすればいいかわからなくておりていったが、道路もなくてさっぱり何もできないという、そういう状態にならないように、せっかく川の水を消火用の水として活用できるわけですから、その環境整備をしてもらいたいと。集落の周辺に点在している、そういうふうな地域にはやはり足場といいますか、川辺の消火の足場をぜひ確保してほしいなと。もし、未完成でいる場所には点検をしていただいて、その地区には少しその辺もまた考慮していただければ、大変消火がはかどるかなと、そういうことも実質見ておりますので、その辺はもう一度確認してもらって、早期に点検をしてもらって、何か手立てをしてもらえればいいかなと、そのようにも思っております。

あとは、いろいろ町長さんも気にかけておっしゃってくださっていますので、町全体としては新町長さんに期待を、本当にすごく過剰かなと思うぐらいの期待をしておりますので、そのイメージのダウンにならないように、いろいろな本当に細かいことと言っても、やはりこれも大事なものですから、そのようにしていただければいいかなと思っております。せっかく「公平にやっています」とおっしゃっていただきましたので、それで広報とか、宣伝とかに関してとか、あるいはそれに附帯するさまざまな問題もあろうかと思えます、公平、公正ということに関して。予算の配分といいますか、そういうふうなものはどのようになっているのかご説明いただければありがたい、こう思っています。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先ほどの達者村の垂れ幕だなど、こう思っておりましたが、部分においては配慮が足りなかった部分があればおわびを申し上げたいし、まず、このことを皆さんにぜひおわかりをいただきたいというのは、責任逃れではなく、私就任して、一番配慮してきたところがそういう部分でございました。ですから、例えば職員の起案等を見てもわかるんです。というのは、この文章の書き方はどこどこ地区の出身だなど。例えば一つの表現するときに、名川・南部・福地と、こう来るのと、南部・名川・福地と、福地・南部・名川とか、順番が職員でも表

現の仕方がいろいろ違ってしまっていて、そういうやっぱりまだ抜け切れていないなという部分を感じたことがありましたから、私の決済の段階において、ここの地区の部分はどうなっているんだと、こういうのを去年はかなり私の指示事項のところに書いておりました。そういう中で、私としても十分気をつけながらやってきていたつもりでありますけれども、今後も十分そういう誤解を招くことのないように、まずは担当課長等からも職員にしっかりとそういうことが伝達されて、それと同時に、早く南部町の職員だと、こういう気持ちで職員にも従事してもらいたいと思っておりますし、いろいろなPRがあります。私もですから、いつもあいさつが最近長いと言われたりしている中で、長くなった要因の一つが3地区を平等にPRするために、やはり時間も食うんです、どこに行って紹介するにしても。そういう中で、各地区のそれぞれのいい特徴のある部分は今後もしっかりと宣伝をしながら取り組んでいきたいと、こう思っております。

また、消防につきましては、毎月消防は2回集まって点検をし、巡回をしております。そういう中で、それぞれの消防団も常に訓練を積み重ねているわけなんですけれども、ほとんどの団員はいろいろな部分、操作できるとは思っておりましたが、新しく入った団員さんにおいては、たまたまそういうこともあったのかなと、消防団の方にまた日々の訓練、この訓練が万が一有事の際というのは間違いなく発揮できるわけでございますので、そういう部分をまた消防団の方にも日々の訓練、この重要性をお願いしていきたいと、こう思っております。

それから、予算配分の件でございますけれども、細かい部分は別にしまして、まず公平、平等というのを考えたときに、3地区、これをすべていわゆる33%、33%、33%、これが本当の公平、平等なのかと言え、これも公平ではないわけでございます。やはりそれぞれの規模、いわゆる人口規模、財政規模、これがありまして、例えば合併前は南部町当時の当初予算というのは大体30億前後ぐらいだったと思います。福地村さんも総体で30億円から32億円ぐらい、名川町は42億円ぐらい、これは交付税というのは人口にも比例する部分がありますし、名川地区の場合には過疎指定になっていましたから、過疎債という特別枠もありました。そういう部分で他地区よりも面積、人口側から当然配分される予算も多いと。それから、そういう中で、じゃあ3・3・4と、こういう割り振りの予算配分が公平なのかという考え方もいろいろあると思うんですが、それとその年度のやっぱり重点事項というのがございます。

ですから、逆に今まで30億円の予算規模の地区が時には40億円の年間の予算になるときも、これはあるわけでございます。特に、南部地区におかれましては、今後下水道工事がスタートしました。この金額というのは莫大な金額になっていきます。そこに当然一般財源も繰り入れをしていかなければなりませんし、それと今回まだ継続事業、この事業を18年度もそうでした、19年度

も主にそこをまず完了させていくという部分がございます、地区ごとにおいては、南部地区の予算配分が若干少ない、このことは、財政担当にも話しました。その原因は何かと、一つは、合併協議会のときに、それぞれの計画、ここに出ていなかった部分も南部地区にありました。これは一つは用地交渉の部分が南部地区にはあのときにあったのかなと。非常に地区的には値段が高い地区でもございますし、そういう部分もあって、今回の予算査定においても、私の方から地区別でちょっと少ない、そういう指摘もしましたし、その理由も聞いておりました。そういう中で、自分自身としてはいろいろ配慮しながらやっているつもりでございますが、その年度においては、一つの地区が予算が多いときもあります。これはその年度年度の重点事項において、毎年変わりますし、全く公平、きちんとしたそういう部分というのは無理だと思いますけれども、そういうふうにならないように、しっかりと私もまた財政担当、それぞれの担当課長たちにもきょうもこうやってご質問して、私も答弁しておりますから、そういうふうに努めていきたいと思ひますし、ただ、年度によってはそういうやはり大きかった、少なかったということは、これはあり得ますということをご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 先ほど水利のご質問がありましたけれども、やはり火事が大きくなりますと、消火栓、あるいは水槽以外にも必要になってきますので、去年の火災のときには2回ほど馬淵川から水を上げているのを見ていましたので、特にその2回とも夜でございました。日中であれば見えますけれども、夜の場合は危険を伴いますので、もう一度団の方にお話して、普段から川から水を上げられるような場所を見つけておいてほしいというのを伝えておきます。

それから、団の研修の方でしたけれども、私は消防団の方には研修に出た方は一生懸命やっていたものですから、これは大丈夫だなという気がしておりましたけれども、ただ、研修に出ていない方がるのであれば、もう一度各分団で点検をして、どなたでも水を上げて初期消火に当たれるようにしてまいりたいと思っておりますので、伝えておきます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問はありませんか。12番工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 町長さんが新町になって、町の行政の様子とか、それから町長さん、あ

るいは職員さんの町に対する姿勢を十分に皆さんに伝えている様子が日ごろうかがわれているので、今それは大変ありがたくて、特に、何かかち合ったときには1日10件ものさまざまなイベント、そういうふうなものにも手分けをしてまでそれをこなして、町の様子を各地区に伝えているという様子もよく存じ上げております。ですから、それは全体的なお話には十分それが充当して、どこも非がないと思っています。ただし、大きいことにとらわれ過ぎて、先ほども申し上げましたけれども、小さい部分にちょっと目を注ぐということをもし忙しさの余りお忘れの部分がありました節には、どうぞ、そこを思い出していただければという、そういう小さな意味かも知れません。ですけれども、町民にとっては大きな問題になっていくかも知れませんが、その辺をぜひ心がけてと言え、大変僭越ですけれども、そういう状態をお願いをしてやっていただきたいなと思っておりますし、消防に関しても、たくさん本当に一生懸命やったださっておりますけれども、一部の人たちの部分が目につくのも、これも仕方のないことで、その部分も解決すればまたいいのではないかと、火事でも何でもそうですけれども、万が一の場合のために普段の研修をしたり、教育をしたり、いろいろやっているわけですから、その万が一だと思って、どうぞ、その重要性をもう一度考えていただきたいと、私はそう思っております。どうぞよろしく願いいたしまして、私の質問は、まだつけ足りないものがありましたらお聞かせいただければ助かりますけれども、私の方からはこれで終りたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 先ほど私の方で申し上げたところを訂正しておきます。

河川からの水の投入はできないことになっているそうですので、先般、確かにそういうの、これは大火災になるおそれがあるということで、やむを得ずやったと思いますけれども、これはできないということになっているそうですので、多分、危険を伴うことだと思います。それ以外の方法で対応してまいりたいと思いますので、ご訂正をさせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 工藤議員のそれぞれの地区への思い、そういう部分、しっかりと私も平等な中での取り組みを十分念頭に入れて今後も取り組みたいと。ただ、そういう中においては、時、また年という部分についてはそういう差があるときもあるというのもまずご理解をいただき

ながら、常に、まずそういう気持ちを忘れないように私も取り組んでいきたいと、こう思っております。

消防団の方につきましては、日々の訓練、これが一番大事だと思っておりますし、消防団の方々も自分の仕事を持ちながら、本当に有事の際、寝ないで災害のときは3日、4日出る。そういうまさに真のボランティアの精神の持ち主の団員の方々でございます。それぞれの団員も日々頑張っていると思っておりますし、そういう気持ちで今後の訓練、このいわゆる大事さということをまた団長の方にもお願いをしながら、有事の際には最小限で食いとめる。そして、生命、町の安全を第一に取り組んでいきたいと、こう思っております。

○議長（工藤久夫君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

ここで2時10分まで休憩いたします。

（午後1時56分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時09分）

○議長（工藤久夫君） 14番内村貞子君の質問を許します。内村貞子君。

（14番 内村貞子君 登壇）

○14番（内村貞子君） 前に通告してありました3点についてお伺いいたします。

まず、達者村についてでございます。

達者村が18年2月22日にオーライ！日本大賞グランプリ賞の内閣総理大臣賞を受賞し、19年1月16日は、首相官邸で頑張る地方応援懇談会に全国から6市町村の首長が招かれ、その中に東北唯一の南部町が入っております。広報なんぶの3月号の表紙に安倍総理大臣と南部町長さんの握手をした写真が載っておりますことは、皆さんもご存じのとおりであると思っております。達者村の独自の各種取り組みの成果が認められた結果であるということではありますが、今後も南部町民こぞって頑張らなければという心新たにしている次第です。そこで、達者村の19年以降のプロジェクトの内容を具体的にお伺いいたします。

次に、幼稚園の統合についてでございます。

働く主婦がふえても、少子化が進み、幼稚園児、保育園児の数も年々減少しているということ

ですが、将来的には統合するのが望ましいのではないかとと思われる面もあると思いますが、幼稚園の統合についてはどのように考慮しているのかお伺いいたします。

次に、秋田県的美郷町では、幼稚園児と保育園児と一緒に保育しているそうです。幼稚園児は9時から3時までで、夏休み、冬休みがあり、保育園児は7時30分から6時30分までで、夏休み、冬休みなしで、一緒に保育しているそうです。幼稚園と保育所の統合については、どのように考慮しているのかお伺いいたします。

次に、少子化、出生率については、どのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

3点目でございます。

里バスについて。名川地区では、平成14年から里バスを運行しているそうですが、現在の運行状況をお伺いいたします。

里バスは、福地地区・南部地区町民の羨望的となっております。福地、南部地区の里バスの幅広い運行が可能かどうかお伺いいたします。

もし、可能であるとすれば、いつ実現していただけるのかお伺いいたします。

南部地区の幼稚園入園希望者があっても、通園の時間の関係で、他町の幼稚園、または私立の幼稚園に入園している子供もあると聞いておりますが、里バスがあれば、町の幼稚園通園も可能になるかという親御さんのご意見もございます。

以上、3点お伺いいたしまして終わります。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、内村議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

大きく分けて3点、細部にわたって6点だと思っております。

まず、その中で達者村事業についてでございますが、19年度におきましては、県と共同で取り組むセカンドライフの暮らしと仕事大学、これは18年度も7月と9月2回開催をしておりましたけれども、19年度も開催の予定で進めております。達者村のネーミング周知と目に見える活動を重視し、新規に達者村花壇コンクール、そしてまた達者村フォトコンテスト、達者村ウォーキングイベント、そしてまた達者村空家バンク調査、これらの事業を予定をしておりますが、決してこの事業だけではなく、達者村という事業の中にはいわゆる四季の祭り、いわゆる農業体験、いろいろと多岐なものがあります。こういう事業も私は達者村事業の一環であると、こう思っており

ますので、さまざまな取り組み、こういうものが達者村事業として一つ、二つ、そういう考えではなくて、いろいろな取り組みがまた達者村の事業であるというふうにもご理解をいただければなど、こう思っております。このほか、首都圏で団塊世代への情報を発信するため、ふるさと回帰フェアというのがございまして、そちらの方へも参加したいと思っておりますし、達者村の認証産品、これの首都圏での販売なども今検討しているところでございます。

いずれにしても、さまざまな事業、これは農業関係だけではない、いわゆる健康の事業、そういう事業も達者村の事業、こういうふうな考え方もできるわけでございまして、いろいろな取り組みを一つの元気の町南部町イコール達者村と、こういう意味合いのもとで取り組みをしていきたいと、このように思っております。

2点目の幼稚園の統合についてでございますけれども、現在3歳から5歳児の幼稚園児数でございますが、名川幼稚園70名、南部幼稚園が24名、これが町立でございます。私立でございますが、あかね幼稚園が45名、それと隣の町三戸町のいずみ幼稚園に南部町から16名入園をしております。現状におきましては、統合の予定はございませんけれども、今後、少子化により、町全体の幼児数の減少がはっきりしているところもございます。今後の推移を参考にしながら、統合について慎重に検討していかなければならないと、こう思っております。その場合には、当然、内村議員さんもおっしゃっておりました通学の利便性というのも出てくるでしょうし、後でまたバスの件、お話をいたしますが、そういうバス運行になれば、また他町に行かなくても町内の幼稚園で入所できることも可能になってくるのかなと、こう思っております。

視察されました秋田県美郷町のいわゆるなかよし園の件だと思います。一つの建物の中で幼稚園と保育園が別々に保育を行っている幼保一体施設だと思います。現在、名川幼稚園、また南部幼稚園ともに、幼稚園としては原則としては教育時間は4時間になっているわけですが、午前7時半から午後6時までの間、既に時間外保育を実施して対応をしておりますので、今ここで新たに幼保一体保育ということは考えておりませんが、既にそういう部分の対応は現在もしていると、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいなと思います。

それから少子化、出生率の状況でございますけれども、ここ5年間の推移でございますけれども、出生数と人口1,000人当たりの出生率の推移でございます。平成14年は160名で、7.2%、15年は147名で6.7%、16年は128名で5.9%、17年は115名で5.3%と、これまで毎年減少しているわけでございます。ただ、18年においては、推計値になりますが、130名、6.1%と、若干の増加の見込みとなっておりますが、少子化の傾向というのは、ただこれからもどんどん進んでいくというふうに予測をしております。そういう中で、さまざまな取り組みをしていかなければならないと

ということで、昨年は役場職員の女性職員のみで少子化対策検討委員会を組織しまして、先般、そのメンバーから報告書をいただいたところでございます。その報告書、いろいろな部分が提起してあります。中には達成するにはもう予算が幾らあっても足りないなど。ただ、あくまでも率直な意見として委員会の委員たちも、職員たちも考えたことだろうと思っていますし、その報告書も参考にしながら、そしてまた、報告書の中には、住民のアンケート調査した結果も出ておりますので、十分その報告書を参考にしながら、貴重な提言としてとり進めていきたいと。

この少子化については今までも他の議員さんからも質問をいただいているわけですが、本当に難しい一つの一時金的な助成金を援助しても効果が出ない。合併前にやっていた地区もあったわけでございます。しかし、その助成金だけはやはり効果が全く出てこなかったということで廃止したという過程もあり、私は一つ一つ、やっぱりトータル的にさまざまな部分の取り組み、いわゆる働きやすい環境、生活しやすい環境、または町営住宅への低価格の設定条件つきとか、そういう部分というのも考えていかなければならないだろうと、こう思っておりますが、部分的なだけではなくて、全体的な中でこれは考えていかなければならない。私どもの南部町、八戸市から決してそんなに遠くはない地区だと私も思っておりますので、その地区、3地区の中でも非常に近い地区、そういう利便性もPRしながら、また、さまざまな他町でやっていない取り組みも私どもの町でもやっているのがありますので、私そういう部分をどんどんまず情報発信、これをしていかなければならないと、今まさにインターネットの時代になっておりますので、そういう部分を活用して、町営住宅の今回も質問も出ておりましたが、通常より低価格で設定しているんですけれども、なかなか販売にいかない。しっかりと私、広報担当の方にも写真をつけて、いわゆる条件、いわゆる病院までどのくらいかかる、学校まではどのくらい、中学校まではどのくらい、そういうのも利便性を載せて分譲中の販売、こういうことをしないと、ただ、ありますだけじゃ絶対来ませんよと。写真をきっちり載せて、どのくらいかかる、駅まではどのくらい、そこに行くためには100円バスで行けますとか、こういうのも細部について紹介することによって、じゃあちょっと見に行ってみようかということが定住にもつながっていくと思いますし、また、少子化対策にもつながっていくだろうと、こう思っておりますので、いろいろな角度から検討してまいりたいと、こう思っております。

それから、里バスの件でございますけれども、平成14年4月から名川地区で全域において、そしてまた町内だけではなくて、旧南部町さんの諏訪ノ平駅まで総延長約800キロ4路線、6ダイヤで里バスを運行してまいりました。運行台数は平日の常時運行55人乗り3台、26人乗り2台の5台で、土曜日、日、祭日は4台と。80カ所の停留所を運行しております。利用者でございます

けれども、議員の皆さんも私が数字を言う前にどのくらいかなというのをちょっと想像していただきたいなと、こう思うんですが、私もこう通ると、よく1人、2人とか、空バスの状態を見たりしますので、担当課の方に「どうなっているんだ」という問いかけをしたことがありました。私が見たときの区間は空でも、その後に見られなかったところで乗ったり、おりたりする、そういうこともあるというのもわかりました。これは年2回1週間、平日、土、日入れて1週間で2回調査しております、毎日。ですから、それが大体1週間の毎週の利用人数になってくるわけですが、利用者でございます。1カ月で約1万1,000人でございます。年間13万人、延べ、それほど利用しております。特に、名川中学校が開校する前は中学校三つございました。そのときはそれぞれ歩いて学校に通える区域でございましたから、そのときでおよそ約半分の7万5,000人ぐらい、それでも乗っておりました。そして、中学校が統合して、一つの中学校になりましたから、当然そのバスを、スクールバスは廃止しております。そのバスを利用して無料にしておりますが、それがちょうど量が倍ということで、13万人の利用客になってございます。

このバスを私は選挙のときに公約でも掲げております。3地区、全地区においてこの循環バスのものを運行したいということで、去年の6月から既に検討委員会をつくりまして、今協議をしている最中でございます。合併における業務統合についても、名川里バスは現行どおり維持しながら、新町全域の拡充を含め、他のバス事業とのあり方を包括的に検討するということにもなっておりましたし、私自身の思いもありました。検討委員会を立ち上げて今進んでいるわけですが、新たに運営するバス路線については、道路運送法が適用となり、運輸局への登録がまず必要と。登録を行うためには、運輸局、市町村バス事業者、道路管理者、警察などで構成された地域公共交通会議、ここでの合議が必要条件となっております。町が運営する乗り合いバスの必要性、地域の実情に応じた運行形態及び運賃や料金の改正に関する事項について協議しなければならないと、このようになっております。また、複数市町村にまたがる既存のバス路線に影響を与えるおそれがある場合には、青森県バス交通等対策協議会との協議が必要になっております。

以上のことから、実施するまでにはかなりの期間も必要でございます。名川里バスのときも、丸2年協議をしまして、3年目から運行にこぎつけました。今回も合併して2年、6月からとりかかりましたが、来年の4月運行に向けて、今着々と準備を進めてございます。そして、19年度においては、試験的運行を計画しておりまして、それにかかわるさまざまな予算、約4,000万円ほど19年度の予算に計上しております。来年のどの区域まで細かくバスが運行できるかという部分はいろいろな問題がございます。といいますのは、余り細か過ぎると、目的地に着くまでに本

来15分ぐらいで行けるコースが30分、40分かかるといふ、そういう課題もあるんです。ただ、一つ計画を立てて、試験運行をしながら、随時見直しは必要になってくるだろうなと思っています。名川の里バスも運行してから何回ともなく変更もいたしました。それぞれの地区の要望も出てきますし、そういう部分を運行しながら検討も必要になってくると思いますが、まずは今年20年の4月、来年の4月から本格運行にこぎつける、そういう今運びで進めておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。14番内村貞子君。

○14番（内村貞子君） 幼稚園、保育所の入園、入所の申し込み状況をお伺いいたします。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 保育園の入所状況をお知らせ申し上げます。

19年度の保育園の入所につきましては、1月31日で締め切りをいたしまして、まず最初にチェリー保育園、定員130名に対して129名でございます。なんぶ保育園は同じく定員130名に対して102名、福地保育園は90名の定員に対しまして77名という状況になってございます。

ちなみに、18年度の状況でございますが、2月28日現在、先ほどの19年度の申し込み状況も2月28日現在でございます。18年度はチェリー保育園が130名の定員に対して131名、なんぶ保育園が同じく130名に対して125名、福地保育園は90名に対して85名という現在の18年度の状況になってございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 現在、平成19年度の幼稚園の予定入園児数についてお答えいたします。

平成19年度現在もう締め切っておりますけれども、名川幼稚園は3歳児が23名、4歳児23名、5歳児25名、合計で71名であります。南部幼稚園については19年度の3歳児は7名、4歳児については10名、5歳児については6名、合計で23名。ちなみに18年度は、名川幼稚園が70名であり

ます。それから南部幼稚園は24名であります。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ありませんか。14番内村貞子君。

○14番（内村貞子君） 了解いたしました。ありがとうございます。これで終わります。

○議長（工藤久夫君） 以上で内村貞子君の質問を終わります。

36番伊達一夫君の質問を許します。伊達一夫君。

（36番 伊達一夫君 登壇）

○36番（伊達一夫君） 通告しておりました保育園の管理運営についてお伺いいたします。

昨年12月の定例会において、18年度随時監査結果報告をその場で受けました。3地区の保育園の管理運営は適正に行われているようですが、その中においても監査委員より改善要望事項が出されております。監査は10月に行われておりますので、もう既に改善されている事項もあるかと思いますが、次の3点についてお伺いいたします。

一つは、年次有給休暇についてでございますが、取得しやすい体制づくりを図っていただきたいとの要望が出ております。それにどう対処するのか。また、取得率の現状はどうなっているのか。

二つ目、遊具の安全点検についてですが、現状と今後の取り組みについてお答え願います。

三つ目、保健簿の不備が指摘されておりますが、看護師の配置状況は現在どうなっているのか、お答え願います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、伊達議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

保育園の管理運営について、まず1点の保育士等の年次休暇等取得率の現状と取得しやすい体制づくりの具体策を問うということでございますが、まず、取得率でございます。チェリー保育

園においては、正職員 9 名で平均8.2日、21%、なんぶ保育園では正職員11名で平均5.6日間、14.0%、福地保育園でございますが、正職員においては7名で平均2.4日間、6.1%となっております。保育士の配置でございますが、これは乳児については3人に1人、1歳から2歳児については6人に1人、3歳児については20人に1人、4歳以上児については30人に1人の、このほかに保育士を1人加算するという国の基準に基づいて配置をしてございます。このことから、通常の人数に加算1名を置いておりますし、休暇をとれない体制ではないと思っております。ただし、同時に複数の保育士さん方が同じ日に重なってしまうと、そこは厳しい部分があるなと思っておりますので、前もって休みの届け出をすることによって計画的に休暇をとれる状況にはなっております。そういうようになっておりますが、改善できる部分については、今後も常に改善をしながら取り組んでいきたいと思ひますし、それぞれの保育園において事前の場合はきちんととれる体制になっていると。ただ、直前という部分は非常に厳しいときもあるかも知れませんが、そういう状況でございます。

次に、遊具安全点検の現状、また、今後の取り組み等についてでございますが、チェリー保育園は年1回、専門業者による点検と他に月1回安全確認、担当職員と正副園長が確認をしております。なんぶ保育園については、月1回安全確認担当職員が確認。福地保育園については、毎月1回正副園長が確認という状況になっております。これは恐らく合併前の状況そのままであるだろうと思っておりますが、19年度当初予算においては職員の点検のほかに専門業者による点検も3保育園で行うように進めてございます。

次に、看護師の配置状況でございますが、現在チェリー保育園と福地保育園に看護師が配置をされております。この看護師の配置の条件でございますが、乳児9人以上を入所させる場合は1人配置すると。6人以上を入所させる場合は1人置くように努めることとされております。監査時点で、チェリー保育園は10名、福地保育園は9名、なんぶ保育園は6名の入所があり、なんぶ保育園においては先ほど申し上げた6名の置くように努めるという部分に当てはまるわけでございます、現在は配置になってございません。

それとまた保健簿の整備等についても病気、けが等の発生から治癒まで漏れなく記載するよう、その後、徹底した指導体制を取り組んでいきたいと、こう思います。看護師の配置については、国の基準にのっとりながら配置してまいりたいと、このように考えております。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。36番伊達一夫君。

○36番（伊達一夫君） 大体わかりました。

それで、19年度はそうすると、看護師の配置は3カ所に配置になる予定なのかどうか。

それから、遊具については、専門業者に1年に1回見てもらうと、あとは職員でも点検するということはいいいことだと、こう思っております。

あと、年次休暇は町長が言ったとおりだと思いますが、ただ、この保育士と看護師、これは仕事は別だとは思いますが、そこらの職員の配置については、看護師も保育士の中に含めるのかどうか、含まれているのかどうか、その点を一つお聞きします。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） まず、19年度の看護師の各保育園についての配置でございますが、配置の予定でございます。

仕事の内容ですが、看護師とそれから保育士、これは当然資格も違いますし、保育士の中に含めるというわけにはまいりませんが、看護師、十分手があいているときには保育の補助的立場として従事していただければと、そのように思っております。

以上です。

○36番（伊達一夫君） 了解。

○議長（工藤久夫君） 以上で伊達一夫君の質問を終わります。

20番立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。

3月定例議会に当たり一般質問を始めます。

初めに、工藤町長の新年のあいさつに「三位一体の改革により地方分権が推進され、真の地方自治の確立が求められるとともに、自治体本来の機能を発揮し得る時代を迎えております。みずからの責任と判断で進むべき方向を決め、具体的な施策をみずから実行することができる政策形成能力が強く求められると同時に、地域の実状に即した行政サービスが展開できる体制の整備と人材の育成が必要となります」と話されております。地方自治体を国の下請け機関にする地方行

革を中止させ、住民には住民の手による住民のための地方自治を要求する権利があり、国にはそれを保障する義務があるわけですから、しっかり義務を果たしてもらおうではありませんか。そして、平和と民主主義を脅かす憲法9条を変えるもとになる憲法改悪のための国民投票法案、改憲手続法案は廃止しかないということを述べ、一般質問に入ります。

乳幼児医療費給付制度の拡充について、病院窓口無料（現物給付）にする考えはないかについて質問します。

若い親たちは仕事と子育てを両腕に抱えて懸命に家庭を育んでいます。子育ての大きな不安の一つに、子供の病気があります。病気の早期発見、早期治療を考えるために、医療費の不安をなくすことは、子育てに対する大きな経済的、心理的支援となります。乳幼児医療費助成制度は、既に全市町村で実施され、子育て家庭への励ましとなっております。しかしながら、自治体によって、対象年齢や条件には大きな格差があります。県内でも所得制限のない自治体や現物給付が実施されている自治体があります。今、1人の女性が生涯に産む子供の数は平均1.25人で、戦後最低になっています。少子化の背景の一つには、子育てにお金がかかることがあります。当町の医療機関は現物給付というところから始められないのでしょうか。

次に、食事療養費、入院したときの食事代を支給対象にできないかという問題です。

青森県の実施要領からは、食事療養費助成は対象外となりましたが、2006年平成18年4月1日現在であります。三戸町ほか、3町村で助成対象になっています。県が助成対象から外したから、当町でもそのまま従うでは、自治体の独自性は生まれないのではないのでしょうか。ぜひ、町長の乳幼児医療費助成事業に食事療養費を助成対象にさせていただくことはできないのでしょうか、答弁をお願いいたします。

保育料の見直しについて、保育料を引き下げる考えはないのでしょうかについて質問いたします。

12月議会では、町民税が課税か非課税世帯の保育料引き下げを中心に質問をいたしました。町長の答弁は、町民税に関する部分だけを引き下げるとなると、不公平感が出るということでした。全国的に保育料は高いという認識です。保育料運営について、国は対象者や保育料の徴収基準について、目安を示しておりますが、各自治体の独自性を生かし、住民に役立つ保育所運営はできることになっております。今、求められていることは、保育料は高い、引き下げてほしいということです。青森県では、年収300万円未満が全体の38%になっており、100万円未満の急増が目立っております。当町において、保護者の生活実態をどれだけ把握しているのでしょうか。景気後退を口実にした大企業などの非正規雇用が急増し、派遣、請負などがふえ、全国最下位の最低賃

金で働かされているのです。しかも、国が示しております保育料基準額は9年間据え置きになっているのではありませんか。それでは、生活が苦しくなるのは当然ではないでしょうか。保育料の引き下げをする考えはないのか答弁をお願いいたします。

奨学資金貸付条例について質問をいたします。

この条例は、町内に住所を有する者の子弟で、高等学校以上の学校に在学し、心身が健全かつ生計上の事由により、就学困難な者に対して奨学資金を貸し付け、有用な人材を育成することを目的としております。昭和37年から平成3年の間につくられております。不況が色濃く感じられる昨今、利用頻度の高い制度ではないでしょうか。奨学金の貸付金額についてであります。高等学校月額2万円、各種専門学校3万円、大学4万円など、決められております。もう少し幅を広げて、選択性にできないものでしょうか。学校種別に区分せず、貸し付けできないものでしょうか。高校生でも自宅からの人と、下宿しながらの生徒では準備する金額で差が出ます。不況だからこそ、現在の奨学金の貸付月額を見直してできないでしょうか。金額の引き上げを考えていただきたいのです。大学生で月額6万円まで引き上げる考えはないでしょうか。

次に、償還期間についてであります。新町条例では、10年以内の返済になっておりますが、旧名川町利用者の返済期間は10年ありません。貸し付けを受けた奨学金の償還に係る手続きその他の行為はなお合併前の規則等の例によるとはありますが、10年以内に変更できないのでしょうか。若者の就職事情は低賃金の非正規雇用が広がっており、返したくても返せない状況がある場合が少なくありません。改善できないものでしょうか。

後期高齢者医療制度について質問いたします。

後期高齢者医療制度は、基本的には75歳以上の高齢者ですが、65歳から74歳までの寝たきり認定を受けた高齢者も対象となります。現在加入している国民健康保険や組合健保などから切り離し、後期高齢者だけを被保険者とする独立した医療保険制度とするものです。すべての後期高齢者が介護保険と同様の年金天引き方式などで保険料を徴収され、保険料の滞納者は保険証を取り上げられ、短期保険証、資格証明書が発行されるとなっております。そうしますと、介護保険と同様に、サービスがふえると保険料が引き上げられるように、つまり医療費が増加すると後期高齢者の保険料が引き上げられていくのではないのでしょうか。これでは、医者へ行くな、病院へ行くなということではありませんか。高齢者の命と健康に重大な影響をもたらすのではないのでしょうか。保険加入者の負担が重くなる制度ではないのか、質問をいたします。

次に、保険料はどのようにして決定されるのでしょうか。保険料の算定方法はどうかになっているのでしょうか。保険料を払えない場合の軽減策や減免などは認められているのでしょうか。具体

的な数字は示されておられますか、質問いたします。

次に、保険加入者の実態が正確に反映できるのでしょうかという質問です。広域連合とか、広域組合といいますと、町村議会と異なり、遠い存在のように感じます。広域連合には議会の設置が義務づけられましたが、どういうメンバーが、どのようにして選ばれ、後期高齢者の意思が反映される仕組みになっているのでしょうか。また、高齢者の所得実態に応じた保険料に設定してもらえるものなのかどうか、その要望は広域連合議会に反映されるのでしょうか。また、広域連合議会の内容を町村議会に報告させるとか、傍聴は認められる仕組みになっているのでしょうか質問いたします。

産業廃棄物中間処理施設について質問いたします。

広報なんぶちょう1月号に産廃施設に関する意見書を提出という見出しで記事が載っていました。記事を読んだ町民の方がこの問題に関心を寄せていただき、町側の考えを理解してほしいものであります。12月定例議会で町長は「地域の住民の反対意見書、議員の全会一致での反対要望書、町としての反対書、この三つの要望書を県に強く要望してきた」と答えております。ご苦労されている点はもっと広く町民に知らせていいのではないのでしょうか。新聞報道で大きく取り上げられてはいますが、県知事がどのように返答したのか、県の対応はどうなっているのか、町長自身から直接聞きたいという要望が出ております。産廃問題の関係地域におりてきてほしいということなのであります。いかがでありますでしょうか。

次に、産廃問題は、農業委員会が重要な働きを担っているものと考えます。その農業委員会が今どのような動きを示しているのか知りたいと言っております。建設される予定の土地の地権者やまた、周辺の地権者がどなたなのか、はっきりしていないなどの問題があり、これでは関係地権者がばらばらで、どうやって一致した反対運動ができるのでしょうか。そういう中で、アセス青森の社員が家々をしつこく回っていると伝えられております。町側が建設反対を表明しているのに、どうしてアセス青森の行動をとめることができないのでしょうか。関係地権者を一堂に会して、町側の考えを伝える機会を持たなければ、町側の考えは伝わらないのではないのでしょうか。町長や農業委員会が直接アセス青森に出向いて話し合うということとはできないのでしょうか。問題の要旨に書きました農業委員会は産廃問題でどのような話し合いを持たれ、内容を町民に知らせる方法をとっているのか、町長は関係地権者と一緒に反対運動を盛り上げる考えはないのか質問いたします。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、大きく分けて5点、細部にわたっては11点になりますので、残り時間を確認しながら答弁をしたいと思います。

まず1点目、乳幼児医療費給付制度の拡充についてという中で、病院窓口無料化(現物給付)にする考えはということでございますが、平成17年第2回の旧名川町議会においても質問をいただいて、答弁をしておりますので、そのときの答弁のとおりですと、こう言えば簡潔な答弁となるんですが、若干ご説明をさせていただきたいと思います。現在、町では県の要綱に準じて事業を実施しておりますが、現物給付への移行は、1医療機関に対し、例えば南部町は現物給付、他の町村は償還払いと、まちまちであれば、これは医療機関の複雑化になりますし、また、資格喪失となっている方も受診される方もあると思われます。さまざまな課題がございます。町単独だけでは大変難しい面があることをご理解をいただきたいなど、こう思います。

次に、食事療養費でございますが、これもその当時質問をいただいていると思います。このことにつきましては、重度心身障害者医療、または老人医療、介護保険なども給付除外としていることから、他の制度との均衡、これも保たなければならないわけございまして、この事業、県の実施要綱、補助のもとに実施しておりますので、当然県の実施要綱に従っていかなければならない。このことを踏まえながら動向を見きわめながら対処はしてまいりたいと、このように思っております。

保育料の引き下げの考えについてはということでございますが、保育料の引き下げにつきましても、議員も先ほどおっしゃっていましたが18年の第6回定例議会でもご質問をいただいております。保育料の決定はあくまでもそれぞれの申告に基づいて所得の決定をし、町民税課税状況、所得税課税状況により決定しておりますことをまずご存じのことと思います。保育料の階層については7階層に区分されております。一部分だけの引き下げということになりますと、これもまた不公平感が出てくるわけございまして、全体的に取り組まなければならないと、このように思っております。そしてまた、今後、民間へ委託、そういうのも検討していかなければならない時期が来るだろうと、そう思っております。ただ、この民間移行というのは非常にそれぞれの立場からすると、いいという方もあれば、いろいろ問題はあるけれども、やはり公立の方が安心できるんだと、こういう保護者の方々もまちまちいるわけですので、十分に調査をしての移行を考えていかなければならないと思っておりますが、そういうことにもしなったときに、いわゆる今度

は民間になった、減額をしていったものがもとに戻る。非常なまたパニックにもなるわけでございますし、経済的な圧迫感も増大してくるわけございまして、そういう部分、いろいろな方面から考えなければならないと。現在においては、あくまでも申告に基づいての決定ということでご理解を賜りたいと思います。

次に、奨学金貸付条例等についての３点でございますけれども、現在、奨学資金貸付金は高校、専門学校、短大及び大学と学校種別の経費を勘案し、金額と条件を定めたものでありますが、これは合併前に３町村の合併協議会で協議され、新町において南部町奨学資金貸付条例、南部町名川小林奨学基金条例、南部町福地奨学基金条例が議会で承認をされたものでございます。現在、内容の変更等については予定されておりませんが、今後においては奨学金の一本化、これに向けての調整を検討しているところでございます。それぞれ今個人から１億円の寄附をいただいて実施している小林奨学基金、福地地区においては一般財源で寄附等を含めた中での基金でやっていると、それぞれ地区ごとに条件も違っておりますので、これも一本化していかなければならない、そういう中で今検討をしているところでございます。

第３点目の、旧名川町での貸付分についてでございますが、新南部町になりまして、期間は返済１０年ということで、合併前、名川町の貸付金条例の中では６年間というふうに誓約されておりました、これはその当時、その期間でいいですというお互いの誓約書を交わして実施しておりますので、その誓約に基づいて償還はお願いしたいということから、変更はできないものと考えております。

後期高齢者医療制度についてでございますが、細部については担当課長の方から不足な部分は説明をさせたいと思います。後期高齢者医療制度に移行するのは、平成２０年４月からであります。現行制度である老人保健の対象者ですが、現在この対象者は医療機関の窓口で医療費の１割を支払っておりますが、新制度開始後もこの部分においては変更がございません。また、現在の制度では、国保加入者は国保健康保険料が医療費に対しての負担でしたが、新制度においては、老人保健を新設するという観点から、加入者は国民健康保険料ではなく、老人保険料として支払うこととなります。また、これまで保険料を直接支払っていませんでした社会保険の扶養になっていた方も新たに老人保険料を支払うこととなります。現段階においては新たな保険料が幾らになるかは、今後後期高齢者医療広域連合が先般設立組織されましましたので、その連合会の中で決められることとなっております。恐らく県一本化の金額になっていくのではないかなと、あくまでもこれはまだ予定の段階でありまして、連合会の方で決定されていくものと思っております。

同じく保険料はどのようにしてまた決まるのかという部分でございますが、保険料、個人の所

得に応じて決められる予定となっておりますが、詳細についてもこれも広域連合で決定し、20年度4月開始ですから、19年度中に示される予定であります。低所得者に対する減免措置等につきましても、現段階では未定となっております。

あと、保険加入者の実態が正確に反映できるのかというご質問でございますが、これまで老人保健の受給者であった方は、そのまま後期高齢者医療へ自動的に移行となり、今後新規に保険加入される方は住民基本情報に基づき、75歳到達で自動的に老人保険加入となります。また、障害認定によります65歳以上75歳未満の新規加入者につきましては、対象となる障害の基準がありますので、障害担当課と老人保健担当課で連携をとりながら、漏れなく保険移行の事務をとることとしております。

また、加入者の保険料については、申告に基づく所得状況により、賦課されますので、現段階では実態が適正に反映されるものと考えております。

メンバー等につきましては、また先般選挙制でもって決定をしております。詳しくは担当課長の方から答弁をいたしたいと思っております。

次に、産業廃棄物中間処理施設の件でございますが、12月の議会でも質問があり、お答えをいたしました。私といたしましては、地域住民の意見、そしてまた議員の皆様全会一致による反対のご意見、そして私自身も同じく反対の意見として知事の方をお願いに行ってきたわけございまして、知事の方も地域の皆さんの声を十分考えながら、ただ、県とすれば許可を出す機関、法律の中できちんと基準がクリアされているかという部分も判断になっていくわけございまして、我々は環境のみならず達者村事業を進めていく上で、やはり南部町にはふさわしくない、そのこともお伝えをしております。そしてまた、先般、わくわくトーク知事とのトーク、南部町で開催されました。その終わった後に直接知事の方に中間処理施設につきまして、再度私どもは住民も反対していると。そして地域住民反対署名書を提出いただいておりますので、そのことも見ていただきました。そしてまた、今回この議会が終わった後に、担当課の方から担当部署の方に地域住民の方々が再度反対意見ということで行く予定になってございます。広報にも掲載しておりますし、私どもとすればもう既に住民も議会もそしてまた理事者である私も反対という部分は十分に相手先にも伝わっているはずでございます。いろいろな活動がされているようでございますが、あくまでもしっかりと地域住民が反対意見という意思を強く持って取り組むことによって、私どもの意見が伝わっていくものと思っております。必要に応じてはいろいろな部分で議論することも必要だと思っておりますが、特別そういうのを開かなくても、さまざまな会合において、そういうことを私も聞きますし、私からもまた反対ということを申し上げておりますので、

基本体制は、姿勢は全く変わっていないということを申し上げたいと思います。

最後に、農業委員会の取り組みはどうあったのか、これは農業委員会の方から経過について答弁をさせたいと思います。

以上、いろいろ大きな課題もあるわけでございますけれども、反対は、行政だけで取り組めるのではなく、一番大きな反対の声の影響があるのは私はやはり地域住民の声だと思っております。さまざまな活動方法がございます。行政からだけで音頭をとるのではなく、立花議員もそういう考えが同じ考えでいるわけでございますから、住民サイドで、みずからもそういうフォーラムを企画していただきながら、そういうふうな取り組み、これも一緒になってやはり取り組んでいく、行政だけではなく、ぜひ立花議員さんも支持者の方々もいるでしょうし、そういう方々にも議員さんからもひとつ呼びかけをお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） それでは、後期高齢者の件につきまして、町長の補足をさせていただきます。

まず、メンバーのことでございますが、2月1日に、後期高齢者医療広域連合が発足しまして、直ちに告示をいたしました。20名の議員が選ばれることとなりまして、先般2月23日に決定してございます。この内訳でございますが、県内の市長から5名、それから町村長から5名、市会議員から5名、町村議員から5名と、計20名でございます。当町の工藤町長もこのメンバーの中に入っております。さまざま保険料はどういうふうに決まってくるのかということで、今議員も決まりました。そしてあと事務局もできるわけですが、県、それから町村の方からも職員が派遣されるものと思います。4月以降ということで、大体すべてのものは4月以降の議論といえますか、さまざまな制度等は決まっていくものと思います。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（後村森夫君） 農業委員会の産廃問題についての対応でございますが、産業廃棄物焼却処理施設用地の農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請については、平成17年12月9日、アセス青森有限会社ほか3件の申請が名川町農業委員会に対し行われ、名川

町農業委員会では、平成17年12月21日に、青森県知事に対し、不許可相当の意見を送付しております。また、平成18年8月7日には、青森県知事から、南部町農業委員会に対し、同申請に対する意見の再聴取が行われ、南部町農業委員会では、平成18年9月25日、青森県知事に対し、不許可相当の意見書を送付しております。

次に、産廃問題の町民周知の方法についてのお尋ねでございますが、農業委員会は許可申請の提出があった場合は、農地法関係事務処理要領に基づき、事務の処理を行うことに定められております。このことから、農業委員会では、農地法第4条、5条の申請書を受理した場合には、総会において許可、不許可相当の意見を決定し、青森県知事に送付することとなります。また、申請書に対する知事の指令書を受け取ったときは、これを申請者に交付することとなります。以上のことから、農業委員会では、農地法第4条、5条の申請にかかわる事務については、町民に対し周知は行われないこととなります。

以上で答弁を終わります。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。20番立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず初めに、一番の乳幼児医療に関しましては、これは国や県についても要望していくことが大切だと考えております。ですから、県に対してもぜひ県内統一して乳幼児医療費助成制度の拡充を申し述べていただくようお願いしたいと思います。これは余り予算は伴わなくてもできるのではないかと考えております。また、予算につきましては、県に対しても応分の負担を要求することはやぶさかではないのではないのでしょうか。そして、この制度がはっきりわかっているのかどうか、この点で少しお話してみたいと思います。今、読んで質問します。

医療費の患者負担を一定額以上支払った場合後から払い戻しを受ける。これは制度は違いますが、高額療養費制度が4月から改善されます。70歳未満の入院患者について、限度額を超えた分は医療機関での窓口払いが免除されます。多額の現金を用意したり、後から払い戻しの申請をする必要がなくなります。この例にもありますように、病院と保険者、市町村役場や社会保険事務所などのことでありますが、との間で、事務手続きで医療費支払いができるわけです。このシステム、やり方を乳幼児医療費給付制度に取り入れてほしいわけであります。ちなみに、八戸市、弘前市などはここよりも数倍人口が多いのに、現物給付を行っております。当町の場合、何人の方が乳幼児医療費給付制度を利用しておられるか、入院、外来、窓口とあるわけですが、数字を

つかんでおられるならば、ぜひ説明していただきたい。

保育料見直しについてであります。これは町長のお話されたとおり、家庭からの申告によって決まるわけですが、全体に保育料の設定が高いということで、全国的にも問題になっているのです。また、一つには、こういうことがありますので、読み上げます。徴収金基準額表では、前年の税額によって保育料を決めることになっていますが、厚生労働省は2006年3月3日に開かれた全国児童福祉主幹課長会議で、次のように連絡しております。「保育料について、児童福祉法に基づき、保育の充実に要する費用を扶養義務者等から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して、市町村長が定めることとしており、保育料の徴収基準となる課税額の階層区分の認定に関する保育所の費用徴収制度の取り扱いについてにより、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めた場合は、当該年の課税額を推定し、階層区分の変更を行っても差し支えないこととしているところである」とっております。このように、個々の家庭の収入実態を踏まえた適切な保育料の徴収に配慮されております。この例に倣い、年度途中でも保育料を引き下げた例はございますか。また、国の示している基準が依然として高いため、基準額の6割から8割程度の水準にとどめて保育料を決めている自治体が多くなっております。ですから、ぜひ引き下げの方向で、ご検討をいただきたい。ちなみに、八戸市などの保育料を研究されることを望みます。

ところで、町長は、保育所を利用している保護者から、現在の保育料についてどう感じているのか、利用時間はどうか、保育所に希望することはないのか、アンケートをとるとか、実態を調査したことはあるでしょうか。なければ、実態調査をし、若い親たちの悩みを直接聞いていただき、どれだけ苦労して働いているのか、町長自身の心で触れてほしいと考えております。

次4番、後期高齢者医療制度についてであります。先ほどの説明は、制度説明ということになるわけですが、そもそも、この制度は何をを考えてこのような制度に移行されるのでしょうか。後期高齢者の医療費を減らすための制度なのか、病院にかかるなというように聞こえてなりません。いかがでしょうか。そもそもこれはどういうところから来ているのか説明を願いたいと思います。

今、国保で資格証明書の発行を受けた被保険者の約半分が受診を控え、医療から遠ざけられていると言われております。健康悪化を引き起こすなど、大問題になっております。この措置を後期高齢者医療制度でも継続するものではないのでしょうか、この点をぜひ説明していただきたい。私は、機会あるごとに後期高齢者医療制度の改善を求めていると考えておりますが、町長におかれましては、その気持ちを酌んで改善に努めていただけるものなのかどうか、答弁をいただ

きたいと思います。

5番、産廃問題であります。これは町長も先ほどお話されたとおり、行政の音頭だけでは立ち行かないということは、私自身も存じておりますが、今、この問題で一番に取り上げたいのは、住民の皆さんの運動もあるわけですが、では、なぜアセス青森の社員の方がしつこく家々を回られ、土地が売られているのではないかと、どのようなになっているのかということが不安でならないということが多いので、これはぜひ町長や農業委員会の力をお借りして、アセス青森に出向くなり、直接お話をしていただき、その内容を町民に知らせていただきたいと思います、このような質問をしたわけであり。今、下斗賀、上斗賀町内会や財産区管理委員会の皆さん方も一致してこの問題で取り組まれていることとは思いますが、そういう中に、ぜひ町長も顔を出し、励ましていただきたい。これが何よりも大きな運動になるのではないかと、ここを訴えたいと思います。そして、農業委員会に対しましては、農地の番人という、この役割をぜひ発揮していただき、これから農地変更の申請が出された場合、よく吟味され、疑わしい点に対してはよく調査研究され、農地変更を簡単に認めないようにしていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いしたいということを述べておきたいと思ひます。

再質問に対する答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 乳幼児の利用状況ということでございますが、これにつきましては、議員にも同じ資料を差し上げてございますが、その資料に従ってご説明申し上げます。17年度の4月から3月までの実績でございますが、外来が4,095件、金額にして1,098万3,655円、入院が82件、247万4,567円、合計で4,177件、1,345万8,222円と、そういう利用状況になってございます。

それから、保育料の年度途中の徴収金の変更ということでございますが、これは18年度実際といたしますか、事例はありました。保育料は世帯に対しての税の課税状況によって異なるわけですが、その世帯に例えば死別、あるいは離婚等々のさまざまな事情が発生した場合に、どうしても現在いただいている徴収金が大変だと、そういう申請がありました。その対応といたしましては、こちらでちゃんと調査をいたしまして、年度途中でも徴収金の減額をしてございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 後期高齢者医療制度でございますが、そもそも何のための制度なのかというご質問でございますが、高齢者の方がまずお年寄りにも医療費をそれ相応に負担していただくというそもそもの制度でございます。先ほど町長の答えの中にもありましたが、この連合で、県内の保険料等を一本化できないのかということがこれから話し合われていく目標だと、そう思っております。

あと、資格証明書及び短期証明書は今の国保と同じく証明書はお渡しいたします。そういうことになってございます。あとのこまいところはまだ、詳細についてはまだまだこれからということになると思いますので……。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（後村森夫君） まず最初に、許認可の関係でございますが、農地法5条は町の農業委員会ではなくて、県知事が許可することになっております。それを申し添えておきまして、農地法施行規則第5条の3項に、その他前3号に掲げる施設に類する施設ということで、市街地に設置することが困難、または不適當な施設はこの5条の3項により、許可することができるということになっております。1項ですね、病院、療養所、その他の医療事業の用に供する施設、それから2項は火薬庫、または火薬庫の製造施設、そのほかのものがその他の施設ということで、産廃処理施設が該当になるということで、基本的には県で許可できるということになっております。ただし、他方によって、地域住民からの反対意見とか、それから当町の農業振興の阻害要因になるということなどから、南部町農業委員会の意見として不許可相当ということで、これは8月、9月、2カ月間にわたって協議した結果、そういう意見を付して県知事に申請したということでございます。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、乳幼児医療の件の部分、県の方にも要望してほしいということでございました。広域的な課題、こういう部分については年に2回ほど要望書が来ます。そういう

中で、当町だけあれしても、先ほども申し上げました改善されない部分がありますので、そういう部分を県、きょうは担当課長もいますので、その要望提案が来たときに、あくまでもこれは広域的な部分に関連するものというふうになっておりますので、恐らく広域的部分の共通課題だと思えますから、そういう部分において要望等をしていきたいと、こう思っております。

保育料の値段と、これは我々が必要外でもって高くしているのでは当然ないわけでございまして、必要額の中でお願いをし、高いよりは、どなたも安い方が思うのはこれは当然なことでございまして、いろいろな意見、そういう部分は当然聞いていきたいと思えますし、新町になりましたも、町長と語る会を５回ほどやりました。そういう中でもいろいろな部分で意見を聞いているつもりでございますし、また、私だけではなくても担当課長、当然そういう声があったときには報告があるわけでございまして、きっちりそういう部分は確認をしながら取り組みをしていきたいと。ただ、必要な部分について、我々はお願いをするときはお願いをしなければならないと、こう思っております。

産業廃棄物中間処理施設の件でございますが、先般私が不在のときにアセスの方々がおみえになったそうでございます。両助役が対応して報告を受けております。また、今回の議会終了後に役場の方に来たいということのようでございますから、日程を調整しながら、私においては皆さんの声、住民の声、これをしっかりとアセス側さんの方にこれはお伝えをするという方向でいきたいと、こう思っております。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問はありませんか。20番立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 私が今回取り上げました項目は、町長がやる気さえあれば、幾らでも改善できる問題ではなかったのではないのでしょうか。これからもぜひ改善の方向で訴えていきたいと思えます。

さて、最後になりましたが、安倍政権は発足後数カ月でメッキがはがれ、支持率は急落しています。「政治を変えてほしい」「生きていけない」こういう声にこたえ、国の政治を変え、地方自治を本来の姿に戻すこと。住民の福祉向上、安全を守るなどの自治の姿に変えていくことが求められております。私ども日本共産党は、貧困と格差をつくり出した政治の責任問題の大本を突くとともに、貧困から子供を守れ、母子家庭への援助を打ち切るな、最低賃金の抜本的引き下げなど、現実的な解決方法を示して、国会、地方議会で奮闘しております。憲法改定を許さない論陣を張るとともに、憲法９条を守る９条の会を初め、幅広い方々とともに力を合わせて住民の手

による住民のための地方自治を取り戻すため、これからも頑張っていくことを表明し、一般質問を終わります。

○議長（工藤久夫君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

.....

散会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、3月6日は議案熟考のため休会とし、3月7日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後3時46分）

第 7 回南部町議会定例会

議事日程（第 3 号）

平成19年 3 月 7 日（水）午前10時開議

第 1 一般質問

6 番 西 塚 英 夫

- 1．達者村事業について
- 2．シルバー人材センターについて
- 3．郷土芸能（南部七唄）について
- 4．青い森鉄道について

25番 川守田 稔

- 1．防災計画について
- 2．教育委員会のあり方について

5 番 川 井 健 雄

- 1．稲作振興について

2 番 高 橋 隆 博

- 1．非常時用住宅の確保について
- 2．行方不明者の搜索について

32番 山 口 博 介

- 1．森越団地分譲について
- 2．企業誘致について
- 3．一般競争入札について
- 4．有機農業推進について
- 5．頑張る地方応援プログラムの取り組みについて
- 6．議員定数減少について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（37名）

1番	河門前 正彦 君	2番	高橋 隆博 君
3番	川守田 倉松 君	4番	沖田 豊治 君
5番	川井 健雄 君	6番	西塚 英夫 君
7番	中村 善一 君	8番	佐々木 勝見 君
10番	夏坂 清蔵 君	11番	長根 和夫 君
12番	工藤 幸子 君	13番	四戸 清 君
14番	内村 貞子 君	15番	工藤 和夫 君
17番	佐々木 幹夫 君	18番	馬場 又彦 君
19番	日向端 猛 君	20番	立花 寛子 君
22番	大久保 俊和 君	24番	滝田 米作 君
25番	川守田 稔 君	26番	佐々木 金嘉 君
27番	工藤 久夫 君	28番	坂本 正紀 君
30番	河端 幸蔵 君	31番	相田 耕作 君
32番	山口 博个 君	33番	沼畑 繁 君
34番	小笠原 義弘 君	35番	佐々木 元作 君
36番	伊達 一夫 君	37番	金沢 和夫 君
39番	東 寿一 君	40番	宮野 正 君
41番	西塚 芳弥 君	42番	野田 清八 君
43番	佐々木 由治 君		

欠席議員（1名）

9番	庭田 豊茂 君
----	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	助 役	赤石 武城 君
収入役兼掌助役	馬場 宏 君	総務課長	坂本 勝二 君
福祉課長	立花 和則 君	健康増進課長	佐々木 博美 君
環境衛生課長	神山 不二彦 君	商工観光課長	有谷 隆 君
建設課長	西野 耕太郎 君	福地総合サービス課長	川井 和男 君

名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君	南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君
出 納 室 長	坂 本 與志美 君	名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君
老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君	市 場 長	堀 内 誠 悦 君
総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君	農林課農林推進監	岩 舘 茂 好 君
農林課グリーン・ツーリズム推進室長	小笠原 覚 君	教 育 委 員 長	赤 平 實 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君
社会教育課長	工 藤 光 行 君	選挙管理委員会委員長	中 村 喜 雄 君
農業委員会会長	沼 畑 俊 一 君	農業委員会事務局長	後 村 森 夫 君
代表監査委員	松 本 陽 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は37名でございます。定足数に達しておりますので、これより第7回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（工藤久夫君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

6番西塚英夫君の質問を許します。西塚英夫君。

（6番 西塚英夫君 登壇）

○6番（西塚英夫君） 通告のとおり質問をさせていただきます。

1番目の達者村事業についてお伺いします。

1番目の農業体験修学旅行の受け入れ実績について。2番目、農業観光にかかる実績について。3番目、各産直における営業実績について。以上、3点は、それぞれ利用者数と経済効果及び売上を、各団体に支障がない範囲でお知らせいただきたいと思います。

次に、4番目ですけれども、達者村に興味を持って移住したい人が出てきたときのことを考えてみたときに、若い人であれば大歓迎ですが、ターゲットが団塊の世代ということになれば、経済効果に医療費や介護費の地域負担を考慮に入れておく必要があると思います。そこで、わかりやすく、例えば60歳の人に移住してきた場合、人口増による交付税や住民税の収入増の部分と、介護者になった場合の町の持ち出し分について数字を挙げて説明いただきたい。

質問2のシルバー人材センター設立を考えられないかの件でございますが、この内容は、旧名川町のとき一度私が質問したことがあります。町長が同じなので、私が何を言いたいのかわかる

ことと思いますが、まず最初に、シルバー人材に関して書いた本から抜粋したシルバー人材センター事業の理念、そして性格ということで読ませてもらいます。シルバー事業の理念は、自主、自立、共同、共助という言葉で端的に言いあらわされていますが、我が国の急速な人口増加の中で発想された新しい就業システムです。それは、高齢のため、現役をリタイヤした方々が、主に雇用関係でない何らかの収入を通じて自己の労働能力を活用し、それによって追加的収入を得るとともに、みずからの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的、またはその多岐な仕事を組織的に把握して、提供する高齢者の自主的な団体です。この事業は、次のような理念の下に運営されています。

まず第1に、地域の高齢者が自主的にその生活している地域を単位に連帯して、ともに働き、ともに助け合っていくことを目的としています。第2には、高齢者の収入を促進することにより、高齢者自身の活動的な生活能力を生み出すとともに、その家族や地域社会に活力を生み出し、ひいては、地域社会活性化につなげていきます。第3には、働く意欲と能力を持った高齢者であれば、だれでも参加の道を開き、自主的な組織参加と労働能力を発揮することにより、豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいと充実を図ろうとするものです。そして、性格としては、センターは地域の高齢者の就業ニーズと各地域に点在している仕事や地域でつくり出した仕事を結びつけること。つまり、労働能力ないし、就業能力の需用と供給のバランスを図る機能を持つという面では、職業紹介と似ていますが、その団体の性格、需用と供給の結合の仕方等、趣旨の面で異なる新たな仕事の需要システムというべきものとなっています。

もっとあるのですが、簡単に言えば、おおむね60歳以上から会員になって、県で決めている最低賃金時給610円以上で仕事をするその仲介役という営利目的のボランティア団体ということです。町長もいつも言っているとおり、新南部町は農業の町、果樹の町とPRしておりますが、後継者不足、そして労力不足という点から見ても、またその他いろいろな面から見ても、シルバー人材センター設立は当町には必要だと思いますが、町長から伺いたいと思います。

3番目の、南部七唄を昼のチャイム後に流す考えはないかの件ですが、南部馬方三下がり、よされ節、荷方、あいや節、南部甚句、追分、都々逸と七つの唄があるわけですが、それこそ旧名川町のとき、いつごろか私はわかりませんが、チャイムを七唄のメロディーに変えて1週間曜日ごとに流したらというようなことがあったと聞いたことがあります。おもしろい話だと思って聞きましたが、今回私が言いたいのは、その生唄版です。当時のことなどわかればあわせてお聞きしながら、この件の考えをお聞きしたいと思います。

質問4番の剣吉駅、三戸駅の駅舎の有効な利用活用についてです。青い森鉄道の赤字問題は県

としても会社としても、当町としても頭の痛い問題だと思っております。それはそれとして、私は剣吉、三戸、二つの駅舎は坪数もある程度ありますし、新しい方の建物だと思っております。ただ単に待合室だけに利用しているような形ではもったいないような気がしてなりません。青い森鉄道さんとか、県とか、町としても今までたくさんの会合等があったことと思いますが、その中で駅舎に対する利用活用なども話しに上がったことがあると思いますが、その辺も含めてお答えいただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、西塚英夫議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、最初の達者村についての中での、農業体験修学旅行の受け入れ実績についてということでございますけれども、平成18年度は三戸地方の農業観光振興協議会、これは三戸町、田子町、南部町で組織している団体でございますけれども、その団体と協力団体である八戸市南郷区、そして十和田市を加え、全体で11校1,727名を受け入れてございます。うち、南部町におきましては1,060名、全体の61%を受け入れ、前年比では80名の増となっております。この事業につきましては、西塚議員さんもお協力いただいて、受け入れをしていただいておりますので、大体の把握はされていると思いますけれども……。

そしてまた、修学旅行の受け入れの経済的効果でございますけれども、2泊3日のパターンで受け入れをしております。1人2泊3日1万2,000円をいただいております。これに引率者の宿泊料、また生徒さんたちのお土産料などを加味しますと、あくまでも推定値ということでご理解をいただきたいわけですが、全体で2,500万円程度なのかなと。そしてまた、南部町の分においては1,525万円余りというふうに試算をしております。

次に、農業観光にかかる実績ということでございますけれども、通年観光の実績でございますが、入れ込み客数については7万3,320名という数値になっております。前年度比において950名の増となっております。うち、約88%、人数にしますと、6万5,000人はサクランボ狩りのお客様でございます。経済効果は収穫体験料、お土産、そしてまた食事料などを含め、農業観光全体において約8,500万円余りと推計をしております。年ごとに少しずつ客数が伸びておりますが、メニューの中には入れ込みの少ないものもございますので、今後もPRに力を入れてまいりたい

と考えております。メニューにつきましては、通年農業観光四季の祭りの方にたくさんのメニューが載っておりますが、そのメニューの中では人数の少ないものの中にはあるということでございます。

次に、農産物産地直売施設における営業実績でございますが、それぞれの施設、先般総会を行っておりますので、その総会資料もいただいておりますから、その資料に基づいて数値を出してみました。当町には名川チェリーセンター、そしてなんぶふるさと物産館、ふくちジャックドセンター、そばの里けやぐの4施設があるわけでございますが、平成18年1月から12月までの販売額について申し述べたいと思います。初めに、名川チェリーセンターでございますが、販売額は2億8,287万円余りで、前年比約760万円の増となっております。次に、なんぶふるさと物産館でございますが、販売額は8,938万円、なんぶふるさと物産館については2カ所で開園しております、国道沿いにあります物産館においてはそのうち5,534万円、八戸駅前横丁、ここにおいては3,404万円、合計で8,938万円ということになっております。前年比約840万円の増となっております。続いて、ふくちジャックドセンターでございますが、販売額は5,638万円余りで、前年比でこれも約230万円の増となっております。最後に、そばの里けやぐでございますけれども、当施設は産直施設とそば販売施設が併設されておまして、全体の販売額3,202万円余りのうち、産直部門は1,546万円、そばの部門1,656万円でございます、これもまた前年比約200万円の増となっております。これら農産物産地直売施設の総売上額は約4億4,049万円でありまして、施設利用者は年間約50万人、1人当たりには換算しますと、約888円ほどの推計とされております。各施設ごとの農産物販売やイベント開催のみならず、町の情報発信拠点としても機能を重視し、各施設の連携強化を図ってまいりたいと考えております。4施設におきましてもすべての施設において販売額も向上しておりますし、一つの南部町の基幹産業の農業の一角として、また行政としても支援をしながら販売力向上につなげてまいりたいと、こう思っております。

次に、60歳の方々が移住した場合に、収入と支出の比較ということでございますが、これは非常に簡単に申し上げられない部分、複雑な部分もあるわけでございますが、大まかな部分としてわかる範囲でお答え申し上げたいと思います。収入的に見る場合、一つは交付税の算入、そしてもう1点はいわゆる町民税等の税収入ということになるかと思いますが、交付税から見た場合、60歳の方が移住してきた場合の人口増による地方交付税の収入増につきましては、平成18年度の地方交付税の算定により試算しますと、社会福祉費や保健衛生費等による増加需要費額としまして、1人当たり約15万円と見込んでおります。これは、七、八年前ですと大体1人当たりの人口25万円ぐらい財政課ではいつも見ていたんですが、交付税の減少というのがここにしっかり

あらわれておりまして、大体そのぐらいの額になるということでございます。また、人口につきましては、基本的には5年に一度の国勢調査の結果により、5年間その数値でいくということになってございます。

次に、税収入から見た点でございますが、非常に税収の場合は一律じゃないものですから、それぞれの方々の収入によって税収も異なるということをまずご理解をいただきたいと思います。ちなみに、個人住民税の税額は前年の所得に対して換算した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額から各種の所得控除額を差し引いた残額であるいわゆる課税標準額に税率を乗じて得た所得割額と均等割額を合算して求めることになってございます。ただし、担税力のない、いわゆる納める力のない方々については人的非課税等により均等割及び所得割の非課税措置が講じられております。例えば、夫婦2人の世帯で、妻が扶養、国民保険税25万円を支払っている場合、夫の年金収入が仮に147万円程度以下の場合は住民税が非課税でありますし、年金収入が186万円以下になりますと、所得税が非課税になっていきます。年金収入が250万円とした場合、住民税の税額が5万8,000円となり、それぞれ異なるわけでございますけれども、人口増による住民税の収入については、個人の所得金額及び所得控除額の多寡によりまして、税額が変動することから、移住者の所得階層によって大幅に異なることとなりますので、一概に60歳の方を同じ金額という部分はちょっと出しにくい部分がございます。

それに対して、考えられる支出の部分でございますが、仮に要介護者になった場合ということから申し上げますが、町の持ち出し分においては、仮にその介護者が要介護度3に認定された場合、いわゆる通所介護、デイサービス等で利用したとしますと、月額平均約8万3,000円、年額平均99万5,000円の介護給付となります。そのうち87.5%が国、県の支払基金保険料で賄われまして、残りの12.5%が町で負担するということになりますと、月額約1万円ちょっと、年額12万4,000円程度が町の負担として支払われることとなります。ここから見ますと、単純にいきますと、先ほどの交付税が15万円、町民税が5万8,000円となると、20万8,000円が収入と、支出が12万4,000円ということで、ここから考えると収入が多いという計算上は成り立つわけでございますが、そのほかに短期入所、いわゆるショートステイを利用したと考えますと、月額10万6,000円程度、年額127万円程度ということで、町の負担が月額1万3,000円ちょっと、年額にすると約16万円ということになります。ここまでも収入の方が多い計算上は成り立つわけですが、グループホームに入所した場合、月額は24万円程度、年額でいきますと約290万円程度、町の負担分は月額約3万円、年額36万円となりますと、グループホームに60歳で入所されますと、逆に町の支出が多くなるということになります。そしてまた、介護老人保健施設、そういう施設に入所した場合、

いわゆるほとんど寝たきり介護、4、5と認定された場合においては、町負担が2万9,000円、約3万円程度、年額35万5,000程度ということで、そのそれぞれの方々の支出においては、その収入によって異なりますし、また、仮に要介護になったとき、この介護度によって計算上が変わってくるということになってくるわけですが、一概に歳入歳出だけでは比較できない部分があるかと思います。と申しますのは、いわゆる定住して生活する上においては、食事もとらなければなりませんから、いわゆる生活費、こういう部分が地元の消費という中で出てくるでしょうから、単純に1足す1は2、2引く1は1という計算にはならないのかなと、こう思っております。

次に、シルバー人材センターについてでございますが、平成15年の旧名川議会におきまして、西塚議員からご質問をいただいております。そのときも、質問を受けまして、職員たちが視察を行い、設立に向けて福祉団体やボランティア団体との経営協議を検討してまいりました。最終的には設立には至りませんでしたけれども、その事情については、運営母体となるのが社会福祉協議会がほとんど行っているわけございまして、さまざまな問題があると、いわゆる要請業務内容については、大体が現在他で行っているシルバーセンターを調べてみますと、運転手、庭師的な作業、それから農業作業、または講演講師等が多いというふうに、調査では伺っております。そしてまた、派遣に当たっては大変な配慮が必要になってきますよということを伺っているわけですが、これは、さまざまな課題もありまして、いわゆる要請する側と派遣の要請を受ける高齢者等に、一部偏りがどうしても出てくると。登録される方が仮に500名とかいる中で、やはり作業が早い方、そういう方は同じ賃金を払うにしても効率のいい方をどうしても頼む側は頼むでしょうし、そういう部分で登録していても、一部の方だけに要請される側からは要請が来ると、こういう課題もあるようでございます。そしてまた、そういう派遣をするときに、職員とすれば均等に派遣しようとするんでしょうが、そういう部分が逆に不信感を招いてしまってトラブルになると、こういうこともあるようでございます。

いずれにしても、今非常に高齢者の雇用、または特にきょうも新聞に出ておりました、今後団塊の世代の方々が大量に定年退職を迎えるということで、技術を取得している方々は恐らくある部分においては、団塊の世代の方々であっても、応募が結構あるのではないかなと、こう言われております。ただ、今度はそれと反面考えなければならないのは、そうなったときに、いわゆる若い方々、若年層の方々の雇用がどうなっていくのかという課題も同じに並行して出てくるわけでございます。南部町としましても、シルバーセンターについては、今後また社会福祉協議会、さまざまな団体等からご意見をお聞きしながら取り組んでいきたいと思いますが、同じに、若年

者雇用、こういう立場も考えながら、シルバーセンターを設立することによって、恐らく優先して町の職員等もシルバーセンターを優先してくれということがその後は生じてくる可能性は十分あるわけですし、そのときに、今度は若い方々の雇用はじゃあどう対応すればいいのかと、こういう課題も出てまいりますので、いろいろな角度から検討しながら進めてまいりたいと、このように思っております。

次に、南部七唄を昼のチャイムの後に鳴らす考えはということで、これも以前、私もそういう話が出たことがあるということを記憶しております。本町では現在防災行政無線においては、時報、あるいは時刻のお知らせのほかに、一定の時刻に役場からのお知らせも流しております。これにつきましては、音声聞きづらい、あるいは回数が多い、また、大変一部においてはうるさいと、みんなだれしもが朝起きて夜に寝ている人間ばかりじゃないんだと、こういう苦情が役場には来ます。もちろん、夜徹夜の作業をして、朝帰って寝る方々も当然ありますし、昼帰って寝る方々があります。そういう方々には総務課の方には、「防災無線は必要ない。やめろ」と、こういう方々もあります。いろいろな方々がいるわけございまして、何とか今町の方も最低限のお知らせにしながら、あとは広報でできるお知らせと。それでもどうしても緊急時ということもありますので、ご理解をいただきながら進めているわけございしますが、そういう意見も出ております。特にまた、音声については放送機器が起因することが多い点もございします。

議員のご質問のチャイムの後に流す考えということでございしますが、南部七唄、そのものの音楽を流すのか、また、チャイム風にした形で流せばいいのか、音楽を流す時間はどれぐらいになるのか、恐らく頭だけではこう何なのかわからない方々もたくさんいるでしょうし、民謡に詳しい、七唄に詳しい方はすぐ察していただけるのかも知れませんが、どのぐらい流す時間が必要なのかなど、検討する必要はあると思っております。そういう部分から、いろいろな意見も踏まえながら、各地区の行政委員さん初め、または住民の皆さんからのご意見もお聞きしながら、放送機器の整備、そういう部分も検討し、防災行政無線での時報もお知らせのあり方について、今後も検討はしてまいりたいと思っております。また、民謡をされている方の、これは全員というわけではありませんが、民謡というのが非常にそういう部分では難しい部分があるなど。いわゆる節、民謡独特の節回しといいますか、そういう部分をどういう形でうまく出せるのかなという部分もあるようございしますが、検討はさせていただきたいと、こう思っております。

そして、次に、青い森鉄道についての、剣吉駅、三戸駅の駅舎の有効活用についてということでございしますが、現在、駅を所有している青森県から許可をいただいて、剣吉駅には、剣吉地区コミュニティ推進協議会の皆さんが桃李文庫、いわゆる図書コーナーを設置しております。また、

三戸駅には写真クラブの写真が展示されております。両駅舎には、各種イベント等のポスターの掲示や町観光PR看板を設置し、地域のコミュニティスペースとして利用させていただいております。平成22年度の青い森鉄道青森開業に向けて、昨年8月に青い森鉄道の利活用の促進を図るため、南部町青い森鉄道活用会議を設置し、駅舎の利用促進策等を検討いたしました。その中で、特産品PRコーナー、若者が集うコーヒーショップまた、観光案内所の設置や朝市の開催、駅舎内の利用手続の簡素化などなど、多数のご意見、ご要望が出されました。そのことを駅舎を所有して管理しております青森県の方に報告をしているところでございます。特に、コーヒーショップにつきましては、以前、商工会さんが一部計画を立てたことがございましたけれども、実際にオープンまでは行けなかった部分がありますが、そういう部分、いろいろな部分で県の方に報告してございます。

ただし、駅舎においては、青森県の財産であることから、公共的な目的以外に利用する場合には、許可のほかに使用料が発生してくると伺っております。両駅舎は年間約50万人が利用されております。まさに町の玄関口でありますし、地域の顔でもあることから、地域の活性化のためにも、観光PR拠点や地域の憩いの場となるように有効的な駅舎の利活用ができるよう、青森県に働きかけてまいりたいと思います。恐らく、借用については私も県の方側でもいろいろと話をさせていただいたときを考えますと、借りるのは可能であるなと思っております。使用料、そういう部分になったときに、どういうふうになっていくのか、そしてまたその使用料を払っていく部分のもし何かをする方々、その部分をお支払いできる部分の金額なのかどうか、そういう部分も調査をしながら取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 要介護者になった場合の町の持ち出し分ということについてですが、ちょっと私の方から付け加えさせていただきたいと思います。と言いますのは、デイサービス、あるいはショートステイ、これらの町の負担の額については、あくまでも給付をもとにした平均値でございます。したがって、仮にその方が何日、そのデイサービス、あるいはショートステイを利用したと、その日数によってまた町の給付額、持ち出し分が変わってきますので、その辺のところをご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。6番西塚英夫君。

○6番（西塚英夫君） 達者村の件ですが、農業体験修学旅行実績、観光実績、産直実績、ただいま金額等を聞いただけでも質問したかいがあるのかなと、年々ふえているということで、これまで、今まで町長さん初め職員の方々、そして各分野で頑張っている皆さんの結果であるのは間違いないと思っております。今回、この四つの項目をお聞きしたのは、私はもちろんなんですが、失礼ではありますけれども、議員の方々、専門分野以外の職員の方の中にもこういう数字といたしますか、1から3番は結果の数字ですけれども、4も、基本的数字をわからない、今ご説明ありましたけれども、状況が違うとしても、ちょっと基本的数値がわからない、私は当然なんですけれども、と思ってお聞きしました。団塊の世代をターゲットとして移住者をふやそうという中で、町民の中では、高齢者がふえれば医療費ばかりかかって、いいことはないんだという人が実際にいるんですよ。だから、その辺も誤解のないようにと思って、今交付税が15万円ぐらいとお聞きしましたけれども、あとはまず、健康な方であればまず負担はないんだということだと思いますけれども、簡単に言えばそう納得していただければいいのかなと思っているんですけれども、それでいいんですよね。

次の、シルバー人材の件なんですけれども、いろいろ今お聞きしましたけれども、私、八戸シルバーさんに行って、これは18年度の青森県のシルバー人材センターの事業実績をちょっといただいてきたんですけれども、そちらでもわかるかどうかわかりませんが、それも法人化しているのが13カ所でしたっけか。法人化していないいわゆるミニシルバーというのが6カ所県内にあるんですけれども、法人化というのは、会員が120名以上あればまず法人化できて、要するに自治体で100万円補助を出せば、国からも100万円補助をもらえるみたいな感じと伺っていますけれども、いわゆる120人以下のミニシルバーの中で、田舎館村さんのシルバーは、会員が96人で、契約金額が3,038万9,321円とあります。これは4月1日から12月31日までの9カ月間なんですけれども、実際96人のうち働いている人が85人で、3,038万9,321円を85人で割ると1人当たり35万7,321円分働いているということに、計算になるんですよ。八戸シルバーさんは、平均ですけれども、44万7,110円だそうです。この辺、先ほど町長も「いろいろ問題もある」と言っていましたけれども、これぐらい仕事があるんだということなんです、要するに。なぜか三戸郡だけにはないんですよね、これが。三戸郡にはどこにもないんです。だから、いろいろあるんだろうけれども、シルバーを検討した方がいいんじゃないのかなと。八戸さんから聞いてきたんですけれ

ども、立ち上げる考えがあるのであれば、県の連合会ともども準備期間から全面的に協力するということなので、町長からいま一度お聞きしたいんですけれども。

あと、七唄なんですけれども、旧岩木町で、何か昼に三味線を流していると聞いたんですけれども、私、聞いたときないんですよ。理事者側の方にどなたか聞いたことがあるのであれば、ちょっと雰囲気、どなたでもいいんですけれども、雰囲気を聞いたことがある方、ちょっと意見をお聞きしたいと。とりあえずそれをお願いしたいんです。

駅舎ですけれども、いろいろ多分検討したこととっております。剣吉駅には名久井農高さん、三戸には南部工業さん、三戸高校さんに通う生徒さんが多いわけなんですけれども、生徒さんたちの意見を聞くとか、いろいろなさまざま検討したことといたしますけれども、その辺も含めていま一度ちょっと考えをお聞きしたいんですが、お願いします。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、達者村事業にかかわるさまざまな取り組みについては、新南部町としてもまた力を入れながら、多くの方々に来ていただけるように取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆さん方からもまたご指導、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

そしてまた、団塊の世代の方々60歳と、決して要介護の方々ばかりが来るというふうには思っておりませんし、また、いろいろな部分での地域活性化、そういう部分にはいい効果があればと、こう思っておりますので、そういう団塊の世代の方々を対象としながら、決してまたそういう方々ばかりではない、いわゆる若者も定住できる、そういう総合政策というものを取り組んでいきたいと、こう思っております。

シルバー人材育成でございますが、私どもも調査した19カ所、私も単純計算を担当課からもらって出してみたら、大体1人当たり33万円ぐらいの計算が出てきました。そこで、三戸郡にはなかったわけです。これは一つ、社会福祉協議会がまずほとんど窓口になって取り組んでいるという部分、以前名川の時も、福祉協議会の方とも協議をしたんですが、なかなかその段階では立ち上げができなかったということですが、もう一つのこの特徴は、広域組織を組んで行っていると。その方が需用と供給のバランスも非常にいいと聞いておりますので、三戸郡に箇所がないということから、南部町、社会福祉協議会の方との検討を含めながら、また、郡単位としての広域的な組織が可能なのかどうか、そういう部分も役場の担当部署の方から協議はしていきたいと思っております。ここにおいては、町が主になってということもあろうかと思いますが、社会福祉

協議会さん、こことのご理解をいただいて進めてまいりたいと思います。

それから、津軽の方でのチャイムの恐らく時間帯が昼か、多くても朝、昼、夜という時間帯でしょうから、なかなかその時間帯に職員もその町にいるということは可能性が少ないと思います。一番役場の中では詳しい西塚農林課長がちょっと体調を崩しておりまして、課長であれば知っていたかも知れませんが、もし、今私答弁を終わって聞いたことがある課長がいましたらどうぞ手を挙げて、お答えしていただきたいなと思います。

また、駅舎の利用ですが、これも商工会さん等とも、話をさせていただきながら、どういう活用方法がいいのか、そういう部分をしっかり検討してまいりたいと、こう思っております。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ありませんか。

打ち切っていいですか、これで。6番西塚英夫君。

○6番（西塚英夫君） 達者村なんですけれども、最後に、達者村関係では町長もこの前もおっしゃっていましたけれども、いろいろな取り組みが必要だということをこれも言うておりましたけれども、私は何か、農業者だけが一生懸命のように見えるので、商工関係の方とか、その他の方もまず達者村事業ということをもう少し理解するようなPRといいますか、その辺を町長にお願いしておきたいと思います。

シルバーなんですけれども、先ほども広域的というようなお話を町長はおっしゃっていましたけれども、私八戸さんから聞いてきたら、広域ってすごくやりにくい面もあるんだそうだと、聞きました。ですから、八戸シルバーさんの局長さんから聞いてきたんですけれども、やるのであれば、やっぱり村、町単位の方がやりやすい面が多いというようないろいろ意見だと思うんですけれども、そういうふうに私はお聞きしてきましたので、もし、その方向で検討する。私的にはしていただきたいんですけれども、先ほども言いましたけれども、連合会さんとか、八戸のシルバーさんとか、準備期間、準備時点から全面的に協力するというようなことを特に三戸郡には何回も言いますけれども1個もないので、ぜひそれこそ一番大きい三戸郡の町になったので、検討できれば立ち起こしてくださいというようなことも言われましたので、お伝えしておきます。

先ほど言い忘れましたけれども、七唄のチャイムの件ですけれども、同町では毎年七唄、七踊り大会を行われておりますけれども、町長もいつも言っていますけれども「踊りの後継者はあるけれども、唄がない」と。そういうことでまず、唄の方の大会も一緒に始めたことと思っておりますけれども、これも後継者育成の一つだと思っております。私はさっきの岩木町のように、お

昼に流したらどうかということなんですけれども、例えば七唄大会の優勝者の副賞として、優勝者とか、準優勝者とか、お昼に流すとかというような私が勝手に思ったりしているんですけれども、そうなればの話ですけれどもね。そういうふうにやればまず、それもまたおもしろいのか、後継者育成の一つになるのかなと思ったりしているところもあるわけでございます。当町にはその道のプロばかりいますので、ぜひ皆さんの意見も聞いてみていただきたいと思いますっております。

私も今回の質問、大きく4点なんですけれども、達者村以外の残りの3点もすべて達者村に係ることだと思っておりますので、その辺も含めて最後にひとつご意見をお伺いしたいんですけれども。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 達者村事業につきましては、どうしても比率的に農業者関係が多いという点があると思いますが、この事業は決して農業だけではない、いわゆるすべての福祉に係るもの全体がもう関係してくると思って、私もおります。今商工会さんの方も非常に協力的な部分でありますし、いずれ商工会さんは農業と商業は別だという部分の印象があった時代もありましたが、商工会さんの方々も今、農業の所得上げないと、自分たちの商工業にも発展がつかないと、そういう考えで、非常に今協力体制もできていると思いますので、今後、まだまだ農業関係が主になるかと思っておりますけれども、さまざまな角度から取り入れをして行っていきたい。そしてまた、全体に南部町達者村という盛り上げを図ってまいりたいと、こう思っております。ですから、私は各課の方にも達者村というのは全課に係るんだということを職員にも認識をしてもらいながら取り組みをしていきたいと、こう思っております。

シルバー人材育成の件でございますが、広域的な方がかえって難しいと、やはり我々も知らなかった部分、一部だけの角度から調査すると、広域的な需用供給から見るといい、一部分から見るといいというふうな答えが出てくるわけですが、実際にやって、また逆の考えから見ると、確かに広域というのは難しいんだろうなと思います。10種類の10団体が入ってやるのと、1団体、この難しさというのが確かにあるわけでございますので、まずここにつきましては、町の担当課の方から社会福祉協議会、関係される団体等と協議を進めていって、どういう形にすれば可能なのか、またアドバイスのには八戸市さんの方もアドバイスをしてくれるということのようですので、まず、それぞれの職員が出向きながら、課題としてはどういうものがあるのかどうか、そう

いう部分も聞きながら検討して進めてまいりたいと、こう思っております。

あと、チャイム、七唄でございますが、これはあと問題は現在の放送設備機器が、普通の放送でもちょっとまだ聞きづらいというふうな指摘を受けていまして、唄になったときにどうなのかという部分、これまた前に、舘松榮喜さんから、聞いたことがちょっとありました。唄になったときに、いわゆる民謡風な流れが、テンポがどうしても普通の歌謡曲みたいなのと違うので、そこをちゃんと出せるのかどうかというお話も私聞いたことがあります。そういう部分も含めながら、先ほど、旧岩木町ですか、担当課の方からどういうふうな形で流しているのか、これは聞けば教えてくれると思いますし、確認をしながら、テープになったときにちゃんとした形で聞き取れるのかどうか、そういう部分も調査はさせていただいて、今後検討してまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 以上で西塚英夫君の質問を終わります。

ここで11時10分まで暫時休憩いたします。

（午前10時57分）

.....
○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

.....
○議長（工藤久夫君） 25番川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（25番 川守田稔君 登壇）

○25番（川守田稔君） おはようございます。通告に従い、一般質問をさせていただきたいと思
います。

まず初めに、防災計画についてお伺いいたします。南部町防災計画の策定中とのことですが、その作成の進捗状況とその内容、概要についてご説明いただきたいと思います。それを踏まえてのことなのですが、災害時、例えばひとり暮らし、体が不自由だったり、そういったたぐいの方々は少なからずいらっしゃると思うんですが、そういった人への対応というのはどういうプロセスを踏んで対応なさるのか、お伺いしたいと思います。

2番目に、教育委員会のあり方について所見を伺いたいと思います。恥ずかしいことなんです
が、私は教育委員会というのが普段どういった活動を、どのような活動をしているのかというこ

とを具体的に知らなかったなということにあるとき気がつきました。その上での質問ですので、
よろしくお答えください。

まず、教育委員会の具体的な活動内容。それにかかって、例えばいわゆる問題発生時、その対応の仕組み、問題に対処するに当たって、またこれは予算を含めてですが、どなたにどういう権限があって、さらにその責任体制の明確化というのはどういうことになっているのか、だれがどういう責任をとることになっておるのかということを含めて答弁願いたいと思います。

また、その５）番目になるんですが、具体的な町村名は私ちょっとここではわからないんですが、全国の中には教育委員というのが常勤で、すべての教育委員の方々が常勤で活動なさっている市町村があるということを伺いました。そういう必要性ですとか、そういったことはないのか、また、その学校側と町民側の方のコネクションの部分でそういう必要がないのか、また、そういうことをお考えなのであれば、構想をお伺いしたいと思います。

それから、次に、学校教育の中で、郷土愛についての部分が多分あるんだと思いますが、具体的にはどういったプログラムを行っておるのか伺いたいと思います。

それに絡めて、町独自の教育の理念ですとか、体制、そういったことがあるのであれば、あるべきだと私は思って質問するわけですが、その部分をご返答願いたいと思います。

また、さらに、地方における教育の自立という意識の部分で、どのようにお考えか伺いたいと思います。

最後に、これからどういう時代が来るのか、私には想定し切れないところがあるのですが、例えば、これから考えられる教育のあり方のバリエーションの一つとして、中・高一貫教育、または場合によっては、小・中一貫教育という選択肢も必要に応じて迫られるのか、そういうことに意義を感じてそういうふうにシフトしていくのかわかりませんが、そのような状況があるのであれば、お考えを示していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田稔議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初の防災計画についての進捗状況についてでございますが、昨年８月に南部町防災会議委員就任の承諾をいただきまして、東北地方整備局青森県河川国道事務所長を初め、三八県民局地域整備部長、地域健康福祉部長、地域農林水産部長、三戸警察署長、三戸消防署長、東日本電

信電話株式会社青森支店長、東北電力株式会社八戸営業所長、そして消防団長を含む20名によりまして、10月11日に南部町防災会議を開催してございます。その会議においては、一つ目に、現在運用している南部町暫定地域防災計画について、2点目として、南部町地域防災計画の風水害編、地震編の骨子案について、第3として、地域防災計画に係るスケジュール等についてを案件といたしました。その後、県から示されたいわゆる計画モデルも参考にしながら、本文の作成、資料の収集等の作業に入り、12月から2月にかけて三戸警察署、三戸消防署、東北電力八戸営業所、そして東日本電信電話青森営業所、陸上自衛隊第9師団八戸駐屯地、八戸圏域水道企業団、青森地方気象台などの関係機関からご意見をいただき、また、各課からの意見を聴取しながら、修正を加え、県防災消防課事務担当者レベルの協議を得て、2月9日には正式協議の前の段階となります県へ事前相談の協議として計画案を県防災消防課長へ提出しているところでございます。県の関係部署を経由しまして、審査をいただくのが約5週間程度を要するというふうに伺っておりますので、事前相談を終えるのが3月上旬、もうすぐになるかと思います。その後、指摘された箇所がありますと、修正を終えて再度防災会議を開催し、決定を正式協議するという運びになります。進捗においては、大体最終段階に入っているということでございます。

次に、防災計画の概要でございますけれども、防災計画案の概要は、災害基本法に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減して、郷土の保全と住民福祉の確保を期することをまず目的としております。防災計画案は、風水害等編と平成18年度新たに日本海溝、千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を策定するよう、国から指示されておりますので、その推計計画を入れた内容で計画する地震編の二つからまず構成をされております。また、災害時におけるさまざまな様式として、資料編にまとめております。県から示されたモデルでは、約300ページほどでございますが、当町においては実際の計画案では風水害編等が約250ページ、地震編で220ページ、資料編で約80ページ、合わせますと約550ページほどの計画書になる見込みでございまして、モデルの約倍のページ数になってございます。

計画案の主な概要でございますが、風水害編については、総則、そして防災組織、災害予防計画、災害応急対策計画、雪害対策、事故災害対策計画、災害復旧対策の六つの章で構成をしております。地震編においては、風水害編と同様に総則、防災組織、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧対策、そして日本海溝、千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の六つの章で構成をしております。計画の中では、各課の事務分担、そして八戸広域市町村圏事務組合消防本部の分担事務、八戸圏域水道企業団の業務内容、災害発生時の配備基準、避難場所、防災関係機関の事務、連絡先、活動体制などのほか、応急対策の種類ごと、災害の種類ごとに節を設けて対策

の計画を作成しているところでございます。

次に、災害時ひとり老人等への対応ということでございます。防災計画案の中では、災害対策本部班別業務の福祉班の分担業務の中で、災害時要援護者に対する安全確保対策に関することを挙げており、町では水害、地震、大雪などの災害が発生、あるいは災害が予想される場合は、まず福祉課で作成管理されている高齢者台帳によって、直ちに高齢者夫婦、独居の方の安否確認や状況把握を行っているところであります。また、計画案の風水害等編の第3章の災害予防計画、また第8節の災害時要援護者等安全対策においては、障害者、傷病者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦などのいわゆる災害時要援護者を保護するため、災害時要関連施設の安全性の確保、災害時要援護者の支援体制の整備、避難誘導體制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等、災害時要援護者の安全を図るものとしております。町では、民生児童委員の方からもご協力を得て、普段から高齢者のひとり暮らし、また高齢者夫婦の実態把握に努めているところでございます。また、災害が発生し、避難が必要になった場合には、地域の町内会や消防署、消防団などの防災関係機関と連携をとりながら、人命第一を優先として、避難誘導體制を図っているところでございます。

次に、教育委員会のあり方等についてのご質問でございますが、ここにつきましては、教育委員会の方から答弁をいたしたいと、こう思います。

○議長（工藤久夫君） 教育委員長。

（教育委員長 赤平實君 登壇）

○教育委員長（赤平實君） それでは、教育委員会のあり方についての1にあります教育委員会の活動についてお答えいたします。大きく分ければ四つになるかと思いますが、まず第1、その一つとしては、定例会議です。この定例会議は、毎月第3水曜日に予定しておりまして、そのほかにまた重大な何かがあったときには臨時会議としてほかに行っております。その定例会議の具体的な内容は、教育行政の推進のため、町教育委員会当初予算及び補正予算の検討、協議、町教育方針の協議、策定、町教育委員会の条例及び規則の審議、各種委員の委嘱、学校医、学校薬剤師の委嘱、それから就学援助費給付対象、つまり準要保護の子供たち、児童生徒の認定、奨学金貸付者の決定、町文化賞、スポーツ賞の承認、各種事業計画の承認、教職員、校長の異動内申の意見聴取、教育現場の状況把握や今日的課題について、情報交換や課題解決の指針等の検討などがあります。

2としては、教育委による学校訪問です。これは、学校現場の情報収集及び課題の掘り起こしのためと教育環境の整備の一助となるよう町内小中学校12校の巡回訪問をしております。本年度は6月、7月、9月、11月の4日に分けて、1日3校を予定して実施しました。

3としては、教育委員個々の資質の向上のための研修です。具体的には、県市町村教育委員会連絡協議会、郡教育振興会の各種研修会、講演会、会議への参加です。これまで、国によるもの1回、県によるもの2回、郡によるもの5回、大体8回実施されました。さらに、郡教育振興会の組織の一員としても参加しております。

4としては、学校行事及び町の各種行事への出席です。学校行事では、入学式、卒業式において、入学、卒業の追認、つまり教育委員会の告辞です。また、小学校の運動会、学習発表会や教育研究発表会、中学校では体育祭、文化祭や立志式など、さらには、町内各種行事の推進及び運営の位置づけから積極的に参加するよう努めております。

以上で答弁を終わります。

○議長（工藤久夫君） 教育長。

（教育長 角濱清輝君 登壇）

○教育長（角濱清輝君） それでは、川守田議員のご質問にお答え申し上げます。通告の順にお話申し上げます。少しくどくなるかも知れませんが、お許しをいただきたいと思います。

まず、問題発生時対応の系統、権限、予算等、責任の所在についての現状はどうなっているのか、こういうことでございますが、日常の指導についてであります。学校の管理下内外を問わず、いつも私が申し上げている命を大事にすることを第一義として、教育活動の実践を行うことを毎月行われている校長会において指示しているとともに、機会あるごとに指示、依頼をしているところであります。特に、いじめの発見と命にかかわる事故については、特別な配慮をもって教育活動に当たることを全教師に徹底を図ることを校長に指示しているところであります。

対応の系統であります。教師による問題、体罰、いじめにかかわる指導の問題、交通事故、交通違反、その他指導上の問題があれば、常に大小を問わず報告を求めています。また、児童生徒の問題も同様であります。例えば、交通事故、けが、友達同士のいざかい等々でございます。さらにまた、不審者の出没等については、特に即連絡をくれるように指示しているところであります。その対応の流れを簡単に申し上げますと、発見と同時に教育委員会へ電話をすること。内容により緊急性のある場合は、警察へも同時に連絡をすること。次に、内容によりありますが、

校長に教育委員会に来庁してもらい、解決方策を相談し、解決に当たっているところであります。そして、事件、事故等の報告書を作成し、提出させております。教員は、特に、交通事故違反等、体罰等などであります。もちろん児童生徒間の指導の問題もございます。

項目については、生徒の場合は、氏名、種類及び理由、年月日、その他必要なこととは、診断書等も必要であれば診断書等も添えて提出させるということになります。教師の場合は、関係者氏名、発生時の場所、内容、事故発生の概要、今後の対策、校長の所見等が記載される内容でございます。そのことをもとにして、さらに三八教育事務所へ書類を提出することになります。三八教育事務所では、内容により県教育委員会に報告するということになります。特に、教師の問題については、県教育委員会により裁定がくだると、こういうことになります。

権限についてはありますが、教師にかかわる問題については、教育機関の職員の任免、その他の人事に関することは県教育委員会にありますので、その裁定を待つことになります。もちろん内容、事情によっては懲戒処分というのがあります。児童生徒にかかわる問題については、指導体制や指導状況、発生時の内容により、教育委員会、校長、教頭の指導の事実内容により、責任問題が発生してくるものであります。例えば、内容によりますが、教育長はもちろん、校長、教諭には指導監督権というのがありますので、その部分で責任が及んでくる場合があるということとであります。

予算、責任の現状については、学校施設整備や教育活動中の負傷、事故の程度により、総合賠償保険制度があります。また、特に子供たちの日常のけがとか、そういうものを含めて、独立法人日本スポーツ振興センター災害共済がございます。いずれにしても、責任とか、補償問題とかは、事件事故の内容により異なることはご承知のとおりであります。罰則等もその内容の程度によって変わっていくことは当然であります。

次に、教育行政における自立、地方分権についてであります。平成16年、地方分権時代における教育委員会のあり方について、地方教育行政部会において、さまざまなことが提示されました。さらに、平成18年10月に発足された教育再生会議において、多種多様な内容が現在も検討されている現状でございます。その地方教育行政部会で取り上げた内容について、項目だけを申し上げます。その第1点は、教育委員会の組織等の弾力化についてであります。第2点は、首長と教育委員会の権限分担の弾力化であります。三つ目には、市町村への教職員人事権の移譲の問題であります。四つ目には、学校評価の改善であります。その他、教育委員会の自己評価、学校の裁量権拡大の問題、学校評議委員、学校運営委員会の設置の推進など、多岐にわたる項目が挙げられております。このような内容であります。近いうちに法制化され、制定されて、通知があ

と思いますが、さまざまな意見が出され、審議の最中であります。制定されることによって、私はいかに実践活動に生かして、子供たちの人間形成を図るために努力していくかが教育委員会の課題であり、私の課題であると思っております。

次に、4番、5番については、それぞれ学務課長、社教課長にお答えさせます。

郷土愛についての教育委の取り組みについてであります。教育には先人のつくった文化の伝達と、変化する社会に対応できる人間を育成する大切な要素があります。南部町においては、小中学校ともに、次のような体験学習を実施しているところであります。一つは郷土芸能の学習、えんぶり、手踊りや唄、三味線等。二つ目にはシャケの飼育学習、ホタル村、そして周辺の自然体験。三つ目には稲作体験学習。四つ目には野菜づくり。五つ目にはソバづくりや収穫学習。六つ目には施設訪問。七つ目には農協、市場、会社、病院、消防署等の見学、体験等であります。このように、たくさんの体験学習を実施しているわけですが、冒頭に申し上げたように、多種多様にわたります。私は郷土の文化や歴史を学び、体験学習を通して、郷土の自然環境や生活体験のよさを知ることにより、郷土愛が育つことを願っております。当然、そうなるものだろうと信じております。さらに言えば、先人の文化と歴史を学ぶことにより、新しい文化の創造やみずから考え、判断し、行動できる人間が育成されていくことを願っているものであります。

次に、小・中一貫教育と、中・高一貫教育についてであります。小・中一貫教育については、平成18年4月から東京都品川区において小学校40、中学校18で実施しているということであります。小・中一貫教育は、何を目的としているかということ、大きく言えば二つあります。一つは、学力の向上、いま一つは、人間形成であります。この小・中一貫教育に向けて、三戸町では実施する方向で検討をされているということを聞いておりますが、実施するためには、内閣府に許可を得る条件が課されております。本町においては、現段階ではさまざまな条件を考えた場合には、まだまだ熟慮していかなければならない点が多いと思っております。中・高一貫教育についてですが、先ほど法制化されなければ内閣府に許可を申請しなければならないということを申し上げましたが、中・高一貫教育の場合は平成11年4月に法制化されておりますので、今は条件が整えば実施される、してもよいと、こういうことになっております。その中・高一貫教育の形、形式を申し上げますと、一つには、中学校、高等学校、それぞれ3年、6年間を一体的な中・高一貫教育を行うもの。二つ目には、併設型の中学校、高等学校で中学校と高等学校の接続型。第3は、連携型。こういう三つの体系があるということであります。本町においては、名久井農業高校、南部工業高校、2校ありますが、今のところ県内においては普通高校が連携型を実施しているということであります。よって、この点についても実業高校と中学校と連携していけるものかどうかどう

か、これから勉強してまいりたいと、こう思っております。

次に、小・中学生の学習塾へ通っている状況についてであります。現在小・中学生の学習塾へ通っている状況は小学生は1,241名中194名、パーセントにいたしますと16%であります。中学生は696名中142名、20.4%となっているのが現状であります。中学生は、やはり高校受験等も絡んでいるのかどうかわかりませんが、つまり教科による学習塾に通っているが多い状況であります。小学生は、学習塾はもちろんありますが、ピアノ、スイミング、珠算、習字、踊り、歌と、多種になっております。費用等については、本人の意思、あるいは家庭の意思によって通塾しているものでありますので、詳しい状況は調査していない状況にあります。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 町独自の学校教育についてお答えいたします。

町独自の学校教育につきましては、町の将来を担う児童生徒を育成し、未来への先行投資である教育投資の一層の質の向上を図るため、教育振興補助事業を行っております。各学校において、学校課題解決への取り組み、型にとらわれない学校裁量での事業の実施によって、児童生徒の人間育成に成果を上げております。知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒を育成するため、学校経営に創意工夫を凝らし、個性を生かし、創造性を育む学校教育活動の推進を目的とした特色ある学校経営事業では、えんぶりやナニヤドドラなどの郷土芸能の継承、米やソバづくりなどの農業体験に組み込み、スポーツ、文化のクラブ活動の推進を目的としたクラブ活動推進事業では、スポーツ少年団、部活動の活動強化に取り組んでおります。また、地区大会等で優秀な成績を上げ、県、東北、全国大会出場にかかる経費の補助も行っております。その他、地域における音楽、文化の振興を図るとともに、音楽についての関心と理解を深め、積極的に音楽学習に取り組む意欲を高めるために、国内外で活躍している演奏者をお招きし、町内中学校第一学年を対象に、国際音楽の日、南部町音楽会の実施と児童生徒の国内、国外研修事業を実施しております。また、今年度から町独自で小・中学校に、心の相談員とスクールサポーターを配置いたします。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） 教育委員会の社会教育の方の特色のある事業を三つほど紹介したいと思います。

まず一つ目でございますが、地域子供教室の推進事業とあります。子供たちの安全な居場所を確保するとともに、地域住民や他校、異年齢の子供たちとともに体験活動に取り組むことにより、豊かな人間性などの生きる力を育むことを目的として、年間70回開催しております。プログラムは六つほどありますが、特に特色のあるプログラムを紹介したいと思います。通学合宿プログラム、これは県内で五つの町村で実施しておりますが、当町では7月に3泊4日で、剣吉公民館を会場に実施いたしました。町内3小学校から五、六年生の12名、男子7名、女子5名が参加し、洗濯や炊事などの生活体験活動や、集団学習活動を行ないました。児童の感想文や保護者の事後アンケートからも参加児童の情意的成長を促したプログラムであったと考えております。

二つ目でございますが、職場体験プログラム、これは町内6小学校から五、六年生の16名、男子6名女子10名ですが、参加し、シミュレーション学習を行う学習会と実際の職場に出向いて仕事を体験する体験会を組み合わせる形で8回にわたって実施いたしました。体験会では、町内の3施設に協力を依頼し、2時間ほどの仕事の体験を行いました。将来の南部町の担い手として、望ましい職業観、勤労観を育むことができたプログラムであったと思います。いずれのプログラムも子供たちを取り巻く現代的課題の解決に向けた有効な事業であることから、今後も継続的に実施してまいりたいと考えております。

二つ目でございますが、南部町パワーアップ教室、これは成人教育の一環として行われ、今年度は15の教室、延べ194名で行われました。この教室の始まりは、生涯学習の理念、いつでも、だれでも、どこでもに基づいており、町民が興味関心のあることの具現化、また学びの成果をもとにした指導者の養成、さらには自己の知識、能力の向上による自己の学びの欲求を満たすことを目的にしております。具体的には、同じ志を持つ者が6名以上集まったら講座が実施されるというものであります。学習期間は月に2回以上行う。年間の学習としますと。それから教室の企画運営はそれぞれの学習者が行いますと。つまりいつ、どこで、だれが、何をどのようにということのみずから教室で考えて行います。社会教育課では、学習者の募集、講師の依頼、教室運営のアドバイスなどの支援に当たっております。これらにより、受講者の学習意欲が増し、かなりの学習成果が得られております。講師のお手伝いができるリーダーが育成されており、幾つかの教室では、サークルとして文化協会に団体登録されているものもございます。つい先日、3月4日でしたが、1年間の学習成果の発表会が行われ、受講者のはつらつとした表情が印象的でござ

いました。このように、南部町パワーアップ教室は、他に見られない形態での学習活動であり、今後の南部町の人づくりの一助となるものと考えております。

三つ目でございますが、B & G海洋センター事業、この中に二つありますが、一つ目が、水に賢い子供を育む活動、年間を通して水に親しみながら、自然環境、安全知識、水生生物などについて学習することで、生活能力の向上及び環境保全、生命に対する意識の高揚を図るとともに、青少年の健全育成を目的に小学校の4年生を対象に年間延べ504人が参加して、実施しております。

それからもう一つでございますが、転倒寝たきり予防教室、運動の楽しさや重要性を知ってもらうことで、習慣化を促し、転倒寝たきり予防を図るとともに、教室を通して参加者同士の交友関係を広め、教室からサークル活動への移行をスムーズにし、参加者の生きがいをづくりを目的に町内の介護保険を受けていない60歳以上の方々を対象に、延べ902人の参加で実施しております。以上の二つについても、今後引き続き実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 教育委員の常勤、非常勤の違い、また、今後のあり方についてご説明いたします。

教育委員の常勤、非常勤の違いですが、地方自治法の第3節第180条の普通公共団体が置かなければならない委員、委員会及び委員に、選挙管理委員会等とともに教育委員会が掲げられております。そして、第5項には、普通地方公共団体の委員会の委員は、法律に別の定めがあるものを除くほか非常勤とするとされております。このように、教育委員会の委員は、非常勤となりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第2節、教育長及び事務局の第16条には、教育委員会の委員であるもののうちから、教育長を置くとされており、南部町教育長の勤務時間等に関する規則において、常勤となります。

今後のあり方につきましては、教育委員の方々は非常勤ではありますが、現在もいろいろな形で仕事もしておりますし、今後もこれまで以上にできるだけ学校現場と情報交換を図り、教育現場の現状をより把握できるよう、学校訪問等を計画したいと考えております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 多岐にわたってご答弁ありがとうございました。

私は改めて再度申し上げますが、教育委員会ということの改めてなるほどなと認識を持ったんですが、多分私だけではないのだと思うんですよ、教育委員会が何をやっているのかということ具体的に知らないのは。そういう状況なものですから、余り不勉強ということで責めないでください。

それから、私は通告しておきながら、8番目の質問を飛ばしてしまったんですが、ご丁寧にありがとうございました。わかりました。ただ、8番目を何で質問に入れたかと言いますと、同じ勉強を学ぶ場所の学校と学習塾というものが今は存在するわけですが、学校の意味と学習塾の通っている意味合いが何か児童生徒にとっては違う意味を持ってきている時代になっているのかなという感覚があります。極端なことを言えば、学校には行きたくないけれども、学習塾だったら行ってもいいかなとか、そういう生徒もおられるんだそうですよ、広い意味で。それは不登校であっても、学習塾には行くみたいな、そういう感覚があるんだそうです。そういったところをちょっと把握なさっているのかなという思いではあったんですが、そのことは後に、この次に回したいと思いますので、ありがとうございました。

防災計画に戻るんですが、資料として、分厚いまだ完成ではないということなんですが、いただきました。読ませていただきました。隅から隅まで全部読んだわけではないのですが、垣間見て、飛ばし読みしてみました。よくつくっているなど、よくできているなとも思いましたが、ならば、これが完成品としてでき上がったときに、これを逐一全部読んだらその災害に対応できるのかなという疑問も生まれたんですね。ということは、あくまでこの南部町地域防災計画というのは、基本計画、マスタープランであって、そのマスタープランが完成した後は、それを実際に行うためのいわゆるアクションプランという段階の作成が必要になってくると思うんです。そうすると、この南部町地域防災計画というのは、県が示した指針にのっとってという、その性質は超えていないと私は考えているんですが、例えば、南部町の中にもいろいろな地理的な事情があって、それはほかの市町村に行けばまた同じことで、当然のことなんですが、例えば、地理ですとか、地の利、そういったそれぞれに環境が違うそれぞれの地域においては、多分これだけでは対応し切れるのかなって、まだまだアクションプランというのを絶えず練りながら防災計画というのを完成することない防災計画というのを練りながら進む必要があるんじゃないのかなという感想を持ちました。その上で、そういったことのアクションプランの作成につ

いては、どのようにお考えなのか、ご答弁いただきたいと思います。

それから、社会教育課長にお伺いしたいと思います。答弁をいただいた中で、南部町パワーアップ教室ですね、これは夜間の町民の学習の場という、生涯教育の場ということですよ、違うんですか。じゃあもう1回、ちょっと……。夜ではなく、昼間やるんですか、そうですか。それにはじゃあ職員は現場に立ち会うわけですよ。立ち会わないんですか。そうですか。よろしいです。何を言いたかったかという、旧名川に関してです。社会教育課の職員の方は夜の活動が非常に忙しいんですね。非常に不規則であって、私もはたから見てもっと違うことをやったらいいのになという……。なぜかという、社会教育課というのは、いろいろなほかの地域からの人材の窓口の機関でもあるという認識が私はあったものですから、人材の交流というのは取りも直さず、町の資産であり、財産であると私は考えているものですから、もっとそういった方面に力を注ぎ、NHKやら、RABやら、そういった文化講座の真似事のようなことは余りする必要ないんじゃないかと、そう思って、まだやっているのかなと思って、実は今発言した次第です。わかりました。

では、よろしくお願いします。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 地域防災計画のことについてでありますけれども、すべてがというわけにはまいりませんけれども、ただ、職員がもし災害が起きたときに、行動できるようにするにはということで、初動マニュアルのことは考えております。

それから、今おっしゃいましたけれども、県の防災計画だけでなく、その町村ごとによって、事情が異なるということでもありますので、我が方の町では馬淵川を控えておりますので、川に係るハザードマップは予定を組んでおります。そのほかに、これはできるかどうか検討していかなければならないと思いますけれども、土砂災害、そういう山崩れ等の危険箇所があるのであれば調査をして、そういうのが図面にあらわせるのかどうか、その部分は検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 川守田稔君。

○25番（川守田稔君） わかりました。

それと、災害というのは、雨・風・地震だけなのかなという気がするんですね。というのは、温暖化をだれも疑う余地のないようなこういう気候になったわけですが、それに伴って、例えば鳥インフルエンザであれ、新型インフルエンザであれ、身近なところでいけばノロウイルスの爆発的なそういう人が死ぬような事態というのが生まれてくるわけですね。いわゆるパンデミックの部分で、それをもいわゆる災害というような範疇に取り込んで、この南部町の防災計画を完成させることはできないものなのかということをひとつ所見をお伺いしたいと思います。

それから、鳥インフルエンザ発生時の机上演習というのが、県の主催で何回か行われているんですが、私何回か参加したことがあります。そうすると、机上演習ということをするんですね。それは机上演習という通達でお知らせが来るんですけども、いわゆる机上演習、仮想演習ということになりますから、実際の現場、河川敷に出動して実際に火を消してみたりというかって、そういったことではないのですけれども、そういう机上演習、仮想演習ということを想定して考えること自体がいわゆるアクションプランを作成することそのものになるんじゃないのかなという感じがしています。できれば、地震災害だけではなく、疾病の部分も含めての憂慮した感覚を持っていただきたいなと思ひまして、質問を終わります。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 今いただきましたご意見は例えば鳥インフルエンザ等につきましては、保健所、あるいは農林事務所等を通じて対応の仕方は検討はしておりますが、今の計画につきましては、今年度3月31日までに策定を終ることになっておりますので、今後このご意見を参考にして、これは計画は必要があれば変更をしていくということになっておりますので、今後十分考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午後0時09分）

○議長（工藤久夫君） それでは、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

○議長(工藤久夫君) 5番川井健雄君の質問を許します。川井健雄君。

(5番 川井健雄 登壇)

○5番(川井健雄君) 当南部町には、1,100ヘクタールを超す水田があり、古くは南部藩の殿様へ、御前米として献上された県南切っの良質米生産地であります。そこで、私はこの町の稲作振興について3点ほど伺いたします。

まず、1点目の洪水による水田、また用水路、排水路の災害復旧状況はどうなっているかについてであります。昨年10月の低気圧の通過による大雨は、当地方に200ミリ以上という今まで降ったことの無い大量の雨だったわけですが、馬淵川沿いの水田に大量の土砂、またごみが流入しました。稲作農家はこれから種もみの準備に入ります。4月の苗代、5月の田植えと、農作業が忙しくなる時期になりますが、水田、用排水路にたまった土砂の除去に農家は頭を抱えております。その災害復旧状況はどうなっているのか、まず伺いたします。

次に、品目横断的経営安定対策への取り組みはどうなっているのかであります。これは一昨日の長根議員の質問と重複いたしますが、もう少し詳しい状況をお聞きしたいと思います。これは、本年度から始まる新たな経営安定対策であります。経営面積が4ヘクタール以上の認定農業者か、20ヘクタール以上の集落営農組織でなければ、米価下落による収入の減少を補てんする交付金などが受けられなくなります。町が農家に対しどのような説明、指導をしたのでしょうか。認定農業者は154人に倍増したと答弁がありましたが、南部地区、名川地区、福地地区、それぞれ何人増加したのでしょうか。また、その中で、この稲作の担い手となり得る認定農業者は何人あるのでしょうか。また、集落営農組織はゼロということですが、今後その設立に向けての動きはないのでしょうか、伺いたします。

3点目、米の生産調整非協力者への対策はどうなっているのかであります。米の1人当たりの消費量は年々減ってきており、それによって生産量も年々減らされてきております。本年産の米の県から当町への配分は3,874トン余りとなっておりますが、昨年より2.7%の減となっております。先日私は、福地地区の集落説明会に出席したのでありますが、福地地区の作付目標は認定農業者が71%、一般農業者が51%と説明されました。昨年よりも認定農業者で4%、一般農業者で3%の減となっております。近年50%近い減反率に耐えかねて、生産調整に協力しない農家が年々ふえてきております。その農家への説得はどうなっているのでしょうか、伺いたします。

以上、3点について答弁をお願いします。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川井議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、その前に、昨年災害に見舞われました方々に対しまして、改めてまたお見舞いを申し上げます。

昨年の10月の洪水による水田、用排水路の災害復旧についてでありますけれども、10月5日から8日にかけての大雨による災害については、昨年12月14日から15日の2日間において、国の査定を終え、すべての復旧工事について2月28日に工事を発注したところであります。復旧工事の発注内訳でございますが、田畑への土砂流入や崩落等の農地災害については6カ所、道路、水路決壊等の農業用施設災害は8カ所で、計14カ所でありました。工期につきましては、工事内容、工事請負額、または工事難易度等を考慮しまして、被害規模が小さい道路水路等においては、年度内工期としたものが4カ所、また、被害規模が大きい復旧工事10カ所については、4月末完成を目指して繰り越す予定としておりますが、いずれにしても、ことしの耕作時期には影響のないように完成させることとしております。

次に、品目横断的経営安定対策の取り組みについてでございますが、一昨日も説明を申し上げました個人で4ヘクタール、集落営農で20ヘクタールという基準があるわけでございますが、秋まきの麦については、昨年既に終了しており、福地地区で麦を系統出荷している農家は加入したと、青森農政事務所より連絡を受けております。稲作につきましては、その対象者となり得る農業者の洗い出しを昨年末より引き続き行っている状況であり、現在受け付けしている本年産米の生産計画受付において、再度聞き取り調査をしており、対象となり得る農業者には漏れなく加入していただけるように誘導しているところでございます。

次に、生産調整非協力者への対策ということですが、新しい米の需要調整システム上では、農協等の生産調整方針に賛同する農業者に対し、作付数量を配分することとなっております。しかし、これ以外の方は生産計画受付をも済まされていない状況にありますので、南部町各地区水田農業推進協議会では、作付状況の定かでない非協力者に対し、参加した際の需要量に対する情報、いわゆる生産調整の賛同協力依頼文書を2月に各農業者へ直接送付しているところであります。非協力者につきましては、その通知を受けて、現在19年分の作付受付を行っておりますが、

それでもなおかつ受付に来ない農業者がある場合には、国の機関であります青森農政事務所との連携を強化しながら、米の生産調整に協力していただけるよう取り組んでまいりたいと、こう思っております。詳細につきましては、担当課の方から説明をいたしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 農林課農林推進監。

○農林課農林推進監（岩舘茂好君） お答えいたします。

認定農業者の数ということでございますけれども、前回にもお知らせいたしましたとおり、154名となっております。それで、認定農業者の営農類型区分ということでございますけれども、これは収入の多い順に分類しておりまして、必ずしも面積ということではございませんので、面積でまいりますと、認定農業者の類型からいきますと、なかなかこの集計ができない部分が出てきますので、これは所得の分で分類してございます。それで、稲作型の認定農業者につきましては、現在3名ということになってございます。少ないと感じられるかも知れませんが、水田の場合、なかなか所得が上がらないということで、稲作型の認定農業者は3名でございます。それから、参考までに申し上げますと、野菜の認定農業者につきましては22名、果樹は64名、花卉は7名、それから酪農が2名、それから肉用牛が5名、養鶏が3名、それから複合が41名となっております。その他、タバコ等がございまして7名、合計で154人でございます。また、旧町内ごとに見ますと、名川地区が73名、それから南部地区が42名、福地地区が39名となっております。

品目横断的経営安定対策事業の説明をどのようにしかたということでございますけれども、これは今現在生産調整の申告を受け付け最中でございます。20日ほどかかりますけれども、それを受け付ける前に、各個人に対しまして文書で送付してございます。そして、現在受け付けしている時点でもこの制度の説明といえますが、そういったのを説明しながら、移行できるかどうかということをお聞きしながらやっております。何分面積が4ヘクタールということでございますので、なかなか面積的にいきますと、制度加入していただくというのは厳しいんじゃないかと感じてございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。川井健雄君。

○５番（川井健雄君）　まず、１番の災害復旧状況でありますけれども、最近この地球温暖化の影響かわかりませんが、１回に降る雨量がすごくふえてきているんですね。九州とか四国地方だと300ミリ、400ミリの雨が１回に降ると。そういう状況がこっちにも近い将来出てくるんじゃないかと思うんです。それで、この馬淵川の流域の水田に１年に２回もそういう洪水が来たり、また頻繁に来るようになると、災害復旧にしても個人負担もあるわけですから、米価が下落する一方ですので、もう農家が耕作できなくなる、そういう危険性もあると思うんですよ。この治水対策は早急に考えていかなければならないと思うんです。復旧というのはもとの現状に戻すということだけですので、これから先の洪水に対してどのような対策をとっていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

次の品目横断的の方ですが、これは条件が不利な中山間地とか、複合経営とかには規模の縮小とか特例があるはずなんです、当町ではその特例はないのでしょうか。

あと、３番なんです、正直にまじめに生産調整をやっている者がばかを見て、協力しない人が結構いる。半分近い減反もやらないで、全く農協と出荷業者に出荷しない、そういう農家がいると思うんですけれども、こういう正直者がばかを見るような行政は絶対あってはならないと思うんですが、その辺、もっと行政の方でも強力に指導をしていかなければならないと思うんですが、その辺、どうなんでしょうか。

○議長（工藤久夫君）　町長。

○町長（工藤祐直君）　まず、災害復旧の件でございますが、１回の雨量が年々多くなってきているのではないかという、まさに地球温暖化の影響が出ているのであらうと思っております。これは日本国内だけではなく、世界においての状況になってきているわけございまして、治水対策、国、県の方に当然お願いをしているわけございまして。町単独だけでできる範囲というのは当然限られて、限界もありますし、先般は八戸市、三戸町、そして南部町でいわゆる災害協議会、馬淵川流域協議会を設立いたしました。国土交通省の方にもお願いに昨年、市長、三戸町長、私と行ってきております。非常に国土交通省の方からは、昨年の状況を見ても東北もそうですが、いわゆる関西地区、こちらの方が非常に被害が大きいということをもまず冒頭言われました。ただ、そちらの地区も当然そうであらうが、我々の地区も早急にまず整備着手してもらわないと、困るんだというお願いをしております。いずれにしても、整備だけではない、山の場合には計画的な植林計画ということもかかわってくるでしょうし、南部町としてでき得るもの、こういう部分

はしっかりと取り組みながら、特に河川の整備については、上流からだめなんだと。常に言われるのは下流から整備だと、これはもうだれでもわかるわけで、当然なわけでした、じゃあいつまで待てばいいだろうと、こういうことも私も要望をしております。今後とも強く呼びかけ、そしてまた当町でできる部分、こういうことについてはしっかりと対応してまいりたいと、こう思っております。

あと、大規模農家の特例等にはまた担当課の方から説明をさせたいと思います。

非協力者につきましては、これも担当課の方から詳細は申し上げたいと思いますが、川井議員おっしゃるとおり、協力する者、またはもう非協力的な者、同じであっては私も本来これはよくないと思っております。町でできる限りのまず協力体制、これはお願いをしていかなければならないと思っておりますし、どこまで強制権を持ってただできるのかという法的な問題もあるとは思いますが、やはり農家一人一人の方々にも全体で協力していかないと成り立たない制度なんだと、こういうことを当町からもまずお願いしてまいりたいと、こう思っております。

○議長（工藤久夫君） 農林課推進監。

○農林課農林推進監（岩館茂好君） お答えいたします。

特例の件でございますけれども、この事業は原則的に食糧事務所の方に申し込みをするということになってございます。町としては特例についてのお話は聞いてございません。ですから、あるかないかはちょっと今把握していないという状況でございます。

それから、生産調整の方の受け付けの件でございますけれども、これについては、今政策が変わりまして、新たな生産調整の枠組みとなってございます。また、19年度から新たに3年間新しい事業が始まるわけでございますけれども、南部町といたしましては、現在減反調整につきましては数字をクリアしてございます。実際協力していただけないという方もございますけれども、これは旧福地と旧名川、旧南部はまた方法が違います。各地区の水田農業推進協議会というのがございます。福地さんの方では、協議会の会長さんが何か農協の方で理事長さんをやられているということで、組合を中心としてこの対策に取り組んでございます。南部と名川地区につきましては、町長が協議会の会長となってございますので、協議会と一緒に町が協力しながら進めているところでございます。今後とも、国の機関である農政事務所と連携をとりながら、指導をしながら、生産調整に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ありませんか。

○5番（川井健雄君） なし。

○議長（工藤久夫君） 以上で川井健雄君の質問を終わります。

2番高橋隆博君の質問を許します。高橋隆博君。

（2番 高橋隆博 登壇）

○2番（高橋隆博君） 通告順に従いまして、質問をしたいと思います。

質問内容は、去る1月の中ごろ、私の町内で発生した事件についてのことでございます。事件発生の際には、南部町消防団の方々、それから各関係機関の方々に多大なご足労をおかけしました。改めてお礼を申し上げたいと思います。一つには、書いてありますとおり、火災です。一つは行方不明者の搜索と、こういう点でございますので、質問の内容からしまして、前置きは省略したいと思います。それでは、早速質問いたします。

非常時用住宅の確保についてであります。一つには、去年の火災の発生件数と消防団出動の回数についてであります。

二つ目、建物火災の全半焼の数。

三つ目、建物火災被害者から町営住宅の入居の要請はなかったのか。

四つ目、一時的に被災者が入居できる住宅を確保しておく考えはないか。

第2点目ですが、行方不明者の搜索についてであります。

去年の発生件数。

二つ目、搜索マニュアルの内容は。

三つ目、搜索願いの放送の最終時間は。

四つ目、当直職員によるアナウンスはということでございます。

以上、ご質問申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、高橋議員のご質問に答えを申し上げたいと思います。

まず、大きく分けて２件、細部にわたって８件というふうに承っております。

まず、１点目の非常時用住宅の確保についてという中での昨年の火災発生状況等についてでございます。まず、昨年、またことしに入ってから火災が発生いたしました。火災に見舞われた皆様に心からまずお見舞いを申し上げたいと思います。火災発生の件数でございますが、昨年の１月から１２月までの件数は、建物火災１０件、林野火災１件の計１１件の火災が発生しております。地区別に言いますと、南部地区建物火災２件、名川地区建物火災６件、福地地区建物火災２件及び林野火災１件となっております。

消防団の出動回数でございますが、非火災扱いも含めまして１２回の消火活動に出動しております。平成１７年の火災発生件数は建物火災９件、林野火災１件、車両火災１件となっております。計１１件発生しておりますので、１８年度の火災件数と偶然にも１７年の火災発生は同件数となっております。年末年始にかけて１月が３件、２月が１件の建物火災が発生しており、この２カ月で４件、非常に多い件数になっていると思います。町では火災予防チラシの毎戸配布のほか、放送による火災予防の呼びかけ、乾燥注意報発令時の火災の注意の呼びかけ等を実施しているところでございます。

次に、建物火災の全半焼等の件数でございますけれども、建物火災の全半焼の件数は１８年、先ほど申し上げました１月から１２月までの住家の全焼が４棟、半焼が２棟、部分焼が２棟、表面焼が２棟、ぼや１棟で計１１件でございます。非住家の方は、全焼が７棟、表面焼は１棟、ぼや１棟の９棟でございます。また、建物火災の罹災件数でございますが、これは２０棟でございます。そのうち全焼が１１棟、半焼が２棟という状況でございます。繰り返しになりますが、昨年の１月から１２月にかけての火災の件数は１１件でございます。建物火災の罹災件数１１件の火災に伴ういわゆる被害をこうむった棟数は２０棟という状況でございます。

次に、建物火災被災者のうち町営住宅への入居希望、また被災者用住宅確保の考えということでございますが、建物火災の件数は、先ほど申し上げました１０件、林野が１件でございますが、このうち、町営住宅への入居の問い合わせは３件ほどありました。その都度空いている住宅と入居資格の説明を行い、結果的に１件の申し込みがあり、現在入居をしております。公営住宅法及び南部町営住宅条例によりまして、災害に遭われて、住宅を滅失したものは、公募を行わずに入居させることができとなっております。現在、町では非常時用として、町営住宅１戸を政策空家として確保をしております。そのほか、被災時に町営住宅に空家があり、公募を行っていない場合は入居の申し込みができますが、この場合は条例の入居資格条件が該当になります。な

お、政策空家に入居の場合には、一時的な入居とご理解いただき、被災住宅が新築等、または復旧した場合には退去していただくと、こういうことになってございます。

住宅の確保の考えでございますが、先ほど申し上げました町営住宅に政策空家を確保していること、または住宅に空家がある場合には公募しなくても入所できることとなっておりますので、特に、専用的な町営住宅を別に確保するということは考えてございません。経費的な問題もありますし、現在あるもので有効的にご不便の方々がいらっしゃれば、そういう中できっちり対応していきたいと、こう思っております。

次に、行方不明者の搜索についてでございますが、南部町の昨年の発生件数でございます。1月から、12月にかけての行方不明となったとの報告を受けたのは、南部地区で1件、これは金田一温泉宿泊にいらっしゃるところを保護されております。名川地区で2件、1件は自宅に戻っております。1件は不幸にもお亡くなりになって確認をされたということでございます。昨年は3件でございますが、ことしに入って福地地区で1件、これは名川地区で保護をされておりました。三戸警察署からの聞き取りでございますが、三戸警察署管内においては、平成18年1月から12月までの1年間の家出などの行方不明者のいわゆる搜索願を出して受理された件数は36件、そのうち南部町で17件となっております。この件数には認知症等で徘徊して行方がわからなくなったという電話での受理件数は含まれていないと。あくまでも搜索願、届けがあったものという数字でございます。ここ近年、高齢者の方、特に認知症と思われる方の一時的に行方不明になるという方がふえている状況でございますので、万が一そういうふうになったときにあらゆる手段を講じながら保護の確保に万全を期してまいりたいと思っております。

そのために、どういうことをしているかということでございますが、行方不明者の状況等もさまざまな形態がございますので、特別なマニュアルをとすることは作成はありませんが、出た場合には、まず第一に警察の方へ連絡をします。そして、警察署、消防機関、町、家族等で密接に連絡をとりながら対応を進めているところでございます。一般の災害の場合、地域防災計画の中、先ほども川守田議員さんから質問があった防災計画の中で救出というところで、災害のために、現に生命、身体が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者を救出し、または搜索し、被災者の保護を図るものとしてございます。また、災害により救出を要する事態が発生した場合は、町及び消防機関は警察機関、その他の関係機関と連携を密にしながら、救出を実施するとともに、三戸警察署は町その他の機関と相互に綿密な連携をとり、救出を実施するというふうになってございます。救出に当たりましては、町、消防団の方々を含めまして、警察官、消防機関、他地区住民の方々によりまして、また、その状況によっては、知事に対して防災ヘリコ

プターの運行要請、あるいは自衛隊へのヘリコプター等の出動要請を行うほか、また、町内の建設関係者等々にも状況によっては応援を要請しながら、万全を期するということになってございます。救出期間でございますが、災害発生の日から3日以内という一つの基準になっておりますが、4日以後は、不幸にも亡くなられてしまったというそういう場合の搜索として扱うことになっておりますが、特に必要がある場合には決してその限りではないと思っておりますので、まずは、そういう方々が出た場合、ご家族の心情を察し、ご家族のいろいろなプライバシー的な部分の中には発生する部分もあるでしょうし、ご家族のご意向をしっかりと聞きながら当たってまいりたいと、こう思っております。

次に、搜索願い、行方不明者等の最終時間放送ということでございますが、搜索願いの放送の最終時間については、放送は一定に行う一般放送と緊急放送と、この二つに大きく分けられるわけでございますが、搜索願いの放送について緊急放送になる場合が多いわけでございますが、その放送時間は必要の都度行うものと運用要綱で定めております。特に、最終時間が何時までということとはございません。その状況状況を確認しながら、時によっては真夜中の放送になることもあると思いますし、ただ、真夜中の場合はどうしても眠っている方がほとんどでございますし、警察の方からも聞きしましたら、昼の放送は効果があるけれども、夜の放送は比較的効果は昼よりは少ないというのも聞きしております。いずれにしても捜査に関しては警察、あるいは家族の方々から直接情報を確認をしながら、生命の危険性がある、または自殺的願望がある、そういう状況が今まであったのかどうか、そういう部分もきっちり情報を確認をいたしながら判断をして、放送をしていきたいと、こう思っております。

それに伴う当直職員等のアナウンスでございますが、夜になりますと、当直職員については本庁舎初め各分庁舎の勤務時間外に当たりましては警備会社と委託契約をしておりますので、当直業務は警備会社の職員が行っているところでございます。先ほど申し上げましたが、放送受信については、慎重な判断が必要でありますので、当直職員である警備会社の職員が1人で判断をできるものではございませんし、担当課の方ときっちり確認をしながら、そしてまた、時には職員に召集をかけて放送をしなければならないということもあろうかと思えます。いずれにしても、まずは行方不明になった方々がどういう状況でなったのか確認をし、生命の危険性がある状況だったのかどうか、もろもろをしっかりと情報を得て、それに対して万全な体制を取り組んでまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。高橋隆博君。

○2番（高橋隆博君） この2番に、火災の方ですけれども、全半焼の数と、こうやったのは、これにはわけがあります。全焼であれ、半焼であれ、一たん消火作業をしてもらおうと、放水を浴びて、これはもう住宅としての機能がなくなるんです。例えば、寝具類、畳とか……。ですから、うちの場合は1月の中ごろでしたから、着の身着のままで焼け出されているわけです。まず、その住宅に困ったと。1日や2日なら兄弟のところでもいいでしょう。1週間、ましてや建物が建つまでというようなことになれば、半年やそこらかかるかも知れない。町では1戸を確保してあると、こう今町長さんの話にありましたけれども、1戸確保してある建物は例えば、生活最低必要限度、最小限の道具がそろっているか。例えば寝具類とか、それから食器ですね、最小限度ですから、それらが備わっておるものですか、それとも純然たる住宅だけですか、お答え願います。

○議長（工藤久夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 町営住宅の方は、そういう寝具類とか、食器類等は一切完備しているのではなくて、あくまでもそれにつきましては、入る方がというような形になっております。以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ありませんか。高橋隆博君。

○2番（高橋隆博君） 2回までということですので、できれば、最小必要限のもの、そばに兄弟、親戚がいればいいんですけれども、一切合切失ってしまったと、こういう場合に、やっぱり最小必要限度のものがなければ、生活もできないし、安全安心とうたっている町ですから、これぐらいのことはお願いをしたいなと、こう思います。

それと、行方不明者の搜索のことに關してですけれども、私が4番目に、なぜ当直職員のアナウンスはと、こう書いたのかと言いますと、役場の職員が当直しているんだろうなと思っていたから、これはもう書いたんですけれども。ただ、これは被害者といいますか、事件の身内の方から相談を受けた事項でございます。と言いますのは、私らがお願いしたのは夜の9時ごろでしたか、遅い時間です。常識的にはもう放送もちょっとなという感じの時間帯でございました。しかし、後で聞いた話なんですけれども、役場の職員の女性の方は、まずアナウンサーを呼んで、放送してもらったんですけれども、何か男でもいいんじゃないかなと、こういう感じがしたもので

すから、書いたわけなんですけれども、そうすれば、何分か早く放送ができた。大変町民の皆さんにはうるさいと思われたかも知れませんが、この放送をしたことによって、午前0時40分ごろ発見、保護されたと、こういうことでございますので、後から聞いた話ですけれども、総務課長が陣頭指揮をとってやられておったと、そういうお陰で無事発見されたと。ちなみに翌日の朝、玄関にぶら下げてある温度計を見ましたら、マイナス6度でございました。このどっちの案件も一つ間違えば命にかかわると。そういう案件でございますので、これからも、そういう事態が発生したときには、緊張感を持って、そして対処をしていただきたいと、このように思っております。私の聞きたいことはこれだけです。丁寧に答弁していただいて、ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（工藤久夫君） 以上で高橋隆博君の質問を終わります。

ここで2時まで休憩いたします。

（午後1時45分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時00分）

○議長（工藤久夫君） 32番山口博个君の質問を許します。山口博个君。

（32番 山口博个君 登壇）

○32番（山口博个君） まず一番先にお話したいことがあります。過般、工藤町長が内閣総理大臣安倍晋三さんに、南部町はもちろんのこと、全国民と言えはちょっと大げさかも知れませんが、自治体の首長等を代表して、意見を述べる、そういう機会を得たということ。新聞とか、テレビでその状態というのかな、拝見しました。私どもも行政に携わる議会人の1人として、単に町長のみならず、大変うれしく見ました。慶祝にたえない衷心から祝福申し上げます。工藤町長、ご苦労さまでした。後ほどご意見もお聞きしたいと思います。

さて、それでは、一般質問をします。私はいつも考えていることですが、まず、一般質問をするときの自分なりのベース、これは南部町民、あるいは南部町の活性化というか、勢いをつけるということをベースに質問しているつもりです。そんなことをベースにひとつ聞いてください。

まず1番、森越団地分譲について伺います。現状を説明してください。

次、企業誘致について伺います。中央から、地方へ、企業誘致の取り組みについて説明していただきたい。ということは、どういうことかと言いますと、中央では今、関東、東海、中部、そちらの方では有効求人倍率は2倍を超えています。残念ながら我が青森県、わけでも三八地方は全国的に見ても最下位ではないかなと、0.46です。このままの状態で行きますと、せっかくの労働力がみんな中央へ行ってしまわないかと、こんなことを考えているわけです。今こそ、その労働力を地元で消化する。そのための雇用の場をこちらへ引っ張ってこようではないか。そんな発想で申し上げているわけです。説明をしていただきたい。

3番目、一般競争入札についてであります。公共工事、あるいは物品の購買、それを一般競争入札に全面的に導入する考えはないか。

次、有機農業推進についてであります。私は、農業のことはほとんど知りません。ただ、我が町は農業立地を標榜しております。そして、こういった新しい農政の国の方針が決まりますと、どうしても私はやっぱり最初に手を挙げた方がいいんじゃないのかなと、そういうことを自分の生活のテリトリーは商工関係だったものですから、そういうことを通じてそう考えるんですよ。ですから、ここにちょっと新聞を見ましたら載っていました。そこで、農家の経営者の皆さん方の安定経営の一助にならないのかなと、これも特色のある一つの農業政策ではないだろうかと考えて質問します。

次、頑張る地方応援プログラムの取り組みについてであります。具体的な取り組み、これは、町長の得意分野ではないかと思えますけれども、お知らせしてください。

二つ目は、内閣総理大臣と会った感想と、ここに載せました。これもじっくり本当は聞きたい。ここで、3分、5分ではなく、じっくり時間をつくって聞きたい。一応大どころだけはお説明していただきたい。

次、議員定数減少についてであります。平成19年10月以降の議員定数が20人に減ります。この対策と、行政側はどのように考えているのか、これをお聞きします。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、山口議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、森越団地分譲についての現状でございますが、昨年度に18区画の造成、測量を行い、昨

年10月23日から販売を行っております。現在までの販売実績でございますが、1区画となっております。分譲価格等につきましては、不動産鑑定や周辺地の売買事例のほか、分譲地の施設整備等を考慮して決定をいたしました。が、予想に反して販売が不振となっております。その原因はさまざまな景気低迷もあると思いますが、もう少し私どももPR情報発信、これもしていかなければならないと考えておりました。今後におきましては、青森県、または当町のホームページ、広報、新聞広告等にも掲載をしながら、または民間の住宅販売会社等に職員も訪問しながら、情報提供を行い、販売促進に努めてまいりたいと、こう思っております。価格的には、82坪から123坪でございますが、坪3万8,500円から3万9,500円ということで、通常の評価額より1万円ほど安く価格設定をいたしました。このときもいわゆる多少安くても、そこに住んでもらえる人がふえればいい、または、固定資産税、そういう部分も考えると安く提供しようということで決して高い金額ではないんですが、今のところ1区画だけという部分においては、もう少し情報をしっかりしていかなければならない。それとまた、職員の方には指示をしているのは、単なるホームページに何区画、何坪、何円と、これだったらだれも興味を示さないんじゃないかと、きっちり写真を載せて、その場所から例えば公共施設、役場へはどのくらいかかるのか、小学校、中学校、医療機関へはどうなのか、こういう部分も載せて、または100円バスも運行しておりますので、そういう条件が完備されていますよと。下水道、水道、そういう条件等もきっちり詳しく載せることによって、興味を示す人が出てくるだろうと、こういうことを指示しております。そしてまた、今後、期待をしたいのは、いわゆる県道櫛引上名久井三戸線でございますが、今、名久井農高さんの通り、森越十字路まで、きょうも私通ってまいりましたが、最終舗装になっておりました。その森越十字路から福田までの県道、ここが皆さんもご存じのように、非常に狭いわけでございます。その県道の拡幅整備、これも当初は県の方で名久井農高の前後、2期工事として順次着手していきたいということを回答いただいておりますが、非常に県も厳しい県情勢の中で、しかしながらしっかりと予定通りに進めてもらうように要望していかなければならないと、そうなりますと、非常に今度は名久井農高から福地を経由しての104号線を通う方々がふえてくるのではないかなと、そうなると、利便性がさらに高まりますので、そういうことも今後しっかり要望しながら販売促進につなげてまいりたいと思っております。

2点目の中央から地方への企業誘致の取り組みでございますが、山口議員がおっしゃるように、非常に関東、東海、関西地区、もともと大手企業が進出している地区でございます。東北に比べると非常に大手本社を持って事業がなされておることなわけでございますが、担当者の方からの確認によりますと、財団法人農村漁村交流活性化機構主催による東京都で開催され

た平成18年度農村地域工業等導入研修会に出席をし、企業誘致の情報を得たり、また南部町第2福地工業団地等についての情報提供を行い、誘致等のお願いを行ってございます。また、青森県商工労働部工業振興課産業立地推進グループなどから、空き工場や工場跡地等の照会がありまして、これに対して情報提供等をしているところでございます。しかしながら、残念なことに、先般八戸地域、いわゆる誘致企業に関係する方々の懇談会がございまして、町村長、私と階上の町長さんだけしか町村長は出ておりませんでした。あくまでも関係企業の方々の懇談会ということで、勉強になるだろうということで出席をしてみいました。その中で、偶然福地工業団地に入っております企業の方から同じ意見が県の方にも要望されておりました。

それは、一体何かといいますと、いわゆる光ファイバーの件でございます。まず、今企業誘致を進める上で、今の時代光ファイバーが通っていないと、まずは候補地としてはイメージ的にはもうマイナス指向でとられるということで、そういうお話がありましたから、その会議の最後の席上において、私も発言をさせていただきました。これはN T Tさんにもお願いをしていかないと、簡単にできないことでもありますので、N T Tさんは、N T Tさんとして企業でございますから、やはりその光ファイバーを引く会員の人がふえないとなかなかやはり株式会社ですから利益を追求する企業でございます。そういう部分でそういう会員がどのくらいあるのかというのが非常に問題になるということをお話をしておりました。「そういう事情もまず確かに私どもも理解できますと。私どもも行政として地域住民、こういう方々にも光ファイバーの会員をまずふやすように、さまざまな活動団体にも働きかけをしていきますので、そのときにはお願いを申し上げたい」ということをその席上申し上げました。そうしましたら、先般、N T T八戸の所長さんがわざわざ私のところに訪問していただきまして、そういう要請の考えがあるのであれば、ぜひそういうさまざまな活動の方々からも会員をふやしていただければ実現も可能になってくるということもお聞きしましたので、既に何人かのそういう詳しい方々にはお願いをしたこともございます。非常にそういう部分で、まずは今の時代、光ファイバーが入っていない地区は非常に不利な状況ということでございます。

そしてまた、企業の動向としましては、いわゆる関連産業に集中している地域への進出が顕著である。これはやはり同じ部品をもし求めるときに、そういう部品の企業がすぐそばにある、そうすると、その企業からすると、コスト低減にもつながるということで、どうしても一つの大きい企業のあるところ、そういうところに利便性があるところ、または供給しやすいところが備わっている地域に企業がどうしても進出してしまおうと、こういう傾向になっておりますので、ますますそうすると関東、東海、または関西地区に比較するといわゆる東北、青森県というのは不利

な条件として見られてしまうのかなと、こう思っておりますが、いずれにしても、我々もできる限り情報を発信しながら、または情報を早くキャッチしながら取り組んでいきたいと、こう思っております。現状としては、今申し上げましたように、企業が地方に来るとというのが非常に難しい経済環境にもなっている状況でございます。また、逆に地方からの人材流出という傾向にもなっておりますので、山口議員からいただきました雇用の部分というものも逆に地方というのが厳しい雇用状況、他の地区は2倍以上ある中で、青森県はまだ0.64という、そういう低い中で、南部町においてはもっと低くなっている現状であるだろうと、こう思っておりますが、これについては次の一般競争入札についても少し関連して答弁になりますので、地域のそういう厳しい状況の中でできる限り地域でできるもの、そういうチャンスは地域の方々にも与えることも私は大事ではないのかなと、こう思っております。

大まかな考えとして申し上げて、細部についてはまた必要であれば助役、担当課長等からも説明をさせますが、一つは、利点は一般競争入札、公平性、または安価につながると、そういうメリットもあるのも事実でございます。ただ、一方においては地元企業育成の課題、または地域産業振興発展への課題、そういう部分というのも同時に課題として挙げられるわけございまして、旧名川町長時代、山口議員からも「地元育成というのをしっかりやれと、地元でできるものは地元でやればいいんだ」と、こういうご質問をいただいたこともございますし、我々もただ地元だから、私は決してそれに安心しているのは絶対いけない。競争意識を持って、そういう中でいわゆる地元にもチャンスというものは与えていかなければならないのもまたこれは行政の務めでもあるのではないかなと、こう思っております。ただ、今国において一般競争入札の導入というのが打ち出されております。当然私どももそういう部分をしっかり検討しながら、どういう方法がさまざまな部分においていいやり方なのか、これは常に研究をして取り組んでいきたいと、こう思っております。当然すべて一長一短がございます。その中で競争性、そしてまたその中で地域の育成、そういうものがうまくできる方式というものがないものかどうか、常に審査会の方においても常に研究してくれということを指示しているところでございます。

次に、有機農業の推進についてでございますが、今国においては生産性との調和に留意しつつ、化学肥料、農薬の使用低減等により、有機農業を含むいわゆる環境保全型農業を全国的に推進し、日本農林規格——ＪＡＳでございますが、制度に基づいた有機農産物の普及拡大と環境保全型農業を推進し、進めているところでございます。しかしながら、農薬や化学肥料を使用しない農業、これにおいては、生産面、そしてまた流通面からすると、農家の方々が率直に素直にその方向に考えをしてもらえるかということ、そうでもない部分があります。今申し上げました生産面、流通

面、これが逆に農家にとってのリスクにもなっているということもございます。これもまた、先般青森県の自治体職員が1年間有機農業についての研究会をそれぞれの町村から派遣された職員が研究した発表会がありました。その発表会も私勉強になると思い、聞きに行ったときに、この有機農業の話をしていました。同じ地区で研究したのは、たまたまトマトを研究したそうです。そのトマト、一般の通常の栽培でやった成果と、いわゆる有機農業でやった場合の、いわゆる生産量が60%で、40%も低下してしまうと。そして、それに対する価格でございますけれども、これも販売したその農家から確認をしたところ、一般を100とした場合に有機栽培でやったトマトが115%ぐらいの高値だと。ここの差が40%減と15%のアップということを考えると、どうしてもなかなか有機に進めないでいるというのも現状だそうでございます。ただ、私どもの地域、達者村事業を進めている中で、まさにやはり安全で安心な農産物、これは一つの私は南部町達者村の売り物になるだろうと、こう思っておりますので、有機農業に関しては現在の制度には持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、やはり土づくり、化学合成農薬の低減、化学肥料の低減の三つの技術に一体的に取り組み、県から認定を受けますエコファーマー制度、この制度と品質が定められ、農薬5割以下、化学肥料不使用等の栽培方法により生産された農産物の認証を受ける青森県特別栽培農産物認証制度というものがございます。いずれの認証、いずれも認証マークが交付され、出荷農産物に表示することで、付加価値をつけ販売できるという制度でございます。この制度の普及拡大のため、農家に啓蒙努力した結果、現在南部町で土づくり、農薬、化学肥料の低減申請をして認定されているエコファーマーは130人おります。ナガイモ等の品目別に特別栽培農産物の認定を受けている農家が13名となっております。いずれにいたしましても、町営地方卸売市場もございますし、農協系統出荷もございますが、通年農業観光、農産物産地直売施設等を推進している当町でございますので、全国にまた達者村の農産物が安全で安心だと、そういう自信を持って提供していくためには、有機農業の普及、さらにエコファーマー、特別栽培農産物の普及というのは私は非常に議員と同じく大事なものだと考えておりますので、このエコファーマー、特別栽培、そういう部分を普及しながら、そしてまた、有機農業というものもあわせて推進をしてまいりたいと、こう思っております。

次に、頑張る地方応援プログラムの具体的な取り組みということでございますが、先般1月16日、町民の代表として6名、3名の市長、3名の町長の中に私も呼んでいただきまして、私も南部町の取り組みを報告する機会をいただきました。頑張る地方応援プログラムでございますが、やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、魅力ある地方に生まれ変われるよう、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方公共団体に対して、地

方交付税等の支援措置を行う制度でございます。そういう中で、魅力ある地方と、これを国の方でスタートさせようとしている中で、6自治体から参考事例として話を聞いてみようという中に当町も選ばれましたので、非常にまず光栄に存じておりますし、そのプログラムが19年度からスタートする予定になっておりますので、この事業にはまず真っ先に手を挙げていきたいなと、こう思っております。

その主な柱としまして、一つは、応援プログラムの周知と取り組み促進、地方行財税制上の諸課題等について直接意見交換を行うために、全都道府県において総務大臣市町村長懇談会を開催を現在もしております。2番目に、地方独自のプロジェクトに取り組むための経費について、1市町村につき単年度3,000万円、3年間を限度に特別地方交付税による支援措置をします。3点目に、地方独自のプロジェクトに対し各省の補助事業等の優先採択の配慮の三つが挙げられておりまして、募集期間は先ほど申し上げました平成19年度から平成21年度となっております。地方独自のプロジェクトとして地場産品発掘・ブランド化、少子化対策、定住促進、観光振興、交流などの10プロジェクトが提示されております。また、独自プロジェクトを策定する場合においては、住民の参画などにより、広く地域の知恵と工夫を凝らし、具体的な成果目標を掲げるとともに、プロジェクトを住民に公表することとしてございます。厳しい財政状況下でやるわけですが、今後は、新町建設計画、または過疎地域自立促進計画、現在策定中の総合振興計画に基づき、この10のプロジェクトから選択をし、頑張る地方応援プログラムを最大限に活用してまいりたいと、このように思っております。

一番ただ心配されているのは、私は総理とお会いしたときにも、いわゆる補助事業というものの考え方、これも私自身の思いを申し述べてきました。これは、補助事業をいただくときは、確かに私どもは大変ありがたいと。ただ、この補助事業というのは、1年で終り、単年度で終り、長くて今回のように3年で終わりと、こういう区切りがあるわけでした、補助事業をいただいているときは活用し、それに当然町も持ち出しをしなければいけませんので、その町の持ち出しもしながら事業をやっていきます。その期間はいいんです。ただ、県もそうですが、ここで県はもう事業を打ち切ります。いわゆる国もここで事業を打ち切りますと、こうなったときに、いわゆる地方自治体は、じゃあ一緒になって、ここでもうやめますと、なかなかできないのが実際町民と直接ふれあいながらやっている自治体はつらいところなわけなんです。そうすると、その事業を継続していくためには、さらに町の持ち出しをふやしていかなければならない。これが財政悪化につながっていくわけでございます。ですから、私は総理には「補助金の金額はいささか下げてもいいと。ただし、継続的にやれるような交付税措置でもって支援をお願いをしたい」と、こ

うという要望をいたしました。総理の方からも「継続は力なりと、継続していくことに意義がある」という言葉もいただきましたし、「金太郎飴であってはいけない」と、こういう言葉も総理の言葉から出ました。今、地方において、とにかく自治体は法律に従って取り組むのが自治体であるわけですが、それを全うすればするほど、金太郎飴しかできない施策になりかねないと。ですから、私はいつも職員には「必ず法律というのはその他限りというのがあるのが法律だと。そのその他限りをいかに活用できるかどうか、これが金太郎飴にならないまちづくりだ」と、こう口酸っぱく言っていますので、そういう視点で、課長初め職員たちにも、南部町の個性あるまちづくりというものを推進していきたいと、こう思っております。ただ、この補助事業について、国、県については、そういう言い方をしてきたわけですが、実際、今度は自分が南部町の首長としてなったときに、我々も実際は同じことをまずされているわけです。どこかで、区切っていないと、新しい事業には今度展開していけないと、そういう部分を考えますと、私自身も質問をしながら、複雑な思いをしながら質問をしてきましたが「でも、地方の実態というのはそうですよと、総理」と、こういうことは代表して伝えてきたつもりでございます。

そして、まず、山口議員からの総理への感想ということでございますが、感想と聞かれても、いろいろな角度から見ての感想になると思いますので、どういう角度から申し上げればいいのかということも私も考えました。それぞれの角度から見た感想というのになると、また細部になると思いますが、今回はとにかく我々6人がまず発表をし、その後、1回総理から回答をいただいてという予定でございましたが、1回私どもが発表した後に、総理から「皆さんの個別の顔を見てみると、まだまだ物足りないような顔をしているように見えますので、どうぞ、もう1回ずつ言ってください」ということで、私どもの言う機会がふえ、総理は最後に6首長に対して、一つ一つのコメントはいただきました。これは非常にありがたかったなと、こう思っております。

雑談的になるかも知れませんが、ちょうど、1月16日の懇談会は、前日までASEAN、アジア諸国を総理が回って、夜中帰ってきた次の日でございまして、若干見た瞬間は総理もちょっとお疲れになっているなという印象を受けながら、ただ、年齢的には私のたしか一つ年は上だと思っております。そういう中で、同じ50代前半の方が一国の長として頑張っているそういう姿を拝見したときに、私自身も南部町においてしっかりとしたまちづくりをこれは負けないようにしていかなければならないなと、そういう部分を強く感じさせていただきましたし、私どもの年代、これから本当にこう必死に取り組みをしていかなければならない。そういう印象を持たせていただいたのも直接総理とお会いできたからかなと、このように思っております。

次に、議員定数減少についてでございますが、今後、予定されております選挙においては、新

たな議員定数により行われる予定になっておりまして、合併前の協議会において定数20というふうになってございます。当然、現在の人数より減少するわけでございまして、それに伴い、当選に必要な票数というものも変化が予想されるわけでございます。また、当選された議員に対する住民の期待についても地域の代弁者としての役割のみならず、候補者としても掲げた政策の実現、そういったものが加わるのではないかなと、こう思っております。新たな体制下において、議員お一人お一人が果たすべき役割というものが大きくなることが予想されるのではないかと思います。我が国の地方自治制度においては、首長と議員もそれぞれ住民の選挙により選出される二元代表制を採用しているわけでございまして、執行部と議会との関係はよく車の両輪にたとえられます。町としまして、これまでも議会と執行部は車の両輪であるという考え方に立ち、議会に対し適時、的確な情報提供ということをしかりと行ってきたところでもありますし、今後もしていかなければならないと、そう思っております。今後は議員お一人お一人の今後はというよりも、今後でございますが、お一人お一人の背後にある住民の要望が複雑、多様化することも考えられると思います。議会において、町の政策の判断をより正しく行えるよう、私どももわかりやすい説明、情報提供というものを進めてまいりたいと思います。そしてまた、私の基本姿勢でございます町民とのキャッチボール対話、このことも常に念頭に置きながら議員さん、もちろんでございます。そして、私ども行政の職員もきっちりと住民の声を聞き逃さないような体制をさらに強化して、住民の声がしっかりと反映されていく、そういう姿勢で取り組んでまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。32番山口博个君。

○32番（山口博个君） 森越団地分譲についてであります。

宅地の分譲はなかなか難しい。今はどこへ行っても売土地があります。ところが、買う人がいない。住環境や価格だけではありません。子育て、あるいは教育環境、職場チャンス、そして行政の取り組み、これらを総合して土地を買うのではないかなと、私は思うわけです。そこで、さっき町長が言いましたけれども、実はこういう物件、つまり商取引の場合は一発完売でなければ後々難しいのではないかなと、こう思っておりましたので、6月、9月ですか、9月の議会の際に子育て天国タウンにしてはどうかということを提案したつもりでした。これからの取り組みにつきましては、町長から答弁いただきましたが、担当課長から再度ご答弁をいただきたい。

次、中央企業誘致であります。これは、先般1月でしたけれども、八戸で新春の経済講演会を

聞く機会を得ました。「県経済の現状について」と題しまして、生産活動は緩やかに上向いている。しかし、雇用情勢が低調で、個人消費も弱い。格差社会の今日、中央では人材が不足しており、労働力は売り手市場といった意識を持った上で、地方から中央への人材流出ではなく、今こそ、中央から地方への企業誘致は絶好のチャンスだろうと、こんなお話をしておりました。そして、今県議会を見ますと、知事は、18年度だと思いますが、「ことし11企業の進出が決まったと。年内にあと何社、トータルで15社の進出の見通しだと。さらに、既存企業が増設とあわせて、新たに800人の雇用が見込まれる」と答弁していました。企業誘致は、県や都市だけのものではないと、私は思います。当町も、冒頭申し上げました町活性化の手段の一つ、選択肢の一つではないかと。達者村、あるいはグリーン・ツーリズム、あるいは観光農業の推進、これはまさに青森県はおろか、全国に認められるところまで当町は来たと私は思っています。最後の詰めが必要だろうと、これも思っています。だけれども、それだけでは行政は成り立ちません。農家だけではありません。そこで、次の3点について伺います。

企業誘致と南部町PRのための発信。私は、南部町の営業の拠点を中央に設置できないものだろうか。

次、企業誘致優遇策をつくっているか。

その次、旧名川時代、これも企業誘致条例をつくったはずですが、これは、生きているでしょうか、お答えいただきたい。

次、一般競争入札ですけれども、一般競争入札は先ほどの町長の取り組みの答弁に尽きると私も思っています。私は、当町が恒常的に談合と言えいいのでしょうか、不正入札というのかな、そういうことをやっているとは思っておりません。ただ、一つ心配なことがあります。公共工事、あるいは物品の購買、そういうのを見たときに、新町になって、地域住民はどのように評価しているだろうと。このやり方が変わっただろうか、そういう見方に大変関心を持っている。そういう目で見ると、幾らか灰色の面もあるんじゃないのかなという考えがあったから、何回かこういうことを質問しているんですよ。たまたま最近の新聞を見ますと、国もそうです。隣の岩手県は全面7月から実施しますということを増田知事がうたっております。そういう社会の趨勢にあるということ。ただし、町長が言うとおり、一般競争入札がそれではすべてなのかと、決してそうではないと。町内業者を優遇と言えいいのでしょうか、この人たちに機会を与えるというのは間違っているだろうか、決してそうでないと、そのぐらいは私も考えております。しかし、時の流れがそういう方向に法で向かっているということ。これに対してはやっぱり真摯に取り組むべきではないだろうかという思いがあって、質問をしております。町長の先ほどの答弁で大体納得し

ました。

次、有機農業についてであります。この推進につきましては、担当の課長さんの答弁をいただきたい。町長の取り組みはわかりました。この有機農業というのは、私もよくわかりません。でも、化学肥料や農薬を使わない。遺伝子組み換え技術も利用しない。そういったことを基本とし、環境への負荷をできる限り軽減した農業、これを有機農業と言っているようです。そこで、この今一般のお母さん方は、日常の食品、多少割高でも安全な食品を求める。この食育に関しましては、川守田議員が大変詳しいし、再三質問しているから私ごときが今さら言うことではございませんけれども、しかし、うちの子供たちも名古屋とか、仙台とか、北海道にいますけれども、この食品アレルギーの関心、これが大変今叫ばれている。有機農産物は付加価値の高い商品として消費者から信用を集めている現状であります。農業立地を標榜する我が町、何でも生産できる果物の町南部町、このときに、果たしてその生産農産物の中で、我が町では、強制しているものが一つでもあるだろうか。特産品として世に出せる、そういったものを推薦できるものがあるだろうか、そんなことを考えると、あと一歩前進する必要がある。その一つの手段として、こういった有機農業というものにも取り組むべきではないだろうか。これはあくまでも寝ぼけた話かも知れませんが、でも、私はそう考えて、ですから、質問をしているわけです。この自分の商売は同じ農林業です。農林業の範疇に入るわけですから、ＪＡＳについては、自分なりにある程度覚えています。なかなか難しい。難しいけれども、将来的にはやらなければならない。やることによって、やっぱり差別商品化できると。私はこう考えているわけです。そういったただ一生懸命農産物をつくる。ただ、朝から晩まで努力をする。そういう商売は、今後成り立ちません。どこかに同じ農産物を買うんだったら、南部町のＪＡＳマークがついた、さっき町長が言ったエコファーマーと言いましたか、そういったものを買う。高いとか安いとかいうのも確かにあります。ありますけれども、今は食の安全です。そっちにウエートをかけるべきだと。私はそう思うんです。ですから、このことについて、専門家の課長さんからご答弁をいただきたい。

次、頑張る地方応援プログラム、これは町長が答弁したとおりです。総務省の肝いりで始まったこの事業です。しかし、新聞等を見ますと、財政的に弱い自治体、あるいは人口が少ない自治体、このものたちが外されるのではないだろうかということを書いております。しかし、貧しい自治体、あるいは工夫を凝らして真剣に取り組む自治体、これを優先的に取り組むと、こういうふうに言っているんですよ。だから、真摯に、真面目に、積極的に取り組めば、この対象になると。先ほど町長が言いましたとおり、まさに我が南部町は、今、頑張る地方プログラム、この最適な自治体であると。ですから、こういったことに対して取り組みを優先すると、きっと評価

される。交付税を上積みすると言っていますよ。だから、こういうことしか、これからは交付税をふやす手段はないだろうと、こう思っております。このことにつきましては、いま一度これは総務課長かな、答弁をしていただきたい。

その次、議員定数の減少についてであります。これは行政に答えを求めるということもございますけれども、これは行政に答えを求めるといことは、やっぱり議員が減ることによって、行政の仕事が多少ふえるかなと、私はそう思っています。ですから質問をしました。大体、この議論と言えいいいでしょうか、議会を議論するときに、必ず出てくる言葉が、定数を減らせ、議員を減らせ、そういう言葉が出てきます。なぜでしょうか、議員というのはそんなによくないことをしているのかなと。私はそう思うんですよ。だけれども、どの本を見ても、定数を減らせです。情けない。だから、こんなところで言うのは恥ずかしい話ですけども、自分の反省を込めて、私は議会議員というのは簡単に減らすものではない。20人に10月からなったから言うのでありませんけれども、議会というのは、行政のあり方を本当に知った人たちが減らせと言っているのかなと。ここのところが私は引かかるんですよ。これは自省を込めてですよ。ですから、行政に答弁を求めているのではありません。でも、減った分の仕事はやっぱり行政にやってもらわなければならないだろうと、こう思うんですよ。ですから、ここに書いたんですよ。私は行政の対応も知りたいものである。これも総務課長かな、課長、関係ないって言わないで答えてください。

あと、6分しかありません。もう1回3回分おれは質問をそろえてきているから、簡単にしゃべって、もう1回言いたい。

○議長（工藤久夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） まず、森越団地の分譲の現状ですけども、町長が申し述べましたとおり、結果的に大変不振に終わっております。と言いますのは、説明会を開いた段階でも説明を聞きに来た方が3名ほどしか出なくて、大変不本意に終わったなというふうに思っております。結果的にこう見ますと、町長が申し述べましたとおり、長引く景気の低迷が原因かなというふうに思われます。と言いますのは、一般住宅そのものの建築もなかなか進んでいないということを知っております。と言いますのは、2月の末にこの結果を踏まえまして、うちの職員がハウスメーカーを訪問しております。というのは、町長の言ったとおり、ハウスメーカーに行き、森越の分譲地を宣伝しているわけですけども、その中でも、メーカーの方でも一般住宅の供給がないというような話をしているというようなことを確認しております。今後も、PRということで、

再度民間の方のハウスメーカー、それから不動産会社等に、ここは上水道、それから集排等の上下水道が完備されているということもありますので、もっと強くPRして、何とか販売促進に努めたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 中央への情報発信の基地をとという要請でございましたが、これは当課だけでは回答できないと思っておりますので、後ほど検討したいと思っております。

それから、企業誘致に対する優遇措置につきましては、旧名川町で行われていた優遇制度が新町にも引き継がれております。内容としましては、立地奨励金、それから操業奨励金、雇用奨励金等が旧名川の時代とほとんど変わりなく制定されております。

また、旧福地村にございます福地第2工業団地等の立地造成が終っている部分に対しましては、固定資産税の課税免除等がございます。

以上で終わります。

○議長（工藤久夫君） 農林課農林推進監。

○農林課農林推進監（岩館茂好君） お答えします。

役場として何が手助けできるかということだと思っておりますけれども、農作物の有機栽培の推進について町では、エコファーマーの取得の推進の手助けを行っております。それで、エコファーマーの取得につきましては、県の方と協議しながら、県の許可になりますので、県の方と協議しながら進めてまいっているところでございます。18年度でございますけれども、達者村農業振興観光振興会というのがございます。それがサクランボ部会におきまして、62名全員が町と協議いたしまして、エコファーマーを取得してございます。今後とも関係機関に働きかけながら、有機栽培の推進に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 頑張る地方のことでもありますけれども、先ほど町長が申し上げましたとおり、積極的に頑張っていかなければならないと思っておりますので、対応できる種目について、課長会議を通じて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

あと、議員のことについてであります。当然、山口議員さんがおっしゃったように、議員の数が減っていきますと、住民の声が届くかという心配がありますので、その分については私たちも頑張っていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いします。ただ、合併して地域が大きくなりましたので、私たち事務部局の方とあわせて、また地域の方は議員の皆さんがよく存じていると思いますので、これからいろいろご相談を申し上げて、やっていかなければならないと思っておりますので、このことにつきましても、こちらの方からもよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに、32番山口博个君。

○32番（山口博个君） ちょっとだけ時間をオーバーするか知れませんが、議長、認めてください。

教えたことがあるんですよ。今から三十五、六年前、東京で私が仕事を見つけるのに毎月行っていたときに、工藤祐直町長のお父さん、工藤専吉名川町長と工藤議長のお父さん、工藤忠昌さんのお話を聞いたんですよ、東京で。私が仕事を見つけるのに会社訪問をしていたときです。そのときに、東京で「ああ、名川町といえば、あそこか、その隣は福地だなと、福地では山の方に温泉があったっきゃ、あそこでキジの dashi でそばを食った」と、こういう話を東京で聞いたんですよ。品川だったんだか、あの辺で聞いたんですよ。当時は盛んに中央から地方へ企業が進出していた真っ盛りです。私は帰りまして、工藤専吉町長に言いました。「町長さんのお話を東京で聞いたと。そのときに、名川町に企業を進出したいんだ」ということをお話したら、工藤町長は「残念ながら、我が町は土地に対する保守的な名川町の住民は、土地に対する執着が異常だと。企業が来ようが何しようが、土地を売る人はいないんですよ、今は本当はそっちに心を動かしているんだよと。だけれども、企業誘致なんていうときには我が町はできない」と、そういうことを私に町長さんが言った。東京で言ったのと同じ話だったんですよ。あわせまして、「隣の福地村はなかなか進んだ村長さんと助役さんだと、これはそれでも下手すると、村が倒産するかも知れませんかよ」と言っていましたよ。そのとき私は、東京で、そんな話を聞いたんですよ。なぜこん

な話をするのか、まさしくその地域に合った行政をやらなければならないと。奇しくも今35年たって、同じようなことを息子の町長に私が今質問しなければならないというのをまことに不思議な縁だと思って今、話しているんですよ。そんなことがございました。工藤専吉町長は、そのときに、東京から企業誘致しないでよかったんでしょうか、した方がよかったんでしょうか、町長はどうでしょう。そういうことを踏まえて、私は本当はしてもらいたい。東京で聞いたんですよ。そのときに、工藤専吉町長にこういうことを言われた。私はその当時としてはやっぱり来てほしかった。自分はやっぱり日立とか、あるいはソニーの仕事をいただいて、工場をつくったわけですよ。今は廃業しました。新しい企業の寿命は当時30年と言われました。ちょうど私は30年でやめたんですよ。今は、5年なのか、3年なのか、わかりません。だから企業誘致は必ずしもベターではない。わかっています。わかっているけれども、やっぱり私は今、若い町長がそういう行動をしてほしい。名川町ばかりではありません。南部町は福地もあります。南部もあります。それらを勘案してひとつ取り組んでほしい。ちょうど、ゼロだやめます。

○議長（工藤久夫君） これにて一般質問を終結いたします。

.....

散会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月8日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後3時03分）

第 7 回南部町議会定例会

議事日程（第 4 号）

平成19年 3 月 8 日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第 1 号 南部町副町長の定数に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 2 号 南部町表彰条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 3 号 南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 4 号 南部町多目的研修センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 5 号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 6 号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 7 号 ふるさと創生基金条例を廃止する条例の制定について
- 第 8 議案第 8 号 南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 9 号 南部町運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第10号 南部町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第11号 南部町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第12号 南部町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第13号 三戸郡町村会館管理組合規約の変更について
- 第 14 議案第14号 三戸郡福祉事務組合規約の変更について
- 第 15 議案第15号 三戸地区環境整備事務組合規約の変更について
- 第 16 議案第16号 三戸地区塵芥処理事務組合規約の変更について
- 第 17 議案第17号 田子高原広域事務組合規約の変更について
- 第 18 議案第18号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 第 19 議案第19号 平成18年度南部町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 20 議案第20号 平成18年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 21 議案第21号 平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 22 議案第22号 平成18年度南部町ボートピア交付金事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 23 議案第23号 平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

- 第 24 議案第24号 平成18年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 第 25 議案第25号 平成18年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 26 議案第26号 平成18年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 27 議案第27号 平成18年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 28 議案第28号 平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 29 議案第29号 平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）
- 第 30 議案第30号 平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）
- 第 31 議案第31号 平成19年度南部町一般会計予算
- 第 32 議案第32号 平成19年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 33 議案第33号 平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 34 議案第34号 平成19年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算
- 第 35 議案第35号 平成19年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 36 議案第36号 平成19年度南部町老人保健特別会計予算
- 第 37 議案第37号 平成19年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 38 議案第38号 平成19年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第 39 議案第39号 平成19年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算
- 第 40 議案第40号 平成19年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 41 議案第41号 平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 42 議案第42号 平成19年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 第 43 議案第43号 平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 44 議案第44号 平成19年度南部町工業団地造成事業特別会計予算
- 第 45 議案第45号 平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第 46 議案第46号 平成19年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 47 議案第47号 平成19年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 48 議案第48号 平成19年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 49 議案第49号 平成19年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 50 議案第50号 平成19年度南部町大平財産区特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（36名）

1番	河門前 正彦 君	2番	高橋 隆博 君
3番	川守田 倉松 君	4番	沖田 豊治 君
5番	川井 健雄 君	6番	西塚 英夫 君
7番	中村 善一 君	8番	佐々木 勝見 君
10番	夏坂 清蔵 君	11番	長根 和夫 君
12番	工藤 幸子 君	13番	四戸 清 君
14番	内村 貞子 君	15番	工藤 和夫 君
17番	佐々木 幹夫 君	18番	馬場 又彦 君
19番	日向端 猛 君	20番	立花 寛子 君
22番	大久保 俊和 君	24番	滝田 米作 君
25番	川守田 稔 君	26番	佐々木 金嘉 君
27番	工藤 久夫 君	28番	坂本 正紀 君
31番	相田 耕作 君	32番	山口 博个 君
33番	沼畑 繁 君	34番	小笠原 義弘 君
35番	佐々木 元作 君	36番	伊達 一夫 君
37番	金沢 和夫 君	39番	東 寿一 君
40番	宮野 正 君	41番	西塚 芳弥 君
42番	野田 清八 君	43番	佐々木 由治 君

欠席議員（2名）

9番	庭田 豊茂 君	30番	河端 幸蔵 君
----	---------	-----	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	助 役	赤石 武城 君
収入役兼掌助役	馬場 宏 君	総務課長	坂本 勝二 君
企画課長	奥瀬 敬 君	財政課長	堀内 富士夫 君
税務課長	坂本 好孝 君	住民生活課長	小野寺 直和 君
福祉課長	立花 和則 君	健康増進課長	佐々木 博美 君

環境衛生課長	神 山 不二彦 君	商工観光課長	有 谷 隆 君
建設課長	西 野 耕太郎 君	福地総合サービス課長	川 井 和 男 君
名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君	南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君
出 納 室 長	坂 本 與志美 君	名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君
老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君	市 場 長	堀 内 誠 悦 君
総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君	農林課農林推進監	岩 舘 茂 好 君
農林課グリーン・ツーリズム推進室長	小笠原 覚 君	教 育 委 員 長	赤 平 實 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君
社会教育課長	工 藤 光 行 君	選挙管理委員会委員長職務代理者	谷 内 弘 司 君
農業委員会会長	沼 畑 俊 一 君	農業委員会事務局長	後 村 森 夫 君
代表監査委員	松 本 陽 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は32人でございます。定足数に達しておりますので、これより第7回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第1、議案第1号、南部町副町長の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第1号、南部町副町長の定数に関する条例制定についてご説明します。

地方自治法の一部改正に伴い、副町長の定数を定めるため条例を制定するものですが、地方自治法の一部改正について、この条例制定及び今回提出している条例の一部改正並びに一部事務組合の規約の変更に關するところを先にご説明申し上げます。

まず、助役制度の見直しであります。助役は副市町村長に名称変更となり、その定数は条例で定めることとしております。

次に、収入役の見直しであります。収入役に関することを廃止し、会計管理者1人を置くこととしております。会計管理者は、一般職員のうちから、地方公共団体の長が命ずるとなっております。

次に、吏員制度の廃止であります。これまでは事務吏員、その他の職員とありましたが、その区分を廃止し、職員とするものであります。関係するところは以上であります。

それでは、次の2ページをお開きください。地方自治法の規定に基づき、副町長の定数につい

て定めるもので、その定数は２人とするものです。

附則、第１項、施行期日であります、この条例は平成19年４月１日から施行する。第２項、南部町助役の定数に関する条例は、助役が副町長と改められることから廃止するものです。第３項、南部町に収入役を置かない条例は、収入役に関することを廃止することになることから、この条例につきましては、廃止するものであります。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今の説明ありましたが、この条例は副町長の定数を定めるということでありますが、ご説明の中にありましたように、副町長の定数を定める条例制定であります、現在、ただいまお話にありましたが、収入役としての役を果たしているところの職員をどのような観点からその方をお選びになったのか、現在、収入役としての仕事には支障がないのかどうか、現状をお話していただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） まず先に、地方自治法が改正になるものですから、その自治法に基づいて条例を改正するというのが一つであります。

それから、職務の方につきましては、これまで収入役が行っていたものが今度は会計管理者が行うことになります。その人選につきましては、４月１日からの人事異動になると思いますが、これから人選が行われるものと思っております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。５番、川井健雄君。

○５番（川井健雄君） 県内40市町村のうちで、副町長を２人置くというのは四つだけみたいなんです、その２人という案の考えはどういうことなのかお知らせ願います。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） このことにつきましては、昨年合併したときに、３月議会でいわゆる助役の２人制をご説明申し上げて、その分収入役は置かないと。通常スタイルですと、助役１名、収入役１名というのが従来のスタイルでしたけれども、収入役は置かないで、合併当初この期間、非常に複雑化、乗り切っていかなければならないということで、２人制の助役をお願いしたいということを昨年の３月議会で承認をいただいて、２人制にしております。４０市町村中４市町村ということでございますが、それはそれぞれの合併のスタイルの方法、さまざま事情が異なると思います。南部町としては、まずこの合併のスタート、いろいろな部分で２人体制をとっていただいて、難題を乗り切っていかなければならないということで、昨年２人制をお願いしておりますので、それと同じスタイルをお願いをしたいと。今まで助役と呼んでいたのが副町長という呼び名に変わると、こういうことでご理解をいただきたいなと思っております。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。６番、西塚英夫君。

○６番（西塚英夫君） この自治法で名前が変わったということなんですけれども、名前の変わった根拠というんだか、国で変えたということなんでしょうけれども、意味がどういう意味なんでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 一つは、今度これまでは、長の職務の代理という観がありましたけれども、これに加えまして、長の命を受け、政策、企画をつかさどるということでもあります。この件につきましては、長の権限であります長から委任を受けた場合行うことができるということでもあります。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第1号、南部町副町長の定数に関する条例の制定についての討論を行います。

地方自治法の一部が変更となり、市町村の助役は副市町村に改称し、首長を補佐する副知事、副市町村長の権限などを明確化したものです。また、出納長、収入役の廃止は首長へのチェック機能を弱めることとなります。議会の同意による特別職である出納長、収入役は副知事、助役の場合とは異なり、首長による任期中の一方的な解職は認められておりません。法改正前に首長から独立してその職務を遂行すべき責任を負う出納長、収入役の身分を保障し、会計事務の公正と持続性を保障するものとなっておりました。地方自治法を先取りして、収入役を廃止したことは間違いだったということを述べ、地方自治法の一部改正について反対するものであります。

反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第2、議案第2号、南部町表彰条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第2号、南部町表彰条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

地方自治法の一部改正に伴いまして、関連する条例について所要の改正を行うものであります。

次の4ページをお願いします。第1条、南部町表彰条例の一部改正、第2条、南部町特別職報酬等審議会条例の一部改正、第3条、南部町長及び助役の給与に関する条例の一部改正、第4条、南部町職員等旅費に関する条例の一部改正、第5条、南部町町税条例の一部改正について、それから第6条、南部町行政財産使用料徴収条例の一部改正、第7条、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正。

次のページをお願いします。第8条、南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例の一部改正。これらの条例につきましては、地方自治法の一部改正によりまして、それぞれの条例に規定されております「助役」を「副町長」に、「収入役の事務を兼掌する助役」を「会計管理者」に、「町吏員」を「町職員」に改めるほか、字句の整理をするものであります。

附則、施行期日、第1項、この条例は平成19年4月1日から施行する。第2項は期末手当額についてであります。6月に支給するときに、6月1日の基準日以前において在職期間により支給率が異なります。この場合、助役と副町長の在職期間を通算して在職期間とするものであります。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第3、議案第3号、南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(有谷隆君) 議案第3号、南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

初めに、提案理由であります。南部町健康増進センターのふくち屋外プール及びふくちアイスアリーナについて、利用料金を指定管理者の収入として収受させるとともに、集团的または常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益となる利用を排除する規定を加えるため、条例の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。南部町健康増進センター条例の一部を次のように改正すると。第5条第2項中とございます。第5条は利用の許可について定めておる条文でございます。字句の訂正のみで内容には変更がございません。

次に、第6条中「承認」を「許可」に改めとございます。第6条は利用の制限を定めております。提案理由で申し上げました暴力組織の利用制限を定めるものであります。(3)ということころを朗読します。3号、集团的または常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になる行為を行うおそれがあると認められる者を新たにつけ加えるものであります。

次に、第8条中は、利用許可の取り消し等について定めております。字句の訂正のみであります。

次に、第9条に次の2項を加えるとございます。これは利用料金について定めたものであります。指定管理者に直接収受させることに伴う改正となっております。5項、福地屋外プールを利

用する者は、別表第5に掲げる利用料金を前納しなければならない。6項、ふくちアイスアリーナの施設、スケート靴を利用する者は、別表第6に掲げる利用料金を前納しなければならない。の2項を加えるものであります。

次に、第10条第1項中とございます。第10条は利用料金の納入を定めております。第10条の2行目になりますが、同条2項の改正後は、ここに利用料金を温泉保養館「バーデハウスふくち」、交流ターミナル「アヴァンセふくち」と施設名が記入されておりますが、この本文を全文読み上げますと、2項、町長は温泉保養館「バーデハウスふくち」及び交流ターミナル「アヴァンセふくち」の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。に改めるものであります。

以降、11条からはこれらの改正に伴い条文、条項の繰り上げ等になってございますので、省略させていただきます。

この条例の施行は平成19年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。35番、佐々木元作君。

○35番（佐々木元作君） いわゆるアイスアリーナ等でも、前納、今後、個人の場合は入るときに当然料金を払って入るんだらうと思いますが、例えばクラブとか、学校とかいろいろな練習みたいな場合でも使っているやにも聞いているんですが、そういう団体的な練習等の場合でもそれは前納になるものですか、そういう支障がないかちょっと伺いたいんですが。

○議長（工藤久夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 料金の納入につきましては、今までどおりのシステムということでご理解していただきたいと思います。これの改正の主な内容は今まで、指定管理者が一たん納めたお金を町の教育委員会の方に納入して、それを委託料として支払っていたものを省略するという形になるものであります。施設で利用料金を払うのは今までと変わりはありません。

以上です。

○35番（佐々木元作君） はい、わかりました。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第4、議案第4号、南部町多目的研修センター条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第4号、南部町多目的研修センター条例等の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

次の10ページをお願いいたします。第1条、南部町多目的研修センター条例の一部改正、第2条、南部町B & G海洋センター条例の一部改正、第3条、南部町立名川町民ホール条例の一部改正。

次のページをお願いします。第4条、南部町民体育館条例の一部改正、それから第5条、南部町体育センター条例の一部改正、第6条、南部町保健福祉センター条例の一部改正、これはぼたんの里、ゆとりあが入ります。それから、第7条ですが、南部町農村環境改善センター条例の一

部改正、第8条、南部町鳥舌内すこやかセンター条例の一部改正、第9条、南部町観光施設条例の一部改正、これは名川チェリリン村であります。それから次、第10条、南部町農林漁業体験実習館チェリウス条例の一部改正。

次のページをお願いします。第11条、南部町ふれあい交流プラザ条例の一部改正、第12条、南部町総合交流ターミナル条例の一部改正、これはアヴァンセふくちであります。第13条、南部町あけぼの多目的広場条例の一部改正、第14条、南部町自然公園条例の一部改正であります、これは公園が6カ所ほど入っております。第15条、南部町ふれあい公園条例の一部改正であります。これらの条例につきましては、集団的または常習的に暴力的不法行為を行う組織、これは暴力団のことではありますが、この団体の利益につながるおそれがあるときには、先ほど申し上げました各条例における施設及び公園の利用について許可をしない、あるいは許可をした後でもそのことが判明したときは、許可を取り消すことができるように規定し、利用を拒否するものであります。

なお、対象となる施設は、100人以上の人員を収容できるところとしておりますが、100人未満でありましても、宿泊を伴う施設は対象としております。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） お伺いしたいのは、組織の利益になる行為を行うおそれがあると認めると。例えばどういったことがどういったふうに適用になるのかなという、大体のところをちょっと説明いただけませんか。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） その団体が歌謡ショーとかディナーショー、あるいは法要等を行うときに、団体で場所を借りるわけですが、そうした場合に、前の例があったみたいなんですけれども、市町村の職員の共済会館というのがありますけれども、ああいう施設を借りてやったときがあるということで、今、全国的に暴力団の締め出しというのをやっているみたいですが、そうした場合に、中央で締めつけをやったときに、地方公共団体の施設を借りるんでないかというこ

とで、この規定を設けてほしいという、これは青森県の警察署の方からも要請がありましたので、今回この部分を条例の中に入れるわけであります。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） そういうことに限っての目的なのであれば、そういうふうに限ったことを何かしらの文章を入れてもいいのかなと思うんですが、多分それはその場合に応じていろいろ今後柔軟に受けとめるべきものだと思うんですよ、これは。こういうふうな制定の仕方をすれば。となれば、例えば間接的にその利益につながるかどうか、そういったケースというのは多分出てくるんだと思うんですけども、そうしたら、一体全体そのいわゆる暴力団という範囲が一体全体だれ、どういう人間になるんだということも問題になってきますよね。そうすると、例えば構成員、準構成員まで行くのか、例えば引退した人の範囲まで行くのか、ちょっとその辺を示していただきたいと思うんですが、よろしいですか。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 今、私のところで参考として暴力団に関する法律を見ておりますと、その団体の構成員となっておりますので、その辺、今ご質問を受けました分につきましては、うちの方でもう少し勉強をしておきたいと思っております。

なお、先ほど申し上げましたが、貸し出しをしてから後でわかった場合というのは、後でわかるというのは、例えばこちらの方で、じゃあ窓口でこの方を受付で、すぐ判明するというのはなかなか難しいと思いますので、後で警察署の方からそういう連絡が入った場合になると思います。なかなか受付の部分では難しいと思いますが、ただ、これを規定しておりますと、こういうことでありますので、お貸しできませんという担当者の方でもその窓口で処理できるのかなと思っております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） これらの施設が町の直営であればそういったこともある程度私らがそういう訴えをおおせつかったときとか、対処の仕方もあるかと思うんですけども、例えばこれが指定管理者として、民間の運営ということになれば、またその意味合いが違って来るだろうと。それで、余り常識を逸したような条例の解釈を用いるとは、私は思えないんですが、できれば、そのようなことのないように思いまして、答弁は結構です。ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第5、議案第5号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第5号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

平成18年人事院勧告に準じ、南部町職員に支給される扶養手当のうち、3人目以降の子に対す

る支給月額を引き上げるとともに、管理職手当について所要の改正を行うため、条例の改正を行うものであります。

次のページをお願いします。第7条の2でありますが、これは管理職手当の額に関することです。前はその職員の受ける給料月額の25%を超えない範囲内ということで、規則で定めることになっておりましたが、これをその職員の「属する職務の級における最高の号給の」額に改めるものであります。この号給の25%を超えないというのは、これは変わらない、そのままであります。

次に、第8条第3項でありますが、扶養手当の額に関することです。配偶者以外の扶養手当につきましては、2人まで1人につき6,000円でありました。で、3人目以降は5,000円でありましたけれども、今度は3人目以降も6,000円とするものであります。

附則、施行期日でありますが、この条例は平成19年4月1日から施行するものであります。以上です。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 議案第5号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質問であります。人事院勧告に準じての改正ということでありますが、特に、管理職手当についてどのようになるのか、具体的な数字なり、例を示していただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 管理職手当の具体的なことにつきましては、規則で定めておりますけれども、これまでは一番高いところで9%、それから8%、6%の支給でございました。これが今度は定額化ということで、現在予定しております金額を申し上げますと、9%であったものが3万5,000円、それから8%であったものが3万円、6%であったものが2万3,000円という、この数字を予定しております。で、前の支給額に比較いたしますと、若干引き下げという形になっております。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第5号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

人事院勧告によって管理職手当が改正される点は管理職の労働意欲をそぎ、現場の労働状況を理解していないもとでの勧告ではないでしょうか。人事院の勧告に反対を表明し、議案第5号に反対するものであります。

反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第6、議案第6号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） それでは、議案第6号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

18ページですが、提案理由といたしまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の基礎課税額を引き上げるものでございます。

次のページをお開きください。南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。第2条及び第13条中「53万円」を「56万円」に改めると。これはいわゆる限度額を「53万円」から「56万円」にするというものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行するというものでございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 最高限度額を53万円から56万円に引き上げることによる影響は何世帯になるでしょうか。また、収入がふえなくても、定率減税の廃止によっても影響があると思われますが、どのくらいの方が影響を受けるのか、数字でお知らせください。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 18年度に課税限度額の方が84世帯ございましたが、この53万円から56万円に上げることによって、そこから限度額でなくなるという方が16名ございます。残る68名はそのまま56万円の限度額の計算ということになってございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

(20番 立花寛子君 登壇)

○20番(立花寛子君) 議案第6号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

国民健康保険制度そのものが生活を破壊している状況ではないでしょうか。保険料が高過ぎて払えない人をふやしているのに、最高限度額を引き上げるでは、ますます貧困を広げるばかりになるのではないのでしょうか。最高限度額の引き上げに反対して、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長(工藤久夫君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。35番、佐々木元作君。

(35番 佐々木元作君 登壇)

○35番(佐々木元作君) 私は本案に対して賛成の討論をするものであります。

この議案については、過般町長より諮問案が出まして、私ども国保運営協議会において、慎重なる協議をいたしました。正常な国保運営をするには、この案については、皆さん議員各位の賛同をいただけるものと思っておりますので、どうぞ、賛成の気持ちで本案を可決していただきたくお願い申し上げます。

○議長(工藤久夫君) ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(工藤久夫君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第7、議案第7号、南部町ふるさと創生基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 議案第7号、南部町ふるさと創生基金条例を廃止する条例の制定について説明いたします。

提案理由といたしまして、みずからが考え、みずから行う地域づくりを展開するため各種事業に充当してきたところであり、その目的が達成されたことから、基金を廃止するものであります。

21ページの方をお願いいたします。附則のところではありますが、第1項でありますけれども、この条例は19年3月30日から施行する。第2項は、この条例の施行の日の前日において南部町ふるさと創生基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、施行日において南部町一般会計に属するものとしております。現金は、155万円の見込みであります。

以上で説明を終りたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。32番、山口博个君。

○32番（山口博个君） この南部町ふるさと創生基金をつくるときは、大変鳴り物入りでつくったはずです。その目的を達成したということで、なくすると思うのですが、最初の目的を教えてください。その経緯を教えてください。だからやめるんだと、そういうことをおっしゃっていただきたい。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） この基金の創設のときは昭和63年でありました。交付税算入にありましたふるさと創生基金、各町村1億円ということで、昭和63年には2,000万円、翌年度元年には8,000万円、各町村に1億円の創生基金が交付税算入となりました。それで各町村、いわゆる合併前3町村においては、63年分の算入分2,000万円を各町において基金に積み立てて、いわ

ゆるいろいろな町村における事業に充当してその活用を図ってまいりましたということであり
ます。合併のときのこの3町村持ち寄った残高が888万3,000円でした。17年度の取り崩
し額が733万円でありまして、充当事業はバーデハウスの改修事業に充てましたと。それから18年
度、今年度当初におきましては、150万円を取り崩しましてバーデハウスの改修、あるいはナマ
ズ養殖出荷組合の補助金などへ交付しております。

この基金を果実運用、もしくは取り崩しということで運用してまいりましたが、いわゆる果実
運用ではなかなか思うような効果が上がらないということで、基金を取り崩していろいろな事業
に充当してまいりました。よって、今年度当初予算におきましては、150万円ほどの残高になっ
ておりました。18年当初予算で150万円の取り崩しを予定しておりましたので、基金が利息を含
めて5万5,000円よりなくなるよと。そういうことで、いわゆるこの基金の目的を基金の残高が
なくなりましたので、これを廃止すると。

このほかに目的基金の中で、ふるさと活性化対策基金というのがございます。そういった同種
の基金もございますので、こちらの方は残高がなくなったので廃止して、そしてまた別の方の基
金でもってまたいろいろな事業に展開してまいりたいと、このような考えで廃止するものであり
ます。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第 8、議案第 8 号、南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） 議案第 8 号、南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由でございますが、各公民館の使用料を整理するとともに、集団的または常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益となる使用を排除する規定を加えるため、条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。8 条ですが、この 8 条は利用の制限でございます。この条文については、字句の訂正の改正でございます。（１）として、集団的または常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるおそれがあると認めるとき。これを加えるものでございます。

それから、10 条でございますが、10 条は使用料でございます。10 条第 1 項中「別表」とありますが、それを「別表第 1 から別表第 5 まで」に改めるものでございます。そして、同じ条文の中の 3 項でございますが、3 項、4 項を削るというものが、これは各別表の表の下に備考とあります。その備考の欄のところに、この 3 条と 4 条が加えられるということになります。これが使用料のところで、見にくかったといいますか、別表 1、別表 2 とありましたけれども、別表 1 から 5 までは、これは公民館、中央公民館から福地の公民館までありまして、別表 5 というのは、福地公民館の分館のことを指しておりますので、こういうふうの使用料のところを整理したものでございます。

この条例は平成19年4月 1 日から施行するということでございます。

説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 説明の中に、利用料金を整理したとか、統一したとかという説明がありましたが、それは字句などの統一で、利用料金などの変更になったところはないのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） 料金については変わってございません。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第9、議案第9号、南部町運動公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） 議案第9号についてご説明いたします。
議案第9号、南部町運動公園条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由でございますが、ふるさと運動公園多目的球技場の完成に伴い、多目的球技場の利用に関する必要な事項を定めるとともに、集团的または常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益となる利用を排除する規定を加えるため、条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。第2条でございますが、この表がございます。第2条は名称、位置、施設名とあります。その下の方にふるさと運動公園とありまして、位置は南部町大字下名久井字白山78番地、施設名は多目的球技場。とこういうふうに改めるものでございます。

それから、3条、4条、5条、これについては、字句の訂正でございますので、このように直したいと思います。

それから、(2)として、ここに「集团的または常習的に暴力的不法行為を行う組織の利用になるおそれがあると認めたとき」とあります。これを加えるものでございます。

それから、下の方に別表中「福地野球場使用料」とあるのを「福地野球場、多目的球技場使用料」に改めるものでございます。

これは平成19年4月1日から施行するものでございます。

説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第10、議案第10号、南部町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第10号、南部町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、南部町地域包括支援センターを設置することとしたことを踏まえ、同センターに全業務が移行することとなる名川在宅介護支援センター及び剣吉在宅介護支援センターを廃止するため、条例の改正を行うものであります。

次のページ、31ページをお願いいたします。南部町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例の中に、第2条を次のように改めると。第2条といたしまして、在介センターの名称及び位置は、次のとおりとすると。（１）名称が南部町南部在宅介護支援センター、（２）位置ですが、南部町大字沖田面字千刈45番地とするものでございます。改正前は、このほかに名川在宅介護支援センター、それから剣吉在宅介護支援センターがありましたが、この二つをまず削って、1カ所にすると。南部町の南部在宅介護支援センターを残すことにつきましては、地域包括支援センターが設置された後において、この在介でもって、総合相談を受け付けるという役割を持たせるため、南部の在宅介護支援センターはそのまま残すものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行すると。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今の説明を受けたわけなんですけど、今ある名川在宅介護支援センターやどちらかを残すということでありましたが、拠点を一つにまとめて一カ所に集中して仕事をするということなのでしょうか、具体的な仕事状況がどういうふうになっていくのか、また、センターがあくといえますか、そこで仕事がなされないようになるのか、具体的にこれからの仕事内容

がわかるように説明していただけないでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） まず、提案理由にもありますが、名川在宅介護支援センターですが、これは現在、福祉課の中に設置しております。基幹型の在宅介護支援センターでございます。あとは、剣吉在宅介護支援センターは、この業務につきましては、現在、南部町の社協に委託をして業務をやってもらってございます。そういう関係で、名川在宅介護支援センターが福祉課の中にあって、在宅で介護をするための各種の相談です。そういう業務を今度地域包括支援センターがすべて行うということになりますので、現在、福祉課の中にある在宅介護支援センターがそのまま地域包括支援センターに移行をするということで、その部分は名川の在宅介護支援センターのスペースがあくということではございませんので、ご了承をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時13分）

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第11、議案第11号、南部町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） 議案第11号、南部町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

これは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正並びに結核予防法の廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

33ページをお開きください。南部町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例。第2条中「結核予防法」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に改めると。これは、町が行う法定予防接種の根拠となっている国の法律において、結核予防法が廃止となりました。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律という法律に統合されたことに伴い、本条例において適用している法律の名称を修正するものであります。

施行期日は平成19年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 予防接種健康被害調査委員会というのは、ただいま設置されているのかどうかをお伺いしたいのと、被害調査ということですから、過去に予防接種に関して何かしらのトラブルがあったのかどうか、その事例と、今法律に基づいた予防接種というのは何々が行われているんでしょうか、ちょっとご説明ください。

○議長（工藤久夫君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） お答えいたします。

この委員会につきましては、現在、組織設置しておりません。予防接種によって、健康被害が起きた場合に、町長の諮問に応じまして実施した法定の予防接種に関連して発生した事故について、その原因、その責任の所在等を調査審議するものでございまして、その結果を答申するものでございます。なお、その委員につきましては、県医師会、郡医師会、保健所の協力を得まして組織するものでございます。この条例につきましては、委員を5人とうたっております。

そして次に、事故の発生の件でございますが、当町、合併前以前からずっと引き続きまして事故はございません。近年、騒がれています事例といたしましては、日本脳炎というのがございます。結構ぽつぽつ何件とはわかりませんが、訴訟が起きている状況で、当町におきまして18年度は日本脳炎を差し控えているところでございます。なお、厚生省の通知によって差し控えているところでございます。

あと、当町で実施している予防接種の種類でございますが、日本脳炎、ポリオ、3カ月から7歳の間に2回と、三種混合と、3歳から7歳までに4回、二種混合と、小学校6年生1回と、麻疹、風疹、1、2歳と小学校の就学前に実施しております。あとBCGというのがございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第12、議案第12号、南部町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 34ページ、議案第12号、南部町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

この条例改正は、上名久井地区農業集落処理施設の完成により、上名久井処理区の一部を供用開始するために、処理施設の名称、位置、処理区域を改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。別表中、片岸地区の表の次に、上名久井地区を追加し、南部町大字下名久井字赤沼ほか、上名久井字長尾下まで、供用開始する位置を記載した表に改めるものでございます。

この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第13号から議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第13、議案第13号から日程第17、議案第17号までを一括議題といたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、三戸郡町村会館管理組合理約の変更についてから、議案第17号、田子高
原広域事務組合理約の変更についてまでの議案5件を一括議題といたします。

本案について順次説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第13号、三戸郡町村会館管理組合理約の変更について説明申し
上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、三戸郡町村会館管理組合理約の一部を変更することにつしまし
て、構成団体と協議を行うため、議会の議決を求めるものであります。

次の37ページをお願いします。規約の変更であります。組合の執行機関の組織の中に会計管
理者を加えるものであります。その会計管理者の選任につきましては、管理者が命ずるとするも
のであります。職務は会計事務をつかさどることになります。

第7条の改正につきましては、職員に関することで、「、事務局長、吏員その他の」を削り、
「職員」とするものであります。

附則、この規約は青森県知事の許可のあった日から施行する。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 次の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第14号、三戸郡福祉事務組合の規約の変更についてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、三戸郡福祉事務組合規約の一部を変更することについて、構成団体と協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ39ページをお願いいたします。三戸郡福祉事務組合規約の一部を変更する規約と。第6条第1項中「及び副管理者」を「、副管理者及び会計管理者各1人」に改め、同条の第5項を次のように改めるというものでございます。改正前は、第5項は「組合に収入役を置かず、副管理者がその事務を兼掌する」とございましたが、改正後は、「会計管理者は管理者の補助機関である職員のうちから管理者が命ずる」と。それから、第6項といたしまして、会計管理者は組合の会計をつかさどるということに改めるというものでございます。

第7条につきましては、改正前は、「組合の吏員」、「その他の職員」とありましたが、これを「組合の職員」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は青森県知事の許可のあった日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次の説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 40ページ、議案第15号、三戸地区環境整備事務組合規約の変更についてご説明いたします。

当議案は、地方自治法の一部改正に伴い、三戸地区環境整備事務組合規約の一部を変更する必要が生じたために、構成団体の協議により規約を定めるために、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページにお進みください。自治法改正で、収入役と吏員が廃止になったことにより、収入役を会計管理者に改め、収入役と吏員を削るほか、字句の整理をするものでございます。

この規約は県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次の説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君）　続きまして42ページ、議案第16号、三戸地区塵芥処理事務組合規約の変更についてをご説明いたします。

当議案は、地方自治法の一部改正に伴い、三戸地区塵芥処理事務組合規約の一部を変更する必要が生じたために、構成団体の協議により規約を定めるために、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。自治法改正で、収入役と吏員が廃止になったことにより、収入役を会計管理者に改め、収入役と吏員を削るほか、字句の整理をするものでございます。

この規約は県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君）　次の説明を求めます。農林課推進監。

○農林課農林推進監（岩館茂好君）　議案第17号、田子高原広域事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

これは、地方自治法の一部改正に伴い、田子高原広域事務組合規約の一部を変更することについて、構成団体の協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。田子高原広域事務組合規約の一部を次のように変更するものでございます。第7条第1項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第4項「会計管理者は、職員のうちから命ずる。」に改めまして、第8条と第11条は「収入役」を「副管理者」「会計管理者」にそれぞれ改め、第12条の「吏員、その他の」を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成19年6月18日から施行するものでございます。ただし、第12条第1項の改正規約は青森県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（工藤久夫君）　説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君）　45ページ、田子高原広域事務組合というのは、今どうなっているんでしょうか、どういう状態で、どういう活動をいたしているんでしょうか、ご説明ください。

○議長（工藤久夫君） 農林課推進監。

○農林課農林推進監（岩館茂好君） お答えします。

田子高原に関しましては、肉用牛の放牧等、それから施設の管理、それらをここで実施してございます。

以上で説明終了です。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 自慢じゃないんですが、名川にはべこが一匹もいないんだそうですよ。何でそういった町村がこういう構成町村になっているのかと、その辺がわかったら教えてください。

○議長（工藤久夫君） 農林課推進監。

○農林課農林推進監（岩館茂好君） お答えします。

これは以前に、旧南部町ですけれども、こちらの方でこの構成員になってございまして、今合併いたしまして全町に拡大ということで、今回改正するものでございます。この構成員は田子町、三戸町、南部町、そして五戸町、新郷村と、5町村でもって構成されている団体でございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第15号、三戸地区環境整備事務組合理約の変更について、議案第16号、

三戸地区塵芥処理事務組合規約の変更について、議案第17号、田子高原広域事務組合規約の変更についての討論を行います。

文中、「収入役」を「会計管理者に改め」に、ついでにの文言であります。議案第1号で述べましたとおり、収入役を廃止することは、首長や組合長へのチェック機能を弱めることとなります。地方自治法の一部改正による規約の変更ではありますが、地方自治法の内容の後退という点に対して反対するものであります。

反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） ほかに賛成討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて討論を終結いたします。

これより分別して採決いたします。

議案第13号及び議案第14号について、一括して採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号から議案第17号については、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第15号から議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第18、議案第18号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業

に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 46ページでございます。議案第18号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明をいたします。

提案理由でございますけれども、下の欄でございます。地方自治法の規定により、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画に掲載されている平成19年度において負担する額を変更することについて協議するものでございます。

次のページをお開き願います。平成19年度に設置団体において負担する額の総額は一番下の行でございますけれども、757万2,000円で、青森県がその2分の1を負担と。残り2分の1を3市5町で均等割と、基準財政需要額、それから委託事業費による按分により負担するもので、南部町の負担額は下から2行目の19万1,000円、前年比3万8,000円、17%減となるものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず金額のことではないんですが、どのように考えているかという点で質問したいと思います。

青森県新産業都市建設事業団、そのものをどのように現在考えているのか。私はもう役割は終わったのではないかと考えておりますが、見直しするとか、会から脱会するとか、そのようなお考えはないのかどうか、今のお気持ちをお聞かせください。

○議長（工藤久夫君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 事業団、現在は造成事業は行ってございませんけれども、これまで造成してきた事業の管理がまだ残っておりますので、それがすべて終了しないうちは事業団解散等々にはならないと思ってございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） その維持管理というものはいつまで続くものなののでしょうか。それまでこのように金額を分担してお支払いしていくということになるのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 造成した工業団地でまだ売れ残っているのがございますので、完売するまでは事業団でそれを行っていくということになってございまして、この負担金は、あくまでもその事業団運営費、それから、新産都市事業団会館を持ってございますので、その会館の維持管理経費に充てているものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第18号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について討論を行います。

新年度における負担額の変更についての協議ということですが、青森県新産業都市建設事業団に参加し続けることが当町の負担につながり、当町として見直しが必要ではないかという意見を述べ、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時40分）

.....
○議長（工藤久夫君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後0時59分）
.....

議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第19、議案第19号、平成18年度南部町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 48ページでございます。議案第19号、平成18年度南部町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算でありますけれども、既定の予算の総額から3,509万7,000円を減額して、予算の総額を101億8,031万4,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費を設定するものです。

第3条は、債務負担行為の補正を行うものです。

第4条は、地方債の補正であります。

それでは、54ページをお願いいたします。第2表繰越明許費であります。これは、地方自治法第213条第1項の既定により、翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。内容につきましては、事業名のところ、金額を読み上げます。

2 款のところでは、税総合システム整備事業8,285万8,000円、同じく 2 款戸籍電算化整備事業 9,668万8,000円、 3 款後期高齢者医療制度設立事業2,750万円、 8 款土木費のところでは、町道整備事業5,161万4,000円、11款農林水産業施設災害復旧事業3,025万8,000円、同じく11款公共土木施設災害復旧事業 1 億7,238万8,000円。以上、 6 件の事業で合計額 4 億6,130万6,000円となります。これを翌年度に繰り越して使用するためのものであります。19年度の決算となるものでございます。

次に、55ページ、第 3 表債務負担行為の補正であります。まず、最初に廃止でありますけれども、戸籍電算化業務18年度から19年度までで、限度額が9,300万円でございます。この戸籍電算化業務につきまして、今年度18年度において財源措置の見込みが立ったため、補正において歳出予算化したところであります。このことから、第 2 表の繰越明許費へ移行することにより、債務負担行為を廃止するものであります。事業完了は19年度中となるものでございます。

もう一つ、変更でございます。指定管理者の指定による観光施設管理業務、変更前 1 億3,418万3,000円、変更後 1 億4,603万7,000円、これは管理者への委託料1,185万4,000円を追加して、 1 億4,603万7,000円とするものであります。観光施設はバーデハウス、町民プール、アイスアリーナ、総合交流ターミナルでありまして、指定管理者は南部町健康増進公社に係るものでございます。

56ページをお願いします。第 4 表は地方債の補正であります。それぞれの事業につきまして、事業費等の確定により補正するものでございます。

60ページに参ります。ここからは歳入の補正でありますけれども、今回の歳入歳出予算補正は、全体的に年度の調整をするものが主な補正内容となっております。主な部分だけ説明してまいりたいと思います。

まず、1 款町税でございますけれども、町税は調定見込みによりそれぞれ補正してございます。

次に、61ページでございます。9 款地方交付税の補正額 1 億3,685万4,000円、これは普通交付税の補正でありまして、 7 月の本算定による決定分の留保額が 1 億2,106万6,000円でございます。それに調整額の戻し分1,478万8,000円、合計 1 億3,685万4,000円となるものでございまして、18年度の普通交付税総額43億8,872万2,000円となるものでございます。

次の11款分担金及び負担金でございますが、災害復旧事業分担金498万5,000円の減額でございます。これは農林水産業施設災害復旧事業の受益者負担分の減額でございます。事業費精査の結果、減額するものでございます。

次に、62ページに参ります。62ページのところで、13款国庫支出金のところでございますが、

5 目の総務費国庫補助金補正額 1 億7,020万円、総務費補助金でございますが、合併市町村の国庫の補助金でありまして、国の補正が成立いたしました。それによりまして、前倒し交付されるものでございます。充当事業は歳出の方でご説明申し上げます。

同じく次のページの63ページでございますが、14款県支出金のところで、1 目の総務費県補助金の右側の方で、補正額が740万8,000円の中で説明の欄中、市町村合併支援特別交付金、これは合併町村に対する県の補助金でございます、477万1,000円追加補正しております。充当事業は歳出においてさらに説明申し上げたいと思います。

64ページでございます。8 目の農地等災害復旧事業費補助金でございます。1 節の農地等災害普及事業費補助金1,243万6,000円の減額補正でございます。これは事業費の精査等によりまして、県の補助金を減額するものでございます。それから14款の同じく県支出金の中で、2 目の農林水産業費県委託金、1 節の農業費委託金3,069万6,000円の減額でございます。説明の中にありますとおり、畑地帯総合整備事業用地事務委託金、県の委託金を減額補正するものでございます。

65ページに参ります。15款の財産収入でございます。1 目の不動産売払収入補正額が4,193万円の減額とし、減額後の額でございますが690万8,000円、この分の不動産売払収入がございました。内訳的に申し上げますと、4 件ほどございまして、南部地区において相内水路、これ払い下げしたものでございますが、これが31万2,000円、それから森越の分譲住宅 1 件で487万2,000円、そのほか森越の住宅団地において切り地の処分がございました。65万8,000円と106万6,000円、以上 4 件で690万8,000円となります。

次に、17款繰入金でございます。2 目の減債基金繰入金、補正前が 2 億円でございます、補正額が同じく減額で 2 億円となります。全額基金を取り崩し停止するものでございます。歳出の方でも積立金がございますので、減債基金の18年度末現在高は歳出においてももう一度ご説明申し上げます。あと、5 目、6 目の基金でございますが、利子相当分を繰り入れするものでございます。

それから、今度は66ページでございます。20款町債であります。減額が3,320万円でございます、補正後の町債は11億3,440万円、これは事業費等の確定により補正するものでありまして、今年度の町債発行額が歳入から見ますと、構成比が11.1%となっております。

次の67ページからは歳出でございます、1 款の議会費の減額でございますが、不用見込み額の減額補正が主なものでございます。

次に、69ページでございます。69ページの一番下のところでございますが、10目の地域交通対策費760万6,000円の補正額であります。この内訳は70ページに入りますが、70ページのところの

右側の説明欄、19節負担金補助及び交付金の中で、657万5,000円の中での南部地方路線バス協議会の負担金658万5,000円が主なものでございます。

次に、14目減債基金費1,223万4,000円の補正額でございます。積立金でございます、先ほどの歳入での繰入金の停止とこの部分の積み立てをして、減債基金の今年度末現在高が6億7,836万1,000円とするものでございます。

次に、2款の総務費のところでの1目税務総務費補正額8,268万4,000円でございます。これは説明の中での節のところで、13節及び18節、委託料のところでは2,910万4,000円、備品購入費のところでは5,375万4,000円、これは税の統合システム整備事業に係る経費でございます、先ほどの繰越明許費のところでも出てまいりました。総額8,285万8,000円、これの財源内訳として国庫のところでは7,620万円とございます。これは国庫の合併市町村補助金を充当してこの税統合システムに充当するものでございます。

次に、70ページの最後のところです。戸籍住民基本台帳費、補正額9,324万2,000円、これの主なものは13節のところでの委託料5,336万9,000円、同じく次の15節工事請負費126万円、18節備品購入費3,631万3,000円、この中で、先ほど繰越明許費でもありましたが、戸籍の電算化事業を今18年度において歳出化したところでございます。この財源でございますが、財源内訳のところでは9,400万円、国庫とあります。これも税のところでも申し上げましたが、国庫の合併市町村補助金を充当してございます。

次に、72ページでございます。3款の民生費のところ、真ん中辺、3目老人福祉総務費のところでは補正額2,750万円、右側の説明欄13節委託料2,750万円、説明のところでは後期高齢者医療システム開設業務を補正しております。この財源として国庫補助金640万円を補正充当してございます。

次に、73ページのところで真ん中5目老人福祉施設費1,531万3,000円の補正でございます。これの主なものは右側の欄のところで28節繰出金、1,698万9,000円、これは説明の中で介護老人保健施設特別会計への繰出金でございます。

次に、80ページに参ります。ずっとこの辺は減額補正でございますので、説明を省略してまいります。それでは、80ページのところで主なものの補正でありますけれども、7款商工費、3目観光施設費514万8,000円の補正でございます。これは81ページのところでの28節繰出金300万円、農林漁業体験実習館特別会計への繰出金でございます。次の4目市場費500万円の補正でございます。これも28節繰出金町営地方卸売市場特別会計への繰出金でございます。市場への繰出金は4,000万円となっておりますが、補正後において市場特会において収支が変われば全額繰り入れ

しないこともございます。一応予算の繰り入れということでございます。

次に、83ページに参ります。9款の消防費でございますが、1目の常備消防費354万4,000円追加補正しております。これは八戸地域広域市町村圏事務組合への負担金を補正するものでございます。次に、2目の非常備消防費800万4,000円の追加補正でございます。主なものは右側のところでの17節公有財産購入費890万1,000円、用地買収費とございます。これは南部地区の第1分団屯所用地を購入するものでございます。これに対する財源のところで県補助金477万1,000円とございます。これは市町村合併支援特別交付金、県の交付金を充当しております。

次のページからずっと減額でございますので、説明は省略いたしまして、88ページでございます。88ページ11款真ん中のところでございます。11款災害復旧費、1目の農林水産施設災害復旧費4,051万4,000円の減額補正でございます。それから、同じような説明になりますので、11款公共土木施設災害復旧費1,111万5,000円の減額補正、これは両方とも査定によりまして事業費が落ちましたので、その分歳出において減額補正するものでございます。財源内訳のところでも国、県補助金、あるいは分担金等々、減額しております。

最後になります89ページ、12款公債費、1目元金のところでございますが、1,538万4,000円追加補正でございます。これは、繰上償還にかかわる部分でございますが、JA八戸広域農協さんの分を繰上償還するものでございます。利率は当初4.58%でございましたが、取り決めによって変更型ということでございますので、本来21年3月までが償還終期でございましたが、今年度財源見込みが立ったため、繰上償還を行うものでございます。その次の2目の利子のところで1,926万8,000円の補正追加でございますが、利子に係る分が確定しましたので、補正してございます。以上、主なものだけ一般会計の補正（第7号）の説明でございました。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 毎回この補正という状況にありますけれども、今回も市場費500万円の補正ということで4,000万円、その市場のまた売買の状況等あるいは、毎年毎年、こういうふうな毎回補正ということなので、市場としてはさらにどういうご努力をなさっているのか、その辺、お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） もしお許しがいただけるのであれば、市場特別会計の補正予算がこれからあります。そのときでよければそのときお話しますが、今でよければ、今でもいいですけれども。

○12番（工藤幸子君） じゃあそのときで結構です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。5番、川井健雄君。

○5番（川井健雄君） 81ページをお願いします。7款の1項3目の28節ですか、繰出金300万円になっていますが、当初予算からの合計は幾らになっていましたでしょうか。これはチェリウスのことだと思うんですけども……。

あと一つ、79ページの11目農村整備費の17節、22節、用地買収費と立木の補償費、これは予算執行されなかったものと理解したんですが、この場所と当初の利用目的は何だったのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） それでは、初めにチェリウスの繰出金のことでお答えします。

繰出金の予算は当初は2,200万円でしたが、今回300万円を補正しまして2,500万円とするものであります。これにつきましては、特別会計の補正のところでもまた説明することになります。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 農林課推進監。

○農林課農林推進監（岩館茂好君） 畑地帯総合整備事業でございますけれども、当初国の事業でございます。当初予定していたよりも少なくなったということでございますけれども、これは路線が当初6路線であったのが5路線と。今明細につきましては持参しておりませんので、後で明細につきましてはお知らせいたします。よろしいでしょうか。

○５番（川井健雄君） はい。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第19号、2006年度南部町一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。

民生費に75歳以上の後期高齢者医療制度が始まることにより、電算化の整備システム開発委託料として2,750万円の計上についてであります。後期高齢者医療制度を始めること自体、老人医療を困難に陥れる制度であります。国の医療制度による導入ではありますが、後期高齢者医療制度に反対することを表明し、議案第19号に対しては反対するものであります。

反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第20、議案第20号、平成18年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 92ページです。議案第20号、平成18年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ304万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億2,794万9,000円とするものであります。

98ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。1款1項給食費、1目給食管理費205万6,000円の減額の内訳につきましては、1節報酬、4節共済費、11節需用費、12節役務費、13節委託料、14節使用料及び賃借料、19節負担金補助及び交付金、これにおきましては、18年度支払いの見込みに当たり減額するものであります。2目給食費99万3,000円の減額につきましては、給食材料費、給食日数の確定により減額するものであります。

97ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。1款分担金及び負担金、1目1節給食費負担金は給食数の確定により個人負担金99万3,000円を減額し、2款繰入金、1目一般会計繰入金は歳出の減額により繰入金205万6,000円を減額調整するものであります。

以上で終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第21、議案第21号、平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 議案第21号、平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正による歳入歳出予算の総額の増減はございません。

107ページをごらんください。歳入になります。1款1項1目の農林漁業体験実習館使用料、補正前の額1,783万9,000円に、補正額100万円の減額をし、1,683万9,000円とします。第2款の1項1目財産売り払い収入の補正前の額3,675万4,000円から200万円の減額補正と、3,475万4,000円とするものです。

それから、3款1項1目一般会計からの繰入金が補正前の額2,200万円、今回300万円の増額補正を要求するものであります。歳出の方は歳入と同額となります。財源内訳だけの変更でございますので、説明を割愛します。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第22、議案第22号、平成18年度南部町ボートピア交付金事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 109ページでございます。議案第22号、平成18年度南部町ボートピア交付金事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

今回の補正予算についてであります。ボートピアなんぶの売上が当初の見込みより落ち込んでいるということと、平成17年度からの繰越金の確定によりまして、歳入のそれぞれの科目の予算額を調整したもので、予算総額、それから歳出についての予算の補正はございません。

112ページをお開き願います。歳入でございます。1款ボートピア交付金、1目環境整備協力費についてであります。18年度の売上を16億円と見込み、その0.5%を予算計上していましたが、昨年12月末の総売り上げ実績が見込みよりも下回っていることから下方修正しまして、75万円減額するものでございます。

2款繰越金、1目繰越金については、確定額152万8,000円を追加しまして、第3款繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、環境整備協力費とそれから繰越金の差額の調整で77万8,000円を減額し、補正額がゼロとなるものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第23、議案第23号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(小野寺直和君) 113ページでございます。議案第23号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明をいたします。

第1条、既定の予算総額に2,238万6,000円を追加し、総額を27億5,258万円とするものでございます。

それでは、118ページから説明いたします。歳入でございますが、6款共同事業交付金、1項1目の高額医療費共同事業交付金及び2目の保険財政共同安定化事業交付金が事業確定によりまして、合わせて2,238万6,000円となったものでございます。

続きまして、歳出の方でございますが、次のページ119ページでございます。2款保険給付費、1項1目の一般被保険者療養給付費が1,802万8,000円、それから2目の退職者被保険者等療養給

付費435万8,000円、合わせて2,238万6,000円でございます。これは負担金に充てるものでございます。

次の5款1項1目高額療養費拠出金と3目の保険財政共同安定化事業拠出金を財源補正するものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第24、議案第24号、平成18年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 120ページでございます。議案第24号、平成18年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、既定の予算総額から7,514万6,000円を減額し、総額を24億3,594万1,000円とするものでございます。

歳出の方から説明をいたします。126ページでございます。1款医療費、1項医療諸費の1目医療給付費及び2目の医療費支給費3目の審査手数料、これが事業確定によりましてそれぞれ減額になります。合わせて4,804万5,000円の減額でございます。

次に、2款1項1目の償還金でございますが、2,710万1,000円の減額するものでございます。

次に、歳入の方でございますが、125ページをお開きください。この先ほどの歳出の減額によりまして、第1款支払基金交付金の1項2目の審査手数料交付金が182万円減額と。それから、2款国庫支出金、1目医療費国庫負担金が6,425万8,000円の減額。

続いて、3款県支出金1項1目の医療費県負担金が906万8,000円、それぞれ減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第25、議案第25号、平成18年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第25号、平成18年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,948万円を減額し、予算の総額をそれぞれ18億9,209万円とするものでございます。

第2条といたしまして、地方自治法第213条第1項の規定によって翌年度に繰り越して使用できる経費は、第2表の繰越明許費によるということです。

130ページをお願いいたします。第2表でございますが、繰越明許費、1款総務費、1項総務管理費、事業名が介護保険システム改修事業と。392万1,000円、これは介護保険システム、今度後期高齢者の医療費の関係が改正になりまして、そのためのシステム改修でございますが、国の方からの仕様書がおくれているため、19年度へ繰り越しをして対処するものでございます。

それでは、最初に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。136ページをお願いいたします。第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費13節でございますが、補正の額は60万7,000円を追加するものでございます。内訳といたしましては、被保険者管理システム164万7,000円、これは先ほどご説明いたしました繰越明許費にこの分を含めまして、19年度でシステム改修を行うものでございます。

次の認定審査会システム104万円の減額につきましては、保守、それから改修等が不要になったため減額するものでございます。

次に、第2款保険給付費、第1項保険給付費、1目介護サービス等諸費は3,886万円の減額と。

次に、137ページをお願いいたします。3目の高額介護サービス等費は1,128万円、4目の特定入所者介護サービス等費は624万7,000円、5目の介護予防サービス等諸費は3,987万3,000円、これらをそれぞれ減額するものですが、給付見込みの減による減額でございます。

第4款地域支援事業費、第1項介護予防事業費は事業の精査による減額でございます。

次に、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。133ページにお戻り願います。第1款保険料、第1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料の1節現年度分特別徴収保険料は2,719万9,000円、それから2節の現年度分普通徴収保険料は902万8,000円をそれぞれ減額するものでご

ざいますが、これ、内容につきましては、税制改正による激変緩和措置、今年度４月に行いましたが、その対象者634名の保険料減額が主なものでございます。

第３款国庫支出金、第１項国庫負担金、１目介護負担金は4,425万円の減額と。給付費減に伴う国庫負担20％相当分でございます。第２項国庫補助金、１目調整交付金は636万5,000円の減額と。負担率の変更によるものでございます。２節の事業費補助金は104万6,000円の増額、これはシステム改修の補助金でございます。

第４款支払基金交付金、１目介護給付費交付金は2,853万6,000円の減額でございます。交付金の変更申請によるものでございます。

第５款県支出金、第１項県負担金、１目介護給付費負担金は2,882万7,000円の増額と。これは負担率の変更によるものでございます。

第７款繰入金、第１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金は1,050万3,000円の減額、給付費減に伴う町負担分12.5％相当分でございます。２目のその他一般会計繰入金は89万2,000円の減額で、事務費の繰入金となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第26、議案第26号、平成18年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第26号、平成18年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ739万4,000円とするものでございます。

144ページをお願いいたします。最初に、歳入でございます。

第1款サービス収入、第1項介護給付費、1目居宅介護支援サービス計画費は77万1,000円の計画減による減額でございます。

次に145ページをお願いいたします。歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費は77万1,000円の減額、職員に係る人件費の分の減額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第27、議案第27号、平成18年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 147ページになります。議案第27号、平成18年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

これは科目の予算組み替えですので、予算総額に変更はございません。

第2条、第2表において繰越明許費を計上してございます。

151ページをお願いいたします。歳出から説明いたします。

215万2,000円工事請負費に委託料を組み替えて事業の促進を図るものでございます。13節、それから15節の組み替えでございます。

149ページへお戻りください。第2表繰越明許費の説明をいたします。理由といたしまして、入札減の活用と予算組み替えにより、3月に発注して事業促進を図るため、そして関係機関との舗装構成等協議により、日数を要したために、繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 工事が始まっているわけですがけれども、この工事の工程といいですか、例えば管渠を全部入れてから部分的に入るのですか、それとも地区地区に分けていろいろな工事をするのでしょうか。今盛んに道路をやっているみたいですがけれども、どういう状況で進んでいくのでしょうか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 主にマンホールというものがございまして、マンホールは確定させてから管渠工事に入る。それで管渠を敷設しまして、今度は舗装の復旧というような過程でいくのが普通でございます。ただ、場所によってはどうしても交差点等がございまして、その場合には管渠をやって、それからマンホールというような工程で進む場合もございますので、ご了承ください。

以上です。

○12番（工藤幸子君） はい、了解。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第28、議案第28号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補

正予算（第４号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 152ページ、議案第28号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）についてご説明いたします。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ765万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,674万4,000円とするものでございます。

第２条、第２表は継続費の補正となります。

それから、３条として、第３表に繰越明許費を計上してございます。

161ページをお願いいたします。歳出を先に説明いたします。

１款１項１目の19節の負担金と２目12節役務費公課費はそれぞれ額の確定による減額補正でございます。

それから、13節委託料につきましては、説明にありますそれぞれの業務委託料の落札減を補正したものでございます。

２款１項１目の旅費から委託料までは、単独事業費の確定による対応事務費の減額と補助事業の落札減などによる節の組み替えをしたものでございます。

次のページにお進みください。15節工事費については、処理施設の落札減を管路工事に組み替えたものでございます。22節については、水道管移設を有しなかったための減額でございます。

それから、３款１項２目の23節でございますけれども、一時借入金利子につきまして、当初借り入れの予定でしたが、一時借り入れをしなかったための減額補正でございます。

159ページにお戻りください。歳入について説明いたします。

１款１項１目受益者分担金については、上名久井地区の集落排水におきまして、加入者が当初見込みより少なかったための減額補正でございます。

２款１項１目の使用料については、加入者の使用水量の増加による増額でございます。２款２項１目工事検査手数料は、下水接続が少なかったための検査料の減額でございます。

それから、４款１項１目の一般会計繰入金についてでございますけれども、継続費の見直しと落札減による減額でございます。

それから、７款の繰越金についてでございますけれども、これは電算入力時、ダブってミス計上したものを組み替え減額したものでございます。

155ページにお戻りください。第２表の継続費の補正でございますが、総額３億3,000万円を２

億5,600万円に、7,400万円の減額とするものでございます。内訳としましては、管理委託料2,000万円を単独契約としたための減額とそれから機械電気工事の落札減5,400万円を減額したものでございます。

156ページにお進みください。繰越明許費でございます。繰り越しにつきましては、上名久井地区の事業費落札減による促進事業の発注と福田地区処理場の継続費の繰り越しが主なものでございます。事業に対応した事務費、委託料が1,502万円含まれております。

以上で簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第29、議案第29号、平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 163ページでございます。議案第29号、平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億1,635万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億4,236万3,000円とするものでございます。

167ページをお願いいたします。歳入の事業勘定、1款1項受託金ですが、受託販売額を年度当初計画した28億円の目標に向けて、職員一丸となって業務に取り組んでまいりましたが、18年度の総販売額は25億円程度という見込みになりました。1割以上の3億円もの減額となる見込みとなりましたので、その経緯について少し時間をいただきまして、ご説明をいたしたいと思っております。

まず、今年度の出荷量についてですけれども、2月末現在、前年同期と比較してみますと、昨年度より約587トン増の1万7,711トンとなっております。今年度一番出荷量がふえたのはリンゴでございます。具体的には昨年30万箱でございましたが、今年度は35万箱、これ大箱の計算です。5万箱ほどふえてございます。次に、販売額を出荷量で割り、1キログラム当たりの単価を出しまして、比較してみますと、今年度は130円、昨年度は140円、平成16年度は181円、平成15年度は164円となっており、1キログラム当たりの単価が10円違うと、市場の年間の総販売額は1億七、八千万円ほど違ってまいります。平成16年度の比較では、50円ほど低下しております。当然市場取り扱い分だけでも9億円以上の違いとなり、市場としても大変ですけれども、生産者の皆さんはもっと大変な収入減になっているものと考えております。

次に、今年度の具体的な販売額について、同じく2月末現在の前年同期と概数で比較してみますと、昨年度より増額となったのは、リンゴは1億1,500万円伸び、8億5,000万円、プラムは1,300万円伸び5,000万円、ゴボウも1,100万円ほど伸びまして5,000万円の販売額となっており、このほか、モモ、ニンジン、キャベツ、トマトなどがそれぞれ七、八百万円の伸びとなっております。反対に減額となったものもございます。ウメは1億円減の1億円でございました。半分しか売れませんでした。ニンニクは9,000万円減の3億2,000万円、サクランボは2,000万円減の7,300万円、ブドウは2,000万円減の3,800万円の販売額となっており、このほか、苗物2,000万円、ホシギク1,400万円、ナガイモ600万円など、それぞれ減額となっております。この結果、今年度の受託販売額は25億円程度になるという見込みとなりましたので、3億円の減額補正をお願いするものでございます。

業務勘定の1款1項の使用料の補正額31万6,000円の減額でございますけれども、資材倉庫や駐車場の返還に伴うものでございます。

1 款 2 項の手数料2,113万円の減額でございますけれども、これは受託販売額の減によるものでございます。

2 款 2 項の繰入金是一般会計からの繰入金500万円の増額補正をお願いするものでございます。169ページをお願いいたします。歳出ですが、事業勘定 1 款 1 項受託費は歳入で説明しましたので省略させていただきます。業務勘定 1 款 1 項市場管理費ですが、各項目にわたり経費の節減、効率的な運用、あるいは受託販売額の減に伴う不用額など、合計欄のとおり、全体で1,244万円の減額補正をお願いするものでございます。

3 款 1 項の予備費は歳入歳出の調整を図るためのものでございます。

一般会計の補正予算のときに、工藤議員からご質問のありました一般会計からの繰入金を増額しないため、どのように取り組みをしたのかというご質問についてでございますけれども、まず第 1 に、市場関係者、市場利用者から親しまれる市場であることに努め、業務を行っております。また、市場は新鮮で安全安心な農作物を消費者に届けるという、そういう使命もございますので、品質の管理には万全を期して取り組んでまいりました。また、売買のせりを行う際は、適正、公正な取引となるよう配慮しております。さらに、生産者の方々への情報提供ですけれども、これは各家庭への訪問、あるいは各団体の総会等に参加しまして、また、時によっては電話、ファックスを利用してですが、可能な限り情報提供に努め、市況、そういったものをお知らせし、出荷の要請をしてきております。また、最近は関係法令で、産地表示など、生産者の負担も多くなっていることから、市場としてもできるだけ協力できる体制に配慮し、業務を行ってきております。以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 減額になった要因の中に、ウメとかニンニク、サクランボ、あるいはナガイモ等は近年にない安値ということで、需用の環境の問題もあると思います。そういう意味でも商品の価格が落下するという状況の中で、それでも市場職員の姿勢は非常にただして、親しみやすい市場の構築に心がけているということ、その辺はちょっと安心しました。それにしても、できるだけ工夫をして、できるだけ少しでも増額に出せるように、努力していただければよろしいかなと思っています。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 予想外の売上の減ということなんですが、逆を返してみれば、今のご時勢、こういった形態で、こういった作物の量をこういう売り方をしているという、その形態自体が時代に合わなくなっているんじゃないかという側面を感じないんじゃないんですけれども、その辺をどうお考えなのか伺いたいのと。

そうなのであれば、この市場法にのっとったこの形態からまた別の形態へのシフトを考えていくべきじゃないのかなと、私は漠然とながら考えるんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） お答えいたします。

市場の売上が下がって、私どもも大変でございますけれども、現在、市場外流通という言葉がございまして、かつては生産者の皆さんは市場をほとんど経由して販売していたものが、最近ではある数字によりますと、2割から3割、25%、30%程度のものしか市場には流通していないんだという、そういうお話もあります。私たちは市場そのものがなくなって、一番困るのは農家の皆さん、また、今現に仕事をしている買受人の皆さん、直接的にはそうです。ただ、それを取り巻いているまたさまざまな業務の方がございます。そういった見方からすれば、売上が多少下がっても、農家の皆さんにもお願いをし、今後とも市場の運営は続けていかなければならないものと考えております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 私も別に南部の町営市場がなくなることを望んでこういうことを言っているわけではないんですけれども、ただ、先ほど「買受人の云々」ということをおっしゃいましたけれども、それならそれで生産者にもその責任の一端はあるんだと思うんです。その買受人にもそれなりの責任はあるんだと思うんですよ。運営なさっている方にもそれなりの責任があると思うんですが、ただ例えばブランド化であるとか、そういうことを成し遂げている土地というのは、やはり生産者と管理する人たちとまた買受人がその3者がうまく協力し合って、ある意味利

害関係を飛び越えたところで協力し合ってこそ、そのブランド化ができたり、大量な流通の経路をつくり上げてとかというのはたくさんあるわけですね。そういった意味を、そういったことも真剣に考える時期なのではないのかなと、私は思うんです。そういうことでした。よろしくお願いします。

○議長（工藤久夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） ごらんになった方も多数いると思いますけれども、NHKのクローズアップ現代で12月でしたか、市場の関係のクローズアップ現代で放映してありましたけれども、全国で1,600カ所市場があると、およそですね。地方市場、中央市場を合わせてです。そのうち220ほど廃業に追い込まれて、今後300カ所ほどだんだん統廃合なんかをしていかなければならないんじゃないかというお話がございました。そういった中で、山形の市場を例に出しまして、売り上げを伸ばしているんだと。その原因はどういったことで伸ばしているかということですが、やっぱり地場産品、ブランド化、そういったものに取り組んで、売上を伸ばしているという内容の放映がございました。私どももいろいろなところの事例を勉強しながら、さらに売上増につなげていけるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第30、議案第30号、平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（佐々木利文君） ページが173ページになります。議案第30号、平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ722万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,583万円とするものでございます。今回の補正の内容については、事業費確定に伴う財源調整を行ったものでございまして、歳出について説明いたします。

179ページをごらんいただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の補正額については522万6,000円を減額し、総額を2億6,707万6,000円とするものですが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費については、職員の人件費の減額であります。

2目の療養費については、委託料200万円でございますが、給食業務費の減額でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。178ページをごらんください。1款サービス収入、1項介護給付費、1目施設介護サービス費の補正でございますが、今回1,855万9,000円を減額し、予算額を2億3,104万1,000円とするものですが、入所者、通所者のサービス収入が当初予算見込額を大幅に下回ったため、減額せざるを得ませんでした。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金でございますが、サービス収入費に連動いたしまして、個人から徴収する入所利用料、通所利用料の減額で565万6,000円減額するものでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金については、1,698万9,000円を増額し、予算額を8,301万7,000円とするものですが、サービス収入等の差額分について、財源調整を図るために補正せざるを得なかったものでございます。

以上でご説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号から議案第50号の上程、委員会付託

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第31、議案第31号から日程第50、議案第50号までの平成19年度南部町各会計予算議案20件を会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第50号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案20件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第50号までの議案20件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

なお、予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。

よって、委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会をこの席から口頭をもって招集いたします。

本日、本会議終了後、この議場において開催いたしますので、ご了承願います。

.....

散会の宣告

○議長(工藤久夫君) 以上で本日の本会議の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議終了後、引き続き予算特別委員会が開催されますので、よろしくお願いいたします。

また、本会議は、来る3月13日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

(午後2時18分)

第 7 回南部町議会定例会

議事日程（第 5 号）

平成19年 3 月13日（火）午前10時開議

- 第 1 議案第31号 平成19年度南部町一般会計予算
- 第 2 議案第32号 平成19年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 3 議案第33号 平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 4 議案第34号 平成19年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算
- 第 5 議案第35号 平成19年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議案第36号 平成19年度南部町老人保健特別会計予算
- 第 7 議案第37号 平成19年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 8 議案第38号 平成19年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第 9 議案第39号 平成19年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算
- 第 10 議案第40号 平成19年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 11 議案第41号 平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 12 議案第42号 平成19年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 第 13 議案第43号 平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 14 議案第44号 平成19年度南部町工業団地造成事業特別会計予算
- 第 15 議案第45号 平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第 16 議案第46号 平成19年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 17 議案第47号 平成19年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 18 議案第48号 平成19年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 19 議案第49号 平成19年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 20 議案第50号 平成19年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 21 請願第 1 号 乳幼児医療費国庫負担制度の創設求める請願書
- 第 22 陳情第 1 号 南部町名川りんご集出荷貯蔵センターの設備修理に関する陳情書
- 第 23 発議第 3 号 乳幼児医療費国庫負担制度の創設を求める意見書案
- 第 24 議会運営委員会報告
- 第 25 総務企画常任委員会報告

第 26 委員会の閉会中の継続調査の件

追加第 1 議案第51号 南部町教育委員会委員の任命について

追加第 2 議案第52号 南部町大平財産区管理会委員の選任について

追加第 3 議案第53号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（33名）

1番	河門前 正 彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉 松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君
7番	中 村 善 一 君	8番	佐々木 勝 見 君
10番	夏 坂 清 蔵 君	11番	長 根 和 夫 君
12番	工 藤 幸 子 君	13番	四 戸 清 君
14番	内 村 貞 子 君	17番	佐々木 幹 夫 君
18番	馬 場 又 彦 君	19番	日向端 猛 君
20番	立 花 寛 子 君	22番	大久保 俊 和 君
24番	滝 田 米 作 君	25番	川守田 稔 君
26番	佐々木 金 嘉 君	27番	工 藤 久 夫 君
28番	坂 本 正 紀 君	31番	相 田 耕 作 君
32番	山 口 博 个 君	33番	沼 畑 繁 君
35番	佐々木 元 作 君	36番	伊 達 一 夫 君
37番	金 沢 和 夫 君	39番	東 寿 一 君
41番	西 塚 芳 弥 君	42番	野 田 清 八 君
43番	佐々木 由 治 君		

欠席議員（5名）

9番	庭 田 豊 茂 君	15番	工 藤 和 夫 君
30番	河 端 幸 蔵 君	34番	小笠原 義 弘 君

40番 宮 野 正 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	助 役	赤 石 武 城 君
収入役兼掌助役	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君
建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君	福地総合サービス課長	川 井 和 男 君
名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君	南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君
出 納 室 長	坂 本 與 志 美 君	名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君
老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君	市 場 長	堀 内 誠 悦 君
総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君	農林課農林推進監	岩 舘 茂 好 君
農林課グリーン・ツーリズム推進室長	小笠原 覚 君	教 育 委 員 長	赤 平 實 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君
社会教育課長	工 藤 光 行 君	選挙管理委員会委員長	中 村 喜 雄 君
農業委員会会長	沼 畑 俊 一 君	農業委員会事務局長	後 村 森 夫 君
代表監査委員	松 本 陽 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は33人でございます。定足数に達しておりますので、これより第7回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

議案第31号から議案第50号の委員長報告、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第1、議案第31号から日程第20、議案50号までを会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第50号までの平成19年度南部町各会計予算議案20件を一括議題といたします。この議案は予算特別委員会に審議を付託しておりましたので、ここで委員長の報告を求めます。委員長、佐々木幹夫君の登壇を求めます。佐々木幹夫君。

（予算特別委員会委員長 佐々木幹夫君 登壇）

○予算特別委員会委員長（佐々木幹夫君） おはようございます。予算特別委員会の報告をいたします。

去る3月8日の本会議におきまして、本委員会に審議を付託されました議案第31号から議案第50号までの平成19年度南部町各会計予算議案20件につきましては、3月9日と12日に開催の本委員会におきまして慎重に審議した結果、全議案が原案のとおり可決されましたことをご報告いたします。

終わります。

○議長（工藤久夫君） 予算特別委員長の報告が終わりました。委員会の審議結果は、議案第31号から議案第50号まで、それぞれ原案のとおり可決であります。

これより質疑を省略し、討論に入ります。討論はありますか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。2007年度南部町一般会計予算案についての討論を行います。

安倍自公政権は、史上最悪のタカ派、改憲内閣としての危険性とともに、そのもろさと弱さを兼ね備えていると思われます。ことしに入ってから安倍政権の特徴は、あらゆる問題で国民との矛盾を深め、支持率の低落が続く中で、危機と行き詰まりの打開を政権の延命のために、その反動的地金をむき出しにしております。多くの国民が今心を痛めている貧困と格差の深刻な広がりについて、安倍内閣は貧困と格差の広がりという事実すら認めない冷酷な態度に終始しています。我が党が衆参の予算委員会質疑で、子供の貧困、国保証の取り上げなど、国民の中で広がっている貧困の具体的な事実を示して、政治の責任をただしました。しかし、政府から返ってきたのは、貧困の事実と実態すら認めないという心ない答弁でした。安倍内閣は、成長戦略、最近では成長底上げ戦略と言いかえていたようですが、総称して大企業さえ成長すれば、いずれは家計におこぼれが回るという、既に破綻が証明済みの大企業中心主義の政策に固執しています。国民の苦難に対する無感覚と無責任、貧困対策の貧困がこの内閣に対する国民の失望を急速に広げている根本にあります。こういう政府の状況はありますが、政府の悪政をはねのけて、生活を守る項目をふやしている自治体もあります。小泉内閣の三位一体改革の強行で、就学援助に対する国の補助金が大幅に削減された中、廃止申請や支給方法を改悪する自治体が広がっている中、前年度並みに予算化されたことはうれしい限りです。全国一斉学力テストに対する町長の考えは的を射たものでした。特色ある学校経営事業は子供たちを、新規に農業に就業する農業就業者に助成する事業は地域農業を励ますものであります。その一方で、福祉や税金問題に対しては、政府の態度そのままに「税金は納めるもの」の一点張りで、納め切れない国民の心に寄り添うものではありませんでした。住民税、所得税、固定資産税などの税金、国民健康保険税などの社会保険料、保育料などの負担は生活費に食い込んで徴収してはならず、また、減免制度が拡充されなければなりません。この点を履き違えると、自治体の長とは言えないのではないのでしょうか。財政難な

ら不用不急の予算を整理し、住民の生活を守る予算を一番に考えるべきです。以上の理由を述べ、議案第31号に反対するものであります。

2007年度南部町国民健康保険特別会計予算案に対する討論を行います。国保は、発足当初は、農業など、自営業者が中心でしたが、今や無職者や高齢者、不安定雇用の人たちが多く入る医療保険に変わってきました。1984年度に国保加入世帯の平均所得は179万円だったのが、2004年度には165万円に減少しています。一方、1人当たりの保険料は3万9,000円から7万9,000円に倍化しています。なぜ、こんなことになったのでしょうか。1984年度以降、国が市町村への国庫補助を削減、国の負担割合を49.8%から34.5%に減少したことが大きな原因です。そのため、国保加入者に重い負担が課せられ、その上……。 (マイクトラブル発生)

○議長(工藤久夫君) ここで暫時休憩します。

(午前10時08分)

○議長(工藤久夫君) 再開します。

(午前10時10分)

○20番(立花寛子君) 1984年度に国保加入世帯の平均所得は179万円だったのが2004年度には165万円に減少しました。一方、1人当たりの保険料は3万9,000円から7万9,000円へ倍化しました。なぜこんなことになったのでしょうか。1984年度以降、国が市町村への国庫補助を削減、国の負担割合を49.8%から34.5%に削減したことが大きな原因です。そのため、国保加入者に重い負担が課せられ、その上、不況が長引き、失業、倒産、非正規雇用の増大、病気などの影響で、払いたくても払えない状況が続いています。国保税を払うことで貧困とワーキングプアをつくっていると言えるのではないのでしょうか。国民健康保険法の改悪で、2000年から国保税滞納世帯から保険証を取り上げ、病院で一たん全額自己負担を求められる資格証明書の発行が市町村に義務づけられました。一方で、国保法施行令は、資格証明書発行の適用除外となる特別な事情の目安を規定しており、特別な事情は各市町村、地方自治体が判断するとしています。今、当町に求められていることは、保険料を納付することによって、生計を維持することが困難な場合は、資格証明書は発行しない、こういう町独自の基準を設けることです。ある自治体の話ですが、「一般会計から国保財政に約12億円を繰り入れている。しかし、累積赤字は既に20億円を超えた」と話し、「これ以上の国保料引き上げは市独自の財政支援に厳しい局面を突きつけている」と言っていますが、

住民の生活と健康を守るため、努力しているのです。国が責任を果たし、支払い能力に見合った国保税に引き下げることが一番ですが、当町の独自努力を果たすことを強く要求し、反対討論いたします。

2007年度南部町老人保健特別会計予算案に対する討論を行います。老人保健法をめぐる動きのあらましを述べたいと思います。老人医療無料化の運動は、1960年代後半から、国民健康保険での10割給付、無料要求と老人健診の取り組みを通して健康破壊の実態を明らかにした運動によって、市区町村から始まり、都道府県や国に対する運動へと発展していきました。1973年昭和48年には、政府も老人医療費を無料化しました。ところが、政府は無料にした翌年から有料化攻撃を開始、国民は毎年大きな運動を繰り広げ、10年間にわたって有料化を阻止しました。政府は、臨時行政調査会路線に基づいて、82年、公費医療制度の抜本改悪の突破口として、老人保健法の制定を強行し、83年2月から老人医療費の有料化を実施しました。これまで、外来、入院の一部負担の引き上げ、老人医療費の定率制導入などで、高齢者の負担増と新たな高齢者医療制度の創設、後期高齢者医療制度、保険制度であります。75歳以上の加入者全員から保険料を年金から天引きや口座振替、銀行振込等で徴収するとしています。ますます老人の医療を遠ざけるばかりです。都道府県や市町村では、1970年代の老人医療費助成制度をそのまま守っているところもありますが、青森県は何も行っておりません。県にも働きかけ、老人の医療を守る助成制度をつくらせるとともに、南部町独自の医療助成制度をつくることを要求し、反対討論いたします。

2007年度南部町介護保険特別会計予算案に対する討論を行います。介護保険法は、保険あって介護なしとの多くの国民の反対を押し切って、2000年平成12年4月から始まりました。介護保険制度は、保険料徴収で5割、税金で5割、国25%、自治体25%を負担するという仕組みです。介護保険は、医療制度に加入している40歳以上64歳までの人と、65歳以上のすべての国民から保険料を取り、さらに1割の利用料負担、2005年10月からは、食費や介護施設の居住費も負担を強いています。介護保険の主な問題点は、1、高い保険料、2、重い利用料、3、サービスや施設の不足、4、実態にそぐわない介護認定、5、寝たきりを防ぐ予防給付などの内容が貧弱、6、導入後の改悪による給付削減と負担の強化の六つにまとめられます。介護保険制度導入のねらいは、第1に、社会保障の制度を憲法25条が定めた生存権保障から相互扶助の制度に変質させることです。そして、福祉は、金で買うものとして、社会保障を大企業などの儲けの場に行っていることです。そのために、国と地方自治体が責任を負って、国民の生存権を保障するための措置制度の解体と連動させています。第2に、介護医療制度から切り離し、介護保険料を医療保険に上乗せして徴収したり、年金からも保険料を取るなど、介護保険を軸に、社会保障を根本的に改悪する新

たな突破口にしていることです。厚生労働省は、介護保険料減免３原則、１、保険料の全額免除、２、資産状況等を把握せずに、収入のみに着目した一律の減免、３、保険料減免分に対する一般財源の繰り入れの禁止によって自治体の保険料減免への締めつけを行ってきましたが、それをはねのけて、減免自治体が広がっています。2004年平成16年４月時点で、保険料は841自治体が、利用料は888自治体が減免制度を実施しています。訪問介護や通所介護、リハビリテーションなどの利用料を減額している自治体も少なくありません。また、2006年４月からの改悪によって、これまで受けていたサービスや介護用具の給付、貸与が受けられなくなる人にサービスの継続を求める運動も広がっています。自治体として独自の施策をとることはできるわけですから、介護保険料の軽減や免除、利用料の引き下げなどを行うべきです。以上の理由を述べ、反対討論いたします。

議案37号に反対し、反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより分別して採決いたします。議案第31号、平成19年度南部町一般会計予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席ください。起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成19年度南部町学校給食センター特別会計予算から議案第34号、平成19年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算までの３件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号から議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成19年度南部町国民健康保険特別会計予算から議案第37号、平成19年度

南部町介護保険特別会計予算までの3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(工藤久夫君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第35号から議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成19年度南部町介護サービス事業特別会計予算から議案第50号、平成19年度南部町大平財産区特別会計予算までの13件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第50号は原案のとおり可決されました。

.....

請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第21、請願第1号、乳幼児医療費国庫負担制度の創設を求める請願書を議題いたします。

本件は、教育民生常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。山口博个君。

(教育民生常任委員会委員長 山口博个君 登壇)

○教育民生常任委員会委員長(山口博个君) 教育民生常任委員会の請願審査結果を報告いたします。

去る3月2日の本会議において、本委員会に付託されました請願第1号、乳幼児医療費国庫負担制度の創設を求める請願書について、同日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。審査結果は、お手元に配付しております請願審査報告書のとおり、子育て家庭への負担軽減策は少子化対策の重要施策と考え、全会一致で採択いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（工藤久夫君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件の請願に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第１号は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

陳情第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第22、陳情第１号、南部町名川りんご集出荷貯蔵センターの設備修理に関する陳情書を議題といたします。本件は、農林商工常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。坂本正紀君。

（農林商工常任委員会委員長 坂本正紀君 登壇）

○農林商工常任委員会委員長（坂本正紀君） 農林商工常任委員会の陳情審査結果を報告いたします。

去る３月２日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第１号、南部町名川りんご集出荷貯蔵センターの設備修理に関する陳情書について、３月２日及び３月８日の２日間にわたり、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。審査結果は、お手元に配付しております陳情審査報告書のとおり、設備の老朽化に伴い、修理が必要と認め、全会一致で採択といたしましたので、

ご報告いたします。

○議長（工藤久夫君） 農林商工常任委員長の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件の陳情に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第１号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

発議第３号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第23、発議第３号、乳幼児医療費国庫負担制度の創設を求める意見書案を議題といたします。本案提出者の説明を求めます。山口博个君。

（32番 山口博个君 登壇）

○32番（山口博个君） 発議第３号、乳幼児医療費国庫負担制度の創設を求める意見書案について、提案理由の説明をいたします。

この意見書は、乳幼児医療費国庫負担制度の創設を求める請願書が本定例会で採択されましたので、関係大臣に送付するものであります。

それでは、意見書を朗読します。

我が国の合計特殊出生率は年々低下し、平成17年の値は人口を維持するのに必要な2.08人を大きく下回る1.25人まで低下し、まさに危機的な水準に至っております。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子供の健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、本県を初めとするすべての都道府県及び市区町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されている。しかしながら、市区町村の制度内容の格差が年々拡大している状況にあります。児童期までの年代は、病気にかかりやすく、またアトピー性皮膚炎、小児ぜん息など、長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っています。さらに、厚生労働省が推進する「8020」運動の達成のためには永久歯が完成する中学校時期までの口腔管理の充実を図るためにも、同制度の果たす役割は大きくなっています。

平成14年10月から、3歳児までの医療費負担が3割から2割負担になり、子供を持つ父母に大変喜ばれています。ぜひ、より一層制度を充実させ、安心して子供を産み、育てられる社会の実現を目指すためには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには国による支援が不可欠であります。

よって、政府におかれましては、当面義務教育就学前児童に対する医療費無料化制度を早期に創設されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年3月13日。提出者、南部町議会議員、山口博介。賛成者、同議会議員、伊達一夫、宮野正、佐々木元作、小笠原義弘、相田耕作、工藤和夫、工藤幸子、長根和夫、夏坂清蔵。

以上で意見書案の説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。
よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会報告

○議長(工藤久夫君) 日程第24、議会運営委員会報告を議題といたします。本件につきましては、お手元に配付の報告書のとおりでありますので、説明は省略いたします。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、議会運営委員会報告を終わります。

総務企画常任委員会報告

○議長(工藤久夫君) 日程第25、総務企画常任委員会報告を議題といたします。本件につきましては、お手元に配付の報告書のとおりでありますので、説明は省略いたします。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、総務企画常任委員会報告を終わります。

委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（工藤久夫君） 日程第26、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。本件は、お手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程の追加

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

本日、町長から議案第51号、南部町教育委員会委員の任命について、議案第52号、南部町大平財産区管理委員会委員の選任について、議案第53号、人権擁護委員の候補者の推薦について、以上、議案3件が追加提案されました。この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号から第53号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで追加日程表と議案書を配付するため暫時休憩いたします。

（午前10時38分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

（午前10時41分）

議案第51号の上程、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 追加日程第1、議案第51号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案について町長から提案理由並びに議案内容の説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、追加提案についてご説明を申し上げます。

議案第51号、南部町教育委員会委員の任命についてであります。南部町教育委員会委員の任期満了に伴い、委員1名を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、三戸郡南部町大字平字虚空蔵1番地1、氏名、中村祐子氏、昭和31年12月6日生まれ。任期、平成19年3月16日から平成23年3月15日まで。

合併時に5名の教育委員を任命していただいておりますが、1名の方が任期が1年、2年の任期の委員が1名、3年の任期の委員が1名、4年の任期が2名ということで、任期年数が異なっております。今回の方は合併時1年任期で同意をいただいた方ございまして、この方を適任と認め、南部町教育委員会委員に引き続き任命したいので、ご同意をくださるよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 提案理由並びに議案内容の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は同意することに決しました。

議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 追加日程第2、議案第52号、南部町大平財産区管理会委員の選任についてを議題といたします。本案について、町長から提案理由並びに議案内容の説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、議案第52号、南部町大平財産区管理会委員の選任についてありますが、南部町大平財産区管理会委員の任期満了に伴い、委員7名を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、三戸郡南部町大字苫米地字下宿2番地、氏名、松村範明氏、昭和17年2月1日生まれ。同じく、住所、三戸郡南部町大字苫米地字明戸2番地、氏名、山道金太郎氏、昭和25年8月13日生まれ。同じく、住所、三戸郡南部町大字苫米地字後小路18番地、美曾作正次郎氏、昭和7年2月21日生まれ。同じく、住所、三戸郡南部町大字片岸字片岸39番地6、氏名、滝田善吉氏、昭和15年4月10日生まれ。同じく、住所、三戸郡南部町大字片岸字砂押6番地、氏名、八木田正志氏、昭和21年11月8日生まれ。同じく、住所、三戸郡南部町大字麦沢字差和19番地、氏名、嶋守一雄氏、昭和23年6月23日生まれ。同じく、住所、三戸郡南部町大字麦沢字家ノ向20番地、氏名、八幡正義氏、昭和19年5月6日生まれ。

任期はいずれも平成19年4月1日から平成23年3月31日までであります。この方々を適任と認め、南部町大平財産区管理会委員に選任したいのでご同意くださるようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 提案理由並びに議案内容の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第52号は同意することに決しました。

議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 追加日程第3、議案第53号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について町長から提案理由並びに議案内容の説明を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、議案第53号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者2名を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

住所、三戸郡南部町大字鳥舌内字下沢田20番地2、氏名、田村千代美氏、昭和11年4月13日生まれ。同じく、住所、三戸郡南部町大字朧渡字東あかね4番地70、石塚和子氏、昭和20年4月7日生まれ。

この方々を適任と認め、引き続き推薦いたしたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長(工藤久夫君) 提案理由並びに議案内容の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は同意することに決しました。

閉会の宣告

○議長(工藤久夫君) 以上で今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) 平成19年第7回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、3月2日から13日までの12日間の日程で開会されましたが、議員各位初め、参与の方々には、年度末の何かとご多忙の中ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

平成19年度の一般会計及び各特別会計の当初予算案ほか、条例案など慎重審議いただき、ご議決、ご承認賜りましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。さらには、追加提案させていただきました人事案件につきましても、原案どおりご同意いただき、重ねて御礼を申し上げます。

今議会のご審議の中でいただきました町政に対するいろいろなご意見、ご提言を真摯に受けと

め、本職初め職員一丸となって、事務事業を推進してまいる所存であります。

景気は回復傾向にあるとはいえ、地方においては、依然として景気の低迷が続いております。地方財政は、地方交付税や補助金などの減額が続くなど、自主財源の少ない財政基盤の脆弱な自治体の財政は、基金の取り崩しを余儀なくされ、年々厳しさを増してきておりますが、来年度から国は、みずから考え、前向きにやる気のある自治体に対しては交付税措置をして支援していくという制度を立ち上げました。南部町のすばらしい歴史と恵まれた環境を十分に生かし、これまでの取り組みをさらに促進し、厳しい財政環境の中でありましたが、私の政治姿勢であります町民とのキャッチボール対話をモットーに、南部町がさらに飛躍するためのまちづくりに誠心誠意取り組んでまいる所存であります。議員各位、参与の皆様におかれましては、これまで以上のご尽力、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます、本定例会閉会に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君）　ここで一言お礼の言葉を申し述べさせていただきます。

18年度最後の定例議会もきょうでおかげさまをもちまして、すべて終了いたしました。今回の定例会を振り返って感じますことは、議員の皆さんが非常に熱心に町のことを考えて討議、討論なさったことだと思っております。よく議会と理事者は町勢発展の両輪だと言われておりますが、これからも皆さんの町勢発展のための建設的なご意見、ご発言を期待して私からの御礼の言葉といたします。本日はまことにありがとうございました。

これで、第7回南部町議会定例会を閉会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時54分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工 藤 久 夫

署 名 議 員 四 戸 清

署 名 議 員 内 村 貞 子